

證明坊	大圓坊	林行坊	忍脫坊	成道坊
延壽坊	了慶坊	顯成坊	杉之坊	春窓坊
福泉坊 <small>始十行 中三南林</small>	南延坊	運盛坊	學立坊	真淨坊
智寂坊 <small>始本 住本</small>	端山坊	武井坊	善綱坊 <small>始隆源 中樹</small>	妙法門堂
山本坊	松井坊	圓臺坊	仙臺坊	松雲苑
慶林坊	中谷 <small>附鶯谷</small>			
竹之坊	常唱堂	惠善坊	一圓坊 <small>又云 龍</small>	本應坊
南之坊	清閑坊	法雲坊	仙應坊	松玄坊
正運坊	涼池坊	木學坊	常經坊	淨心坊
威應坊	真善坊	宗幸坊	定林坊	寂光坊
至言坊	樋澤坊	清分寺	了源坊 <small>始云 信了</small>	上妙坊
澁谷坊	圓應坊	圓正坊	吉祥坊	福聚坊
玉泉坊	芳春坊	妙福坊	淨安坊	了閑坊
西谷 <small>附柳澤、田代、金剛谷</small>	六坊			

長松坊	長壽坊	清耀坊	中山坊	宗林坊
宗賢坊	見塔坊	妙石坊	一行坊	大運坊
大心坊	仁淨坊	松林坊	南向坊	北之坊
圓教坊	戒善坊	中之坊	佐倉坊	妙善坊
蓮信坊	光精坊	清水坊	鏡坊	本種坊
西之坊	通感坊	寂照坊	本行坊	常住坊
圓理坊	實圓坊	大運坊	善學院	學寮 <small>小路一間十五 寮宛一十棟 總計九十棟</small>
計 六十七坊外二堂、檀林、				
上ノ山				
長安坊	干如坊	本妙坊	圓光坊	顯盛坊
法園坊	瑞光坊	芳心坊	清玉坊	慶雲坊
貞俊妙	妙應坊	春光坊	觀道坊	大光坊
法久苑 <small>今釋常 唱寮</small>	法明坊 <small>今釋 水屋</small>	孝東院		
計 十七坊外二堂ノ院				
七面山道				
松樹苑	威井坊 <small>始交接 中妙寮</small>	十萬部寺	宗設坊	神力坊
神通坊	蓮花坊	肝心坊	中適坊	妙福寺

晴雲坊

安住坊

七面本社
敬儀院

同興院
影響坊

合計 百六十七坊外二堂、一寺、一寮

右の諸坊一時に悉く存在せしにあらざるが如し新記に徴するに甲斐國路（文化年間）には房院百廿内廿六房全廢すと述べて國經（寛保年間）には百卅四房を示し日蓮師が山内地圖（維新頃）には百六坊を録せり之を要するに時勢の變遷は一山の盛衰支院の興廢に影響せしものならんか若し悉く之を檢討せば宗史に實すると妙からざるべけれど前にもいへるが如く本院の記録すら尙ほ詳かならず維新以後に於ける支院の合廢に就ては僅に左の表を見るのみ

○明治四年一月 第七十二健師代

合併 三ヶ坊

○全七年一月全代無檀無縁に付縣廳より被申付

廢寺 十三ヶ坊

○全七年十二月 第七十三薩師代

合併 四十七ヶ坊

○全十年六月 第七十四鑑師代

合併 四ヶ坊

總計合廢六十七ヶ坊

現存 三十二ヶ坊

外二 清兮寺

以上

法寶物

本山に秘藏せらるる法寶物は、數度の火災に遭遇せりしと雖、皆悉くを得、予が出山の際は、本山に於て親しくこれを點見せしめらる、其皇室に關する御宸翰、御繪旨を始めとし宗祖日蓮聖人の自筆消息、或は題目、及日朝聖人の經文遺墨、日叡上人より武田信玄へ送りし書翰、其他水戸光國公贊心越禪師高の釋迦涅槃像、雲慶作仁王木像等一々列舉するに暇あらず、左に尤も重要なもののみを掲出す、

△御宸翰

南無妙法蓮華經

右七字の題目は人皇百代後陽成皇帝紀常兩侯の壹壹養珠夫人の爲めに親しく宸翰を染められ夫人に賜はりしものにて有命置身延山藏中一如今現存慶長十八癸丑年十二月日二十二代心性日蓮奉之と裏書に記す

日蓮大菩薩

右は人皇百十三代靈元皇帝の宸翰なり 副書に左の如く記す、

日蓮大菩薩號

太上法皇御宸翰無疑者也、故今般奉納乎身延山、可謂一宗之本意顯然矣、昔時大菩薩號雖有、敕書不到於本山、于時享保五庚子年仲夏奉納之、序爲後鑑、拜之畢、是佛法詔降宗門光輝水々

可被抽戀祈者也

五月廿一日

久遠寺住持日裕上人御房

都護前亞相藤花押

△御繪旨

△紫衣參内之事

身延山久遠寺者爲日蓮法華一宗之大導師著紫衣令參内宜施大乘經王之法威特奉祈
國家安全 寶祚延長者依 天氣執達如件

元祿六年五月六日

右 中 辨

妙法華院住持日脱上人御房

着紫衣令參 内宜奉祈 寶祚延長者依 天氣執達如件

左 中 辨

元祿十四年五月十九日

妙法華院住持日省上人御房

甲斐國身延山久遠寺爲住持輩代々着紫衣令參内宜奉祈國家安全
寶祚長久者 天氣如此悉之以狀

寶永三年四月五日

右 中 辨

日享上人御房

此時永代紫衣と爲り又此代正徳元年勅願寺詔勅せらる、繪旨後に録す
勅願寺身延山久遠寺住職事被 開食訖宣令參 内奉祈國家安全寶祚長久者依 天氣執
達如件

享保三年四月廿三日

權 中 右 辨

日裕上人御房



以後歷代參内の度びごとに繪旨を賜はりしが文意皆大同小異なれば今之を略す、其中月日
等は左の如し

享保三年閏四月廿二日

三十六世

日

潮

明和三年五月十五日	四十三世	日	見
安永二年五月廿八日	四十五世	日	應
文化八年閏二月十九日	五十三世	日	奉
嘉永七年八月廿五日	六十七世	日	櫓
明治三年七月十一日	七十世	日	祥
明治四年三月十四日	七十一世	日	結

△勅願之事

身延山久遠寺者平日依勅願行

寶祚長久之御祈今度所爲
勅願寺之旨被下勾當内侍奉書訖
殊不可有怠慢者也仍執達如件

正徳元年五月七日

權大納言俊清

法華宗大導師日亭上人御房

右勅宣依之平日不斷四海靜謐祈禱每年正月祈禱卷數献上又御即位の節は御撫拘被爲降
一七日間寶祚長久之祈禱執行

△菊紋章之事

菊御紋附御文庫同御打鋪御幕

榮子内親王御方より御祈禱之御爲め御寄附被遊候者也

元文五庚申年五月

藤木越後介

身延久遠寺日潮殿

△武將公文及次其歸嚮

永祿元年十二月十五日第十五代念師代穴山信君公(女藩頭勝千代後は梅雪齋不白
と號す武田の一族にして東西河内一圓を領せり)より寺家並町之事如前々永代
可爲不入者也との定書下附又同二年武田信玄公より左の制狀下附せらる左の
如し、

禁制

身延山久遠寺

- 一 殺生禁斷之事付於寺内射弓放鐵砲之事
- 一 任代々判諸役免許之事
- 一 押賣狼藉之事
- 一 寺家中町中之諸公事任寺法之上者爲衆徒者向後不可有非分之沙汰之事
- 一 大坊並僧坊下人之外或號他之被官委借俗家權威族町中不可許容之事
- 一 當國中身延山末寺之事如先々可爲聖人御計之事
- 一 身延山寺中並町中之事如先々永代可爲不入之事



右之條々任先判仍而如件

永祿二年十一月九日

武田信玄花押

是より先き大永二年二月武田信虎公第十三世日傳上人に歸依し、終に受戒得度せらる即ち統紀四
 六の十の師の傳に云く、甲陽候偶惡疾を感すらく身延山は法華經の靈地幸に我管中なり、欽て之に歸
 依せん、使を馳て師に告ぐ師往て之を見れば病乃ち平復す信虎大に喜び寺を造りて敬待す今の甲
 府信立寺是なり終に身延山の檀越と爲る男信玄相次て外護の力を振ふ是時身延山始て官寺と爲る
 略(師が授與の本會今當國中戸摩郡鏡中條長遠寺に藏す云々(誓の御山參考))
 同九年十二月十一日信君公より五ヶ條の禁制狀下附せらる、
 天正九年五月朔日同公より門前諸役免許狀下附せらる、
 同十年二月二日同公より五ヶ條定書下附せらる、
 同年二月第十七新師代織田家(信長ノ花押)より各前項に例する禁制狀下附せられ同十一年十二月
 廿三日代替りに仍て寺領任先判の趣勝千代朱印の定書下附せらる、
 同十六年徳川家康公より左の判物を下附せらる、
 甲州身延山久遠寺

一寺中門前殺生禁斷竹木免除之事

一寺中并門前諸役等任回規例免除之上法度以下如前々從大坊可被申付之事

一大坊并僧房に被官人之外令徘徊寺家中不可備俗家權威之事

一分國中久遠寺末寺等如前々可爲住持上人計若寺僧末寺對本寺於相企不義之覺悟者則
 從大坊可追放其上國中不可許容之事

一會式關免許之事 付當國中身延山諸末寺中寺役免除之事

右之條々永領掌不可相違以此旨佛法興隆無怠慢修行肝要也仍而如件

天正十六年十一月十一日

家康直判

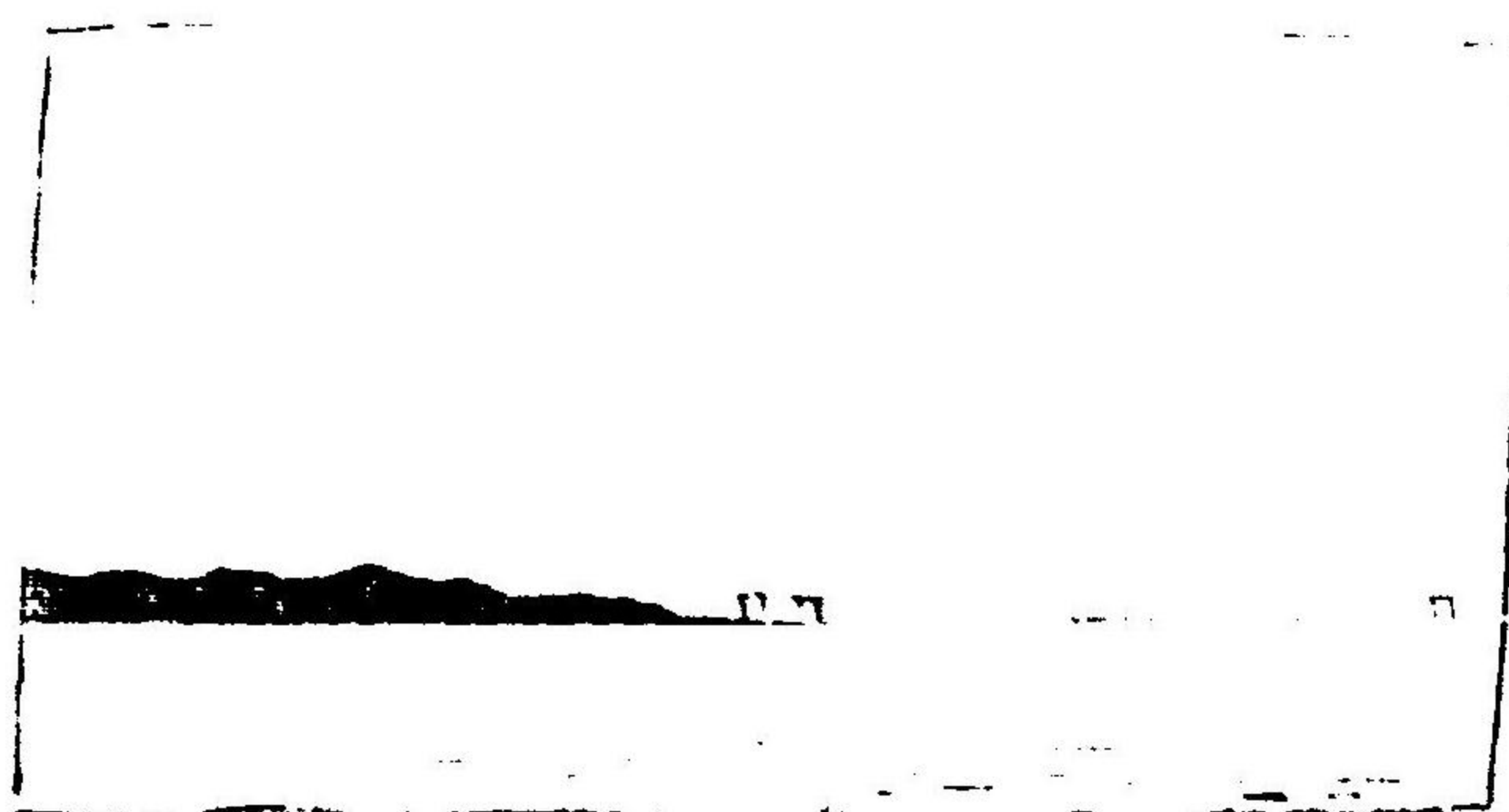
是の時公當山に參詣し莊田一千石を寄附せんとす、事統和廿四ノ新師の傳にあり曰く(神君身延に
 詣し道語日を累ね且つ常住を問ひ將に莊田一千石を領せんとす師曰く吾山は高祖接神の靈地自當相
 光淨界に盈溢し自然に餘裕あり他日閣下嘉運を得て一都城を築かば小坐具の地を賜へ往いて精
 を構へ快く宗風を振はん神君其清廉に感じ東都を啓くに及て親く師を召して殊に護法の印を賜ひ
 東都居住の地を割く(又た飯高小村小西三談林の俸地を割く 今の瑞輪寺是也特に奉命あり慈雲山
 と號す抄云々(誓の御山參考))
 同十七年正月九日會式中關免許の朱印下附(紙に成られたるなり)
 同十八年豊太閣より左の朱印を下附せらる(長東大藏大輔富田清左衛門の花押あり)
 甲斐國身延山久遠寺
 山中殺生禁斷竹木探用東西門前諸役等如先々令免除事付僧房沙彌之外門前不可徘徊之
 事
 一 鹽澤八日市場武田信玄山中へ開入之地不可有相違事

一 當寺會式參詣之輩國中役等令免除之事
右相守修之旨佛法可有勤行者也

天正十八年八月二十三日

秀吉直判

同廿年二月十四日加藤平兵衛尉光政寺領狀並國中諸末寺屋敷免許
記合七町一反半 一冊を下附せらる、
文祿三年六月廿三日左京大夫長祿 印寺領の定書下付せらる、
元和二年十二月廿日徳川秀忠公より天正十六年の例に任せ、永不
可有相違旨の判物を賜はる、爾來徳川家代々皆然り、又寛永
年中日蓮上人不受不施對論身延正論の判決ありしよりは歸信愈々
篤く、宗祖の法衣は多く御本丸より奉納せられしとぞ寺領等に關
する尺牘等は一々枚舉に違あらず甲斐國志井ノ佛部等又十四ノ古體部
是に擧げ、且つ云く因之觀れば昔は八日市場今は鹽澤とある處
は今は身延町一昧を指して市立もありし所と聞へたり、今は總門
の東に民戸僅かに存する處を鹽澤と呼ぶ以上皆此時代(武田信虎
以後)に久遠寺に寄附せしと明なりと云々、
然の御山の著者はまたこれに附記して曰はく「慶安年中紀伊大納言
頼宣公本宗を信じ外護の力を振ふ公の男頼純(伊豫西城主左京侯)亦當山に歸依し寛文十二年九月



妙經及び圓頓章等を書寫し納められたり故に兩家代々皆若干寄附あり元祿年中水戸光國卿亦外護の
力を加ふ(公の日脱上人に贈られたる尺牘眞筆數通今藏中に存す)中納言綱條公元祿十五年十月
十三日妙經を書寫し七寶の珠數十連其他數品寄附又た發軔の扁額は同公寶永年中の書なり又中納言
齊昭公も歸信せられ樓神法窟額は天保二年同公の筆なり寛文九年安藤守重公一千兩を寄附し
西谷榎林講堂を建立す(以上三項は諸堂記參看)尚ほ舊記に據るに前田山内左衛門伊井保科
會久松山中川岡太田川侯等皆歸依檀度たりと云ふ又保慶夷としては瑞龍院養珠院瑞福院養仙院等
の外諸檀度たりと云々、

以上掲げたる外宗祖聖人自筆の消息即ち弘安元年十一月一日南條九郎太郎に與たへたる返しの書あ
り、高祖遺文録卷の二十六に掲載しあるものにて當山廿二世日蓮上人幅の裏打に自書せるものあ
り、

「從以毛一駄至止毛二紙二十九行并追出四行都三十三行遠祖御眞翰、身延山久遠寺山本房重寶也、予
命工巧師修覆之時房書主日彦、元和二年丙辰三月八日、日蓮花押」
また當山七十四世日鑑上人の附記せるものあり

「宗祖大士御消息一幅支院山本坊住職光一日莊納之、明治十年一月、身延山七十四世日鑑花押」
と、依之見之ればもと山本房の重寶たりしものと見ゆ、この他日朝聖人の經文日叙上人より武
田信玄へ送りし書翰(英莖院日社納之)及び心越禪師筆釋迦涅槃像の如きは諸幅物の内尤も珍
らしきものなるべし、而して右禪師の書には水戸光國公の賛あり文左の如し、

釋尊假現涅槃

爲衆生示生死、易啼朝己、可惜分曇、拜此像渴仰心生、預茲會無常念起、制新樣者謹當山人子
龍氏、爲畫圖者誰、大明僧心越子、莊嚴裝潢資爲先妣、每歲二月望供養巨奉祀、

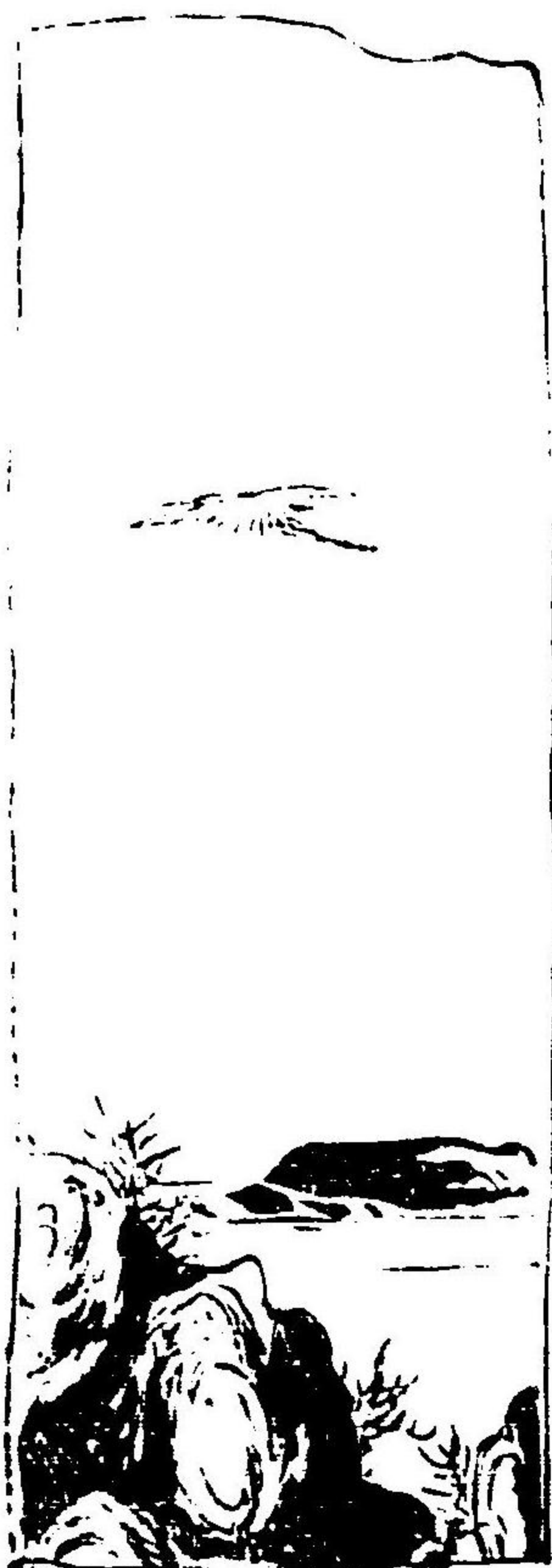
元祿二年歲次己巳仲冬穀旦、參議從三位兼行右近衛權中將源朝臣光國拜發并書印
此他某の畫ける宗祖聖人入滅の大幅あり、世に珍らしき幅にてまた重寶中の重寶とも稱す可く、佛
舍利を納めたる寶塔の如きまた珍品とすべく塔は皆金色燦爛としてまばゆく厨子は黒柿作りにして
正面の扉に寶塔と記し右には「奉納佛舍利重寶塔明治十二年四月二十八日」と書し左には「爲中
野氏先祖代々家内安全子孫永久」攝津國西成郡西島新田中野善助茂堯」と記す、即ち全人の密附に
かゝはる、そが傳來記は左の如し、説や、附會のさらひあれども其志や嘉みすべきものあり、手
寫してこゝに掲ぐる事とせり、

佛舍利傳來記

和州招提寺之什寶佛舍利の事

佛舍利三千位、佛法傳記に曰く、當山開基監真和尚來朝之時、海路風波荒く、客船波にゆられ、いかゞと思ふ所に、金鳥
來りて輿輪をよふらんとするに波魚うかみ船船をくたかんとする程に、既に危ふかりければ、是には龍神の佛舍利を寄むに
こそあらめと、佛法弘通海路なれば、何かわくるうあるべきとて、則ち舍利を海に入れねば、忽ち波風靜に日本に寄らむ、
招提寺建立の後、かゝるめてなき佛舍利を、いかてか海底の寶とせん、とりかへさずばあるまじと、和尚火界の印を結び、三
寶則是の深秘をおこなひければ、龍宮城はのほろ身なせめければ龍神化して此寺の池に浮み出て舍利を捧げる、しかありしよ
り龍池を名付て社を建てて舍利の護神とし、輪蓋龍神と號し此時より日毎の午の時に舍利の片をひらき供養令に絶すとなく、招

提寺開山監真和尚唐の揚州寶興寺の知識唐明玄宗の代大寶二年に我朝より入唐の僧衆寂にすま、これ日本に渡海せしかば、風
波荒くして土にかへりぬ、其後又海に浮みしが、風波あらくして元の地に吹つけたりしに、勝寶八年遣唐使大伴宿禰右磨船に
乗て來朝し、東大寺に至りぬ、傳來の佛舍利三千粒を阿育王院鐘鐺寺提正觀之蒙又句定る提正三計書上有年の書一巻、聖武天
皇奉る、其後勅によりて東大寺戒壇を建て、又招提寺を建らる、大僧都に任じ、僧正に昇る、大僧正は後に兼られき、天平寶
寺七年九月六日遷化し給ふ、年七十七年、
抑此舍利者和州招提寺の令骨を春日明神々宮藤波草と申入より、大坂東郡四村仁右衛門申方へ請託安置するといへとも、申中大
災の難を恐り、出來島新田と云ふ取持一村へ經藏經室を建立して一切經書佛、異像を安置する中にも此佛舍利を敬して、聖
に諸人拜
禮を許さ
す、世に
佛舍利適
有といへ
とも、白
色、琥珀
色、多く
夫は正な
らず、釋
の方遙拜せしに、不思議ありて四村仁右衛門殿より佛舍利重寶塔と舍利式取持子か家に被附依へ安置する所なり、



攝津國西成郡西島新田 中野善助 畫

文詞及鐘銘

當山に就きて歷代の其主其他文人詩人の詠吟せられしもの甚だ多し、就中おもしろきもののみを撰

佛之御舍利は
五色約來也、
此御舍利は五
色に紫色を帶
し輝耀也、
予何卒御舍利
を感得して法
華宗への寶と
せんとも、三ヶ
年の間有經藏

みて左に掲ぐ、尚ほ鐘銘をもこに併せ掲ぐ、

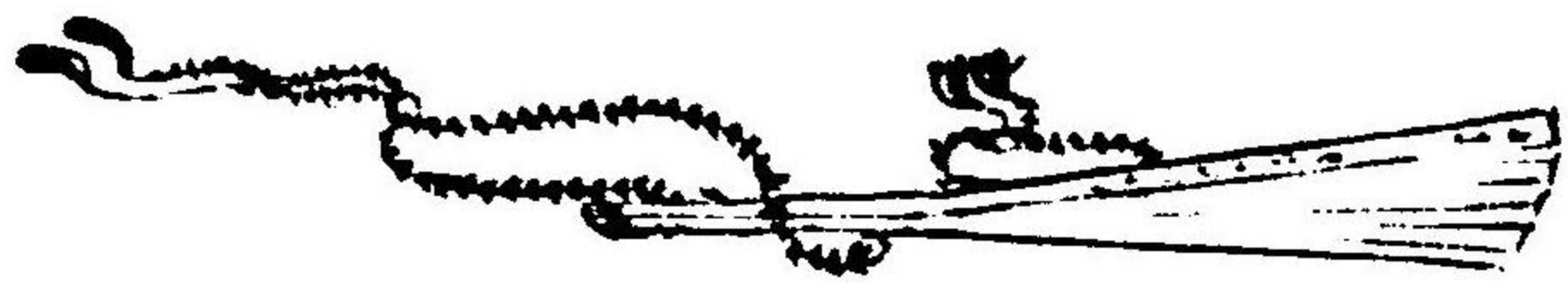
△富士開山白蓮日興尊者投于波木邑三日圓居士書

興也將往臨別投書抑一閣浮提之內有日本國日本國之內有甲斐州甲斐州之內有波木井郷乃斯久遠實成釋迦牟尼如來金剛寶座也名之呼身延山久遠寺天魔不得便也波旬不可惱也如今末法後五百歲不蓋佛誡一本化上行日蓮上人穩坐于茲或魔民魔屬伺其隙則外護之力何爲忽之乎恭惟吾太祖天照皇太神宮者是久成世傳應化也然則皇太神宮本懷亦是不法華經而何也吾師上人恒言神道佛道其揆一也其謂之矣日本國中自上王侯下迄庶人咸无不皇太神宮之遺裔今稟生於末法而反本化之徒者背如來遺誡違皇太神宮本懷謂之不忠臣謂不孝子謂之不敬徒矣竊以丁今之時如說信法華經之人弗足下夫誰可謂大敬之徒大孝之子大忠之臣也法華經與于茲法華經隆于茲寔是波木井郷者末法萬年廣宣流布之濫觴矣構殿供養本師久世尊臨土地涌上首行菩薩無邊行菩薩淨行菩薩安立行菩薩然則矩盡未來際宜一依據立正安國論復久遠寺院主板首錢賜賊肝勿三類之敵者善也足下夫計之不悉元惡正應元戊子十一月日

與經手書今存身延城中雖多川同字是以今取其意譯之云爾の御山考

△身延山十功德并序

十一代行學院日朝



吾高祖大菩薩者末法明導師本化上行菩薩應化也是以受生末法持塔中別付囑之真印者不可不拜其靈廟雖然身延地僻細路險峻道險危非老幼婦女病瘦疲憊之所克堪於是乎山僧手分其真骨築塔鎌倉呼爲東身延山令一瞻一禮之俗普結大緣因數十德以告之云

高祖遺訓曰我身延山者月氏靈山飛來者也又曰一遊斯山兼消滅無始罪障三障即三德者也又曰道山來遊之張釋迦佛引手帝釋爲馬梵王隨身日月爲眼守護也又曰日蓮靈山會上相承一大事肉團胸中秘藏矣是以胸間者諸佛入定處舌上者轉法輪處喉者誕生處口中者正覺處絕代不思議之法華經行者穩坐是地爭可劣靈山淨土法妙故人貴人貴故處貴者其是謂之乎又曰日蓮之神盡末來際可留身延山初求隱築也門人處々招之我不應之別有所思而到夙世因緣乎又案臺家相承曰靈山者三世諸佛說法住處死骨安置靈地也今身延山者高祖說法住處全骨安置直場也又案高祖在世靈山的受法門若砂者立多是山而錄出也又案高祖應世也生處小湊也得道清澄也轉法輪身延也入涅槃池上也又高祖弘化之地雖有小湊松谷比余中山池上而惟筆身延山不筆其餘又以末法正流布言之月氏靈山者在世八年而已如今身延山者末法萬年濫觴也其後昆無輕身延山者善焉別統記十四十一云云

△身延伽藍記付卷上夢說

十二代四教院日意

文永十一年甲戌吾祖嘉遜應波木井氏請到于甲地價結小茅淨界百餘弓應取狀籠猿鹿爲伍距

俗數里讀誦唱題快得安穩矣李成蹊終為一會別開方六丈佛殿扁呼身延山久遠寺祝釐拈香為宗門祖山六萬恒沙相次而出也世不乏人滅後如今二百餘年濫觴水滿為法西也檀越賢長亦內秘之人預識後興隆竊廻四至增地於峰於阜于巖于河周匝不測始甲天下矣吾師朝公來主于茲是地隘狹衆每苦之師振鼎建之力移今之地躬自勸山塞谷與木搬石殿堂樓廡運于子院孫舍各抱地勢各得其處達菴交衢俗民亦得其便也於是偶見古經外帙烟煤敗墨之間微見字形掃塵細閱第五代鏡圓臺上之識文也其文曰貞和二年丙戌九月二十日之夜夢山僧偶遊隣村梅平四願山嶺有塔之九輪下之一等平地如砥宏基鉅構殿堂樓閣蔚乎盛矣村居處夕傍崖抱流農夫取役夢裡思念他日吾山嘉運有時輪奐至是獻夢醒矣乃就其九輪之地築八幡社以誌之云吾師能畢見之敢不語人余竊冀命拜之奇哉八幡舊社今猶存也謹惟高祖遺訓往々言身延山者真之靈山事寂光土也然則三災不燒四劫不遷久遠劫來靈山一會儼然未散實本國土妙者也凡夫不識悲夫臺上託夢而說理朝公者即理而味事和理者之域足俯而可信者乎哉矣文明十年戊正月八日

△上 身延日傳和尚書

池上佛壽日現時在未有身延寺

這回始拜祖塔畢矣滯留數日無應有禮法談勸發實竟拜不得利益實不知謝也無恙錫具以告日純焉且就歸之晨宿處法勞不而去波耶河上光端場坊道流之為抑寶利醫利送客之

禮獻九頓是輕着后欲作謝之而舍驛亂鼓干戈寧路遲延是怨深原之僧往伺動靜幸告鄙懷野牛東漂西泊三十餘年今迄斯地朝夕至信遙拜祖塔一日不離多年詣拜之願今日滿矣座下洪庇不謝々々草々布字天文乙巳四月朔日有身延日傳和尚書也

知見還上傳曰羅山子道春結支許交春因語曰聞身延山為真之靈山事之常寂光土曾有官事于亦經過山之景色

士之形勢不見其異何乎師曰吉野之花更級之月振古稱之往而賞之不識其德不見其異身延山亦固欲移居城庶幾備禮差古老家臣告曰四至之界以倍酬願上人謀之若斯再三師召執事老徒誠之衆咸云信玄卿世領甲地尺寸之地無不其有主德絕倫候敵撫民聖天子亦容其仁政吾輩貧道曷得敵之乎師從容而曰衆等聞吾言夫吾山者高祖所祀久遠劫來三災不燒四劫不遷本化所顯之妙土矧乎七面神守護著哉國若不知之容易望吾企蛙步盡理陳之若不速則授山



若斯法華經之名處也未具法眼乎羅山子擊節感慨一座聞之以為美談別頭續記下寶藏叙上傳曰初甲陽侯信玄見身延山地勢闊機千丈之嶽不測之豁要害

僧首也耳執事諸位聞而感伏以告信玄信玄大噴曰靈山佛勅親言王臣吾崇三寶告之以禮無解之僧欲背干吾制此非法外護之任何忽之乎吾起兵脅之敵者誅之衆卒聞命元龜三年壬申四月十一日樹旗圍山鳴鼓吹螺先陣既至師確乎不動山中緇素集會影堂持咒唱題奉命高祖比躬磨芥時七而嶽甲冑車馬不知幾千萬林樹悉爲旌旗才粟之狀國軍見之眼瞠腐戚不得近信玄躬自進馬揚鞭勵兵悅德之間神箭飛來鏃刺舌根口中庸其打鼓而退懷大驚怖請師謝過是時身延山不受俗語之汚師之功爲偉也矣統紀十四

△七面大明神緣記

元政上人

七面山者在身延嶽之西春氣川之上乃吉祥天之垂迹大明神示現之靈區也山閉鬼門而開七面故名焉相傳金輪際湧出而黃金所成矣絕頂有池澄八德水生五色雲其峻極之狀勞碑之態玲瓏之美瑰奇之勝自非登陟而歷覽安得而盡焉所謂吉祥天者何也鬼子母天之女父名德又迦滿其足天女梵語室利摩訶提昆耶華稱吉祥大天又言第一威德成就衆事大功德天諸經之中略號功德天是也經云乃往古世於琉璃金山寶華光照吉祥功德海如來所一種諸善根是故我今隨念所至之方能令衆生受諸快樂衣服飲食乃至七寶悉無所乏北方毘沙門天玉城名阿毘曇陀其城有園名妙華佛光中有最勝殿七寶所成我常住此天女身相端正赤白二臂左持如意珠右持施無畏有種種瓔珞鑲耳璫天衣寶冠坐寶臺上左邊有梵摩天手執寶鏡右邊有帝釋天背後有七寶山出五色雲雲上有六牙白象鼻餅瑪瑙餅餅中傾出種種妙物灌於天女頂百寶花林千葉寶蓋諸

天妓樂散花供養天女宿植善根所感福報如是且能令處生成就衆福滿足所願亦與大辯才及四天王擁護四方具如經說不遑悉載夫七面山黃金所成則經所云七寶山者耶瑠璃金山之所變耶柳又七寶勝殿之所現耶應化迹不可測也肉眼之力不可見昔我祖師居身延山誦經說法一日會中有婦人容粧甚雅于時檀越波木井實長在座心懷疑惑師乃知之告婦人曰汝復本形乎答曰得一滴水可也師命侍者執花瓶授之婦人承瓶水忽作毒蛇長一丈餘纏繞花瓶婦人驚呼吞甚可怖畏實長疑水渙然覺渴益至乃令書工名大藏身延山下六作野其者誤矣又國字傳有說又九下廿八圖永爲寺鎖婦人更復形而白師曰師親受塔中付囑爲末法導師妾亦蒙佛勸爲護法神永令此山無有水火兵革之難其有衆生信受一乘回向無上菩提令其所願皆得如意吉祥誓已而去彼山到于今無諸變災者豈非神女堅誓之信也哉寬文六年仲夏既望霞谷鍾不可思議記草山集廿六ノ一

△全

大中日孝慈忍

是山開七面而鎖其鬼門也故曰七面山神明垂迹于此曰七面山大明神是山來乎微碧落哉然如削成攀峰者眼界列國隘谷者足下起雲飛鳥不易過走獸巨可踰俯仰顛蹇勞苦心日去絕頂不遠較平坦有爲丘焉周圍三四里自是而望之山容溫和不甚峻勝狀美麗區區以喻杉檜森列竹篔簹密望眼不見一點塵埃寔神仙之所窟宅此非凡愚之可栖息爰有湖水蓄靈而清雖歲旱不枯渴乃就其處構寶殿所謂七面大明神也緇素臨乎湖水者除熱惱男女參神願

者滿志願其神像猶天女形者戴寶冠身踞寶石右持寶珠左持寶輪而其為本地不可測知和傳是吉祥天應現也蓋以廣大之利益而等妙之垂迹與誰議其本者也我昔者祖額晦于身延每講法華會有一婦人來也年可二十容貌端嚴服飾綺麗侍祖師側而預法會諸人疑之南部六郎亦在座祖師欲解其惑告曰汝復本形對曰諾然無水則不能云祖乃命侍者與瓶水忽變龍身其可驚怖眼光射雷爪牙植刃鱗色絨綿舌頭涌炎長一丈餘焉復其初且言我師已受一乘之付囑遠為末法之導師我儕悉蒙佛勸擁護持經者豈不報靈鷲之本誓也自今而後令持經者各果諸願除七難長生七福復守護此伽藍除火災飢饉疫癘等侍三寶永不斷絕言已即沒又六師口傳曰師至講提婆品蛇來聽聞師云八歲龍女法(別頭統紀十一卷初紙二十紙)依所望(龍)已前本化高祖年三十一掃孫子建治三年十二月身延下五全吾宗緇白男女貴賤悉皆尊榮而今也靈應如響畧言一二近古州君某元龜三年壬申四月十一日武田信玄圍山統紀十四卷三十五代欲掠于此山兵馬已至應時山林悉變弓矢矛鏃旌旗武夫之狀而為之防卒不可進又有賊徒謀燒矢于伽藍屢以火擲亦屢滅卒不可燒又僧某其貧窮福神賜錫子徑可二尺以炊飯非只自給亦與他人遂無盡矣錫子今現在而其事與僧沒又所疾疫者不日而愈不可勝數年譜致異下廿九亦列傳之而又傳昔者每年祖師宿忌之夕黑雲雲驟雨飛散自西方而西應時諸堂鑼鐘一時俱鳴是為神降之相此等奇事非余筆墨之所罄嗚乎和光之始竟然利物終可誠也已(別頭統紀卅三四)

之一月萬影何必可論本地一哉

因記身延鑑下云第廿一代遠師神體作菩薩形云云又或配云初神也實對其列延峰要師第廿遺釋迦座像藏於神萃臺中白神言濁末利生唯可以柔和為本何威之為於是神出顯息焉云云

△身延山久遠寺鐘銘

日 乾

娑婆世界一須彌內南閻浮提大日本中州波木井鄉身延山久遠寺者吾法華宗元祖開闢勝地九年安棲靈岫試是法水流布濫騰宗門與建本基也普天之支流流於此率士之緇田生於此矣當于始日遠住持之時有西谷山城禪門道須者適詣當峰一見捷捷微少忽弘願言乞巡檢諸邦遍募貴賤新銘巨鋪以充法器矣貫首大衆九悅諾焉從是已來踰城々岨峻渡漫々巨海一敵官舍衙門才庶民柴扉不擇寸鐵一求良助不讓片壤乞芳緣積勞多歲也存命之間未遂所願其躬逝吊之贈號善願房日行矣爰東照大權現御息源源黃門賴宣同宰相賴房兩卿母公蓮院妙紹日心者經王信力超他當時稀有善女也故從初已來加志力然思于久有其名未得其實至于今時大勵檀功將累年大願今者已滿足也伏冀妙音周遍鐵岡山之界祖教永傳樓至如來之時四衆八部日得常樂而已即作銘曰奇哉妙韻橫擗大千下達阿鼻上至頂天六時普告覺塵勞眠集僧勸俗念誦安禪白八徹耳情誠寂然說法聽法互開心蓮貴賤老少結緣無邊金鑽盛德幾千萬年南無妙法蓮華經

前住寂照院日乾誌

寬永元年龍集甲子八月如意珠口

治工棟梁駿州江尻住藤原山田若狹守種秀

△十二辰鐘銘(時鐘の事なり)

日 脫

京極氏落飾號養仙院其弟信收之又落飾號長松院二信女篤奉三寶無不以外護佛法爲任也近况山中不知時乃鑄大鐘而寄焉又卜寶樓于方丈之南某處而鐘焉鳴鐘行者無衣食資夫人又給焉於是乎延山十二辰之候備矣昔廬山遠公道蓮華漏定十二時以爲行道之節信女此舉自然契矣寧只行道之節而已哉一聲發之鳥以知歸人知以憩臥者以起以臥天魔忽伏外道忽訥輪忽碎地獄忽空以至九界衆生無不各受其賜若以佛眼觀之一音教是也法身毘盧遮那說法是也唯一鐘聲具足無量功德如是何况十二時時々鳴之永不退轉者哉不可思議不可得名遂爲之銘曰第一義天本離代謝三界已非誰問春夏但有因緣亦說盡夜卯辰巳午及與丑寅相續不住更互推移惟人之性懶惰且凝鳴此法器報十二支凡百聽者莫空過時

時延寶八年歲次庚申中秋穀日

日 脫 誌

治工田中丹波守藤原重正

△七面山鐘銘

日 孝

延峰西嶺乎深秀者七面山也山之東面平坦之處自然湖水湛然者七面池也龍會化人來聽受吾祖之法矣所謂七面之神也神誓擁護延峰伽藍防于火災福于人民抵今四百載湖水不涸無回祿之

變其靈跡昭々焉寧曰神之非正直乎嗚呼古老之言筆墨之傳不謬而已矣自古神之隨堂狹隘而澄及毀廢甲寅之歲以十方樂施再興修營則神廟拜殿樓門等凡所宜有咸皆新成焉朝散大夫久恒女修若干贊修造樓鐘於是乎七面之山輪奐盡美矣神其無享乎以勒神之德於鐘而爲之銘曰日東延岳月支鶯峰本光呈瑞發揮妙宗龍池之山隣于靈縱嵯峨七面青螺萬重澄潭一碧神之幽宮水接阿耨德亞善龍初祖揮塵靈物景從修運弘願以攘奸兇翼々靈宇維德所鐘修造瑣殿鑄鎔金鐘無明銅鐵妙觀治融時成寶器圓滿玲瓏聖應如響機



時延寶三載乙卯中春吉辰越州法倫寺僧比慈忍誌

檀越朝散大夫越州刺史政明內室

感如撞天堂忽現幽府俄空一音徧滿十界雷同顯言檀信爵祿無窮子孫繁衍神理交通遠露妙道普扇祖風真俗並盛文武四充天長地久國泰民熙

△久遠二妙臺

久成寶殿 本堂也中央安七字首題釋迦多寶左右其脇侍上行等四大士也
應識寶殿 祖師堂也右久成殿左萬善堂是曰三堂宏基鉅構鳥金山畔

△身延山十一景

般若閣 在本殿之左祖師堂之後石級數十梯朱闕玲瓏風珠龍躍所謂高祖本地上行菩薩閣也曰本地菩薩五大字非安般若經處也
菩提梯 自羅漢閣屈白毫樓石級三百段高四十有三仞壯觀可知在本殿前也
五會塔 居本殿東北方珠象遙出碧岑之表自山下仰之其形勝益奇
三光堂 在本殿東北三里芬陀梨峰之左繞榮皆林中安日月星三光尊像乃清揚廟所創富川環廻其左勢益急瞰臨船石吞擡其險惡不可狀土人舟子時觀雲物以下陰晴將有吉兆則見祥雲亦可謂一奇耳
黃窩谷 在本殿東一架通本橋長百二十尺許以為福會堂至三堂之要路西行法師曾遊于此而賦和歌句有爲聲先諸谷之意膾炙人口自是爲名區
蒼鷹山 在本殿南俗呼名鷹取山古出應以作貢物今不產山腰有師子松其絕頂曰先照尖形如覆盆巍然崎嶇山或比之雞足山

龍潭水 在芬陀梨峰下水自翠岑不知其源流液不常煖溼無異一百餘院列木破竹引之以供爨炊傳云是仙藥水飲之延年實不測之妙泉也

鹿都村 在本殿西北方六七里古有村落今則亡矣幽遠僻靜惟糜鹿獨爲鳴走耳

風師井 直本殿之北有一土囊吐風雲俗呼稱風穴相傳與富士人穴相通焉峭壁如屏樹々森列霜葉之節瑾可玩

天子峰 在本殿東南數十里巍然鑿天雲花早自至夏開黛色共可愛相傳云富士爲帝峰爲太子言其高比富士也後人太誤作天

羽切邑 在本殿東南五六里原作波木井或作羽切水作羅帶山似劍鏗時見蜃虹暈影掩映最相宜矣南部六郎實長居於此乃是身延開基嫡男某住南朝次男某住東奧今之南部八戶是也

富士川 在本殿東南羽切傍列峰平沙村落高低返照可賞

○芬陀梨六致 亦加房地長岫淡浦雙墳爲八勝
大孝遺烈 閻曰思親高祖至孝信可欽慕也時々陟此高南望房州小湊浦特情之雙墳焉後人稱於閣之左呼大孝庵

巨人異跡 異人神人往々相逢傳言是高祖孝感所致也與

清夜天樂 秋月清朗之夜空中聞管絃之聲經曰諸天擊天鼓常作衆伎樂

幽溪聖鐘 幽溪有時鏗然有聲古老云仙佛所集也不與黑山之九鐘同也
深殿明燭 寶殿無盡燈夜々青燐輝映空翠題意則可知

奧殿梵唄 思親閣有深殿有奧殿梵唄琅々朝昏不斷或曰至信者聽神人誦經之音

△七面山八覽 亦加甲府金城。信地瓊嶽爲十景

蓬萊瑞日 唐史多指日本爲蓬萊故本邦古來以富山比蓬島日本第一名稱也與七面山相對如語言凡登高山則雞鳴可見海底日出此嶽亦然朝霧未散則如海之汪洋波衝輪忽上蓬萊定山中第一之壯觀也夕景亦次之

夷洲仙舟 伊豆浦歷々可睹如箇々舟船往復于仙山也前脩曰吾朝伊豆乃是夷洲也在山南十里外

珊瑚紅葉 紅葉摘錦布繡爛耀其溪路呼爲珊瑚

摩尼彩霞 七面山一名摩尼珠嶺春霞其象尤可愛也

仙霞對雨 乃在本社之右館也一雨猶與佗之境異棄置人間世道遙仙霞館或所對語也

天都玩月 拜庇曰天都宮月色輝煌之夜誦經唱題之外有想後夜之佛法僧三寶也相傳天雨柱實

朝陽早雲 自本社南攬長羅飛莖躡攀三四里下臨万丈之絕冥奇觀無比七面境中之最高峰也雪亦早積所謂朝陽洞洞廣強四里許

無熱午涼 本社後有二湖水滌濯炎蒸涼氣萬斛也振古比八功德水

○身延山偶吟

可憐惑者視崖岡見々靈山未散場 水韻聲呼妙法一歌踏禽翅放金光菩提日拂無明闇般若月移本覺鄉本化棲神事常寂。西天良位識章昌。

○題身延山 智禪院 日慈字義

法海蓬萊不老門無量仙藥雨餘番風聲水韻奏天樂 山邑雲霞拜世尊室內從容真日月迹中間適別乾坤不移寂光土 寂光金寶地儼然靈梵妙經慈悲歡交落數行淚雖恨後師亦勝緣

○登身延山 遠成院 日近 長字幸

延嶽巍々入碧天 奇觀秀具難宜山 風高與道風薰溪 水長兼法水影現 呼三寶名空裡電煙知主客雲中樓鼓下陰晴時々自見異人迹走卒見遺世情

○身延山偶成 大義院 日宗旭

地靈賢聖自來臨奇石怪松真土岑爲谷泉流宜洗耳驚峰月潔耐澄心堂前澄影無邊照壇上香烟法界深千品万差皆實相風鳴水響一乘音

○上身延山 飯高如海林日 俯谷仰天行又行高 蘿積翠瘦鳴五重塔 拂五重閣三寶鳥



○上_ニ身延山_一

飯高慈惠_教日

群仙相會地高祖永棲神樹々皆金色山々自法身猿偷_一乘_二童拍_三七財薪_四至信唱題去_五靈鐘有_六報_七良

草山善利

延嶽尚知幾回頭冲_二碧天_一祖翁埋骨地神女現_二姿_三如_四香氣凝_五堂裏_六經音響_七寺前_八暫時換骨越_九胸次拂_{一〇}塵煙_{一一}

○題_ニ身延山_一

禪智院

日好_字唯

殘生尋_二祖跡_一臻_二此舊因緣_一山默如_二遊_三定水鳴似_四說_五玄雲埋_六飛閣_七裡_八霧集_九古籠邊_{一〇}九歲爲_{一一}何事_{一二}南無妙

○上_ニ身延山_一

飯高空水_應日

樓空裡_二響_三幽照脫_四凡腸_五流_六說_七久成法_八霧燒_九不斷香_{一〇}異人供_{一一}佛火_{一二}神馬運_{一三}僧糧_{一四}曳_{一五}錫_{一六}篋_{一七}歸_{一八}處_{一九}富川_{二〇}一帶長_{二一}

享保五年庚子五月十四日

○太子皇帝宸翰大菩薩號降_二至燒_三香祝盤_四唱_五偈志_六喜_七

見龍院

日裕

久遠世尊上_二足人_一擇_二拈_三支竺_四與_五吾_六神_七細_八細_九準_{一〇}識_{一一}忍_{一二}三_{一三}類_{一四}寬_{一五}舉_{一六}本_{一七}旗_{一八}導_{一九}四_{二〇}代_{二一}苦_{二二}薩_{二三}證_{二四}號_{二五}王者

○勅願寺風詔降_二至走_三朝口號_四

遠沾院

日亭

萬年勅願寺。風詔降_二身延_三王法合_四眞_五敬_六神威接_七竺_八天_九國家洪胤盛_{一〇}樓閣禮容_{一一}連_{一二}不老蓬萊裡_{一三}護_{一四}長_{一五}吾_{一六}大仙_{一七}

○羅漢閣

大中院

日孝_字慈

環_二閣皆山也_一流水日夜渴_二悸_三魂_四禁_五大_六空_七屏_八氣_九接_{一〇}尊者_{一一}北對_{一二}二天門_{一三}西望_{一四}七面社_{一五}世人不_{一六}易_{一七}登_{一八}本門真_{一九}闍若_{二〇}

○賜紫 朝拜口號

一四院 日脫

辱_二著_三紫衣_四朝_五紫_六辰_七可_八憐_九今日聖恩新佛乘_{一〇}帝道和融處處祝_{一一}萬年末法春_{一二}

○身延山偶吟

寂照院

日乾

古今不更本地顏。唱題穩坐別頭關。何須迹化舊年曆。山默水談入自間。

○身延山偶成

養真院

日住_字四

處々猿聲十二時。唱題遺世亦忘飢。定心穩坐白雲裡。日暮風清月亦隨。

○三上_ニ身延山_一

大中院

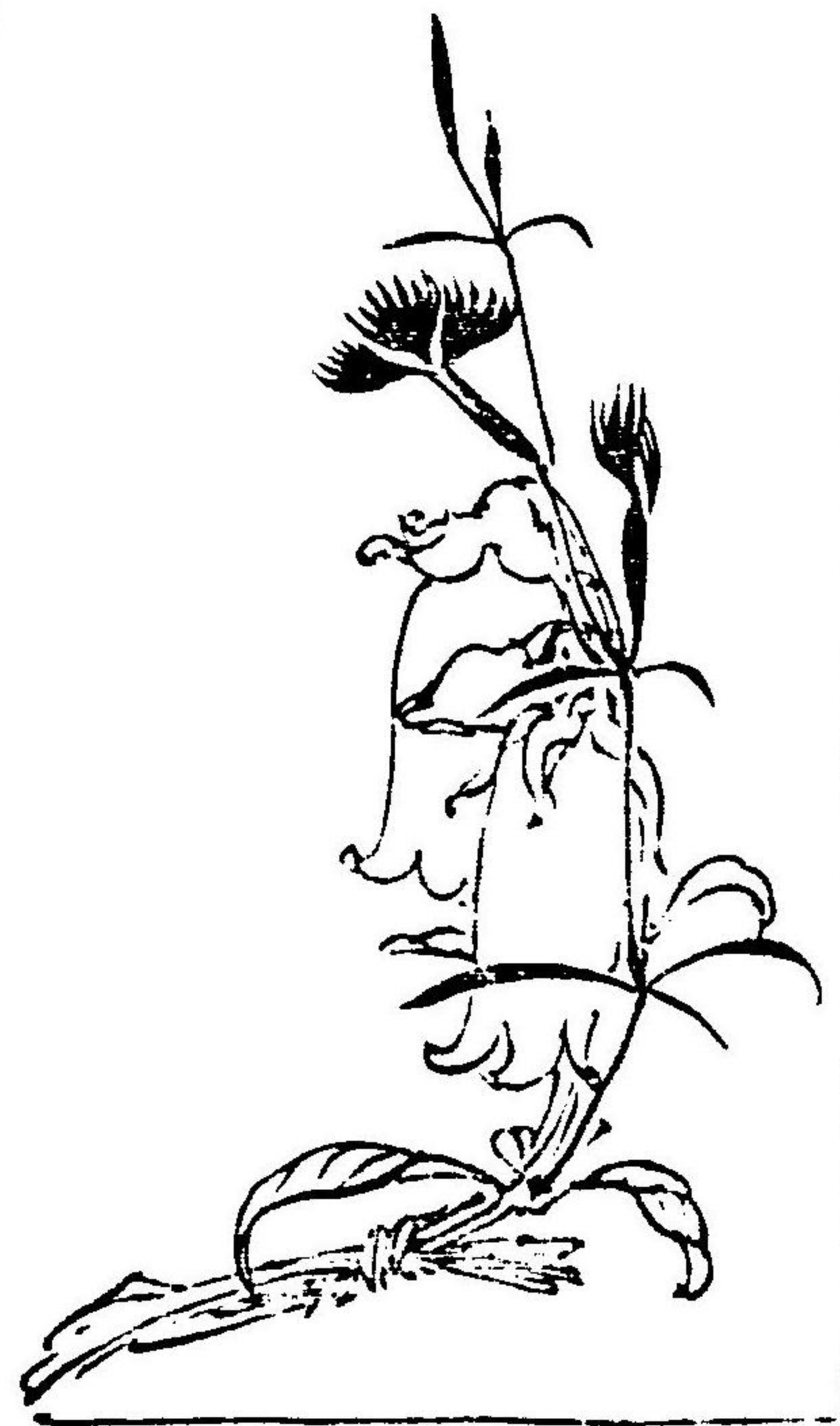
日孝_前

一上即消無始罪。不疑三上障殄滅。何圖深山幽谷中。開_二個_三微妙_四大寶利_五

○題_ニ身延山_一

慈廣院

日忍_字如



瑠璃爲地白雲間。旭日昇來金色顏。溪水山風皆說法。祖翁不動一床間。
遠成院 日芳池上

天降神護久成山。殊邇人毛孔寒。煩惱雲晴何罪有。飛來靈鷲駐東關。感淚銘肝真鷲峰。三千一念片聲中。教林法樹境觀滿。溪水山風是義空。

〇延山寶藏 遠成院 日近前

眞蹟爲推總絕奇。拜來今日客心怡。碎身舍利依然在。千載後猶如遇師。

〇棲神寶殿 草山知景

宣揚大法管辛苦。粉骨碎身知幾年。滅後靈場白雲裡。永留舍利利人天。

〇題身延山 事息院 日空

帶雲隣月殿堂連。本地久成妙法蓮。事々靈空塔中趣。水聲山色別頭禪。

〇開三寶鳥 普門院 日榮

玉宮瓊架吉祥天。幽谷寂寥月色鮮。來訪殊歡三寶鳥。妙音暗似祝身延。

〇又 大義院 日宗

和兄垂迹濟人天。古往今來種福田。靈瑞時哉三寶鳥。聲々啼月共談禪。

〇又 仙臺保春 大林

玉塵玄談一義天。醍醐上味潤溜田。異禽三寶感時格。聲接經王唱淨禪。

〇拜二金剛 智光院 日述

密迹金剛儼若生。山中擁護甚分明。并吞沙界虛空會。化及至微不汚亮。

〇渡富士川 大中院 日孝

一葉如飛下激灘。篙師得意過奔流。兩山回折岩間窄。幾處欲危舟自安。

〇南部道中 全上

南部道中富水涯。林丘處處似城基。六郎舊跡今墟矣。借問村翁不知。

〇發萬澤路上吟 草山元政

懸崖廻轉偏信馬蹄痕。松老西行坂。雲深南部村。延山遙仰。嶺富水未知。源自此阻三里。一鞭到寺門。

〇諸林陀梨窟 遠成院 日近前

吾祖九年裡。幾回陟此巔。松杉根石老。閣架崖全遺像神如。在望鄉跡可憐。誰知無垢聖尚孝須爲先。

〇又 日富桑名

投筇山額上先拜祖宗堂。恣眼窮江海。凝眸對總房。雲低客路露冷濕。行囊往昔塵跡餘。照照十方。

〇又二首 遠成院 日芳池上

淨躬龜鏡作流通。晦身延。諦觀融時願。白雲雙塚在。遺恩入袖故鄉風。

死身弘法報親恩。猶慕故鄉。孝此存頓首沾巾。雙眼淚。長教子弟護宗門。

○又二首
海氣蒼茫斷山嵐縹緲和天邊。遠岫偃蹇似長蛇。
極浦白雲孤壁墜。望不及百年。迴慕心。日夕攀蝶髮。

藤信也

○七面山

大中院 日高前

七面峯頭湖水濱。樓臺不受世間塵。慇懃念誦祠壇下。正直神加正直人。

○又二首

還成院 日芳前

有我宗來示現新祖風。振威威振。山繁地富福田偏。天女於馬爲巨鎮。捫蘿蹈石里餘間。分霧披雲七面山。天落鼻端空會上。肅然合掌唱題間。

○丁亥秋遊身延山賦贈主僧

中州 三島 毅

卜斯名勝地。宗祖實英豪。殿閣勢雄拔。溪流響怒號。四抗山不小。七面嶽最高。幽邃加無路。焚香人釋騷。

○身延山偶吟

玉泉道人

山高聳碧落。溪淨水泠々。吾祖棲神地。本來常寂光。

○身延山日蓮上人骨堂作

聽雨 杉重華

雖云不佞佛。來吊亦因緣。古像白毫在。放光六百年。

○宿久遠寺奉呈日修上人

藍田 谷口中秋

老樹連天氣鬱蒼。慈雲法雨滿山涼。知君照破魔軍去。衣裡名珠萬丈光。

○將發身延山留別日修上人

七旬年近路三千。曳杖遙攀兜率天。與靈山緣不殘。一生再度入雲烟。

○戊子二月遊身延

松塘 鱷彥之

我是蓮公舊國人。托生塵世六十春。有緣今夕來投宿。亂醉題詩師莫曠。

○身延山

枕山 大沼厚

巨剎經營金碧全。可知遺德及千年。傳神靈活長存矣。山喚身延遊亦延。

○水鳴閣閱古書畫

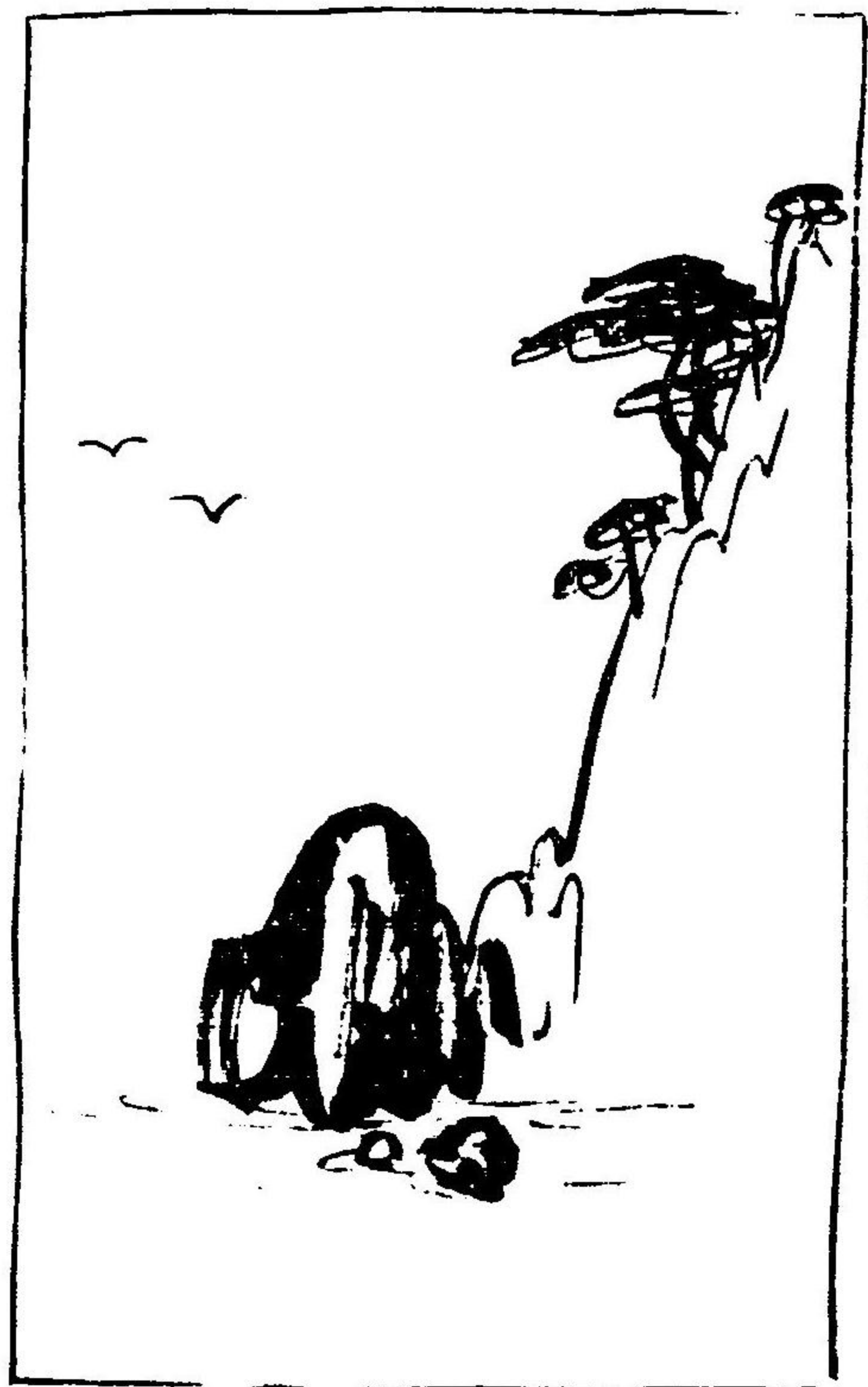
羽峯 南摩綱紀

巍峨梵閣踞青山。雲色泉聲添靜閒。讀畫品書消半日。不知塵熱在人間。

○題水鳴樓壁

靜齋 堤正務

名山幾出佛中龍。積翠知他靈秀鐘。却愛有心雲一片。載吾幽夢度層峰。



○富士川

菖水 辻 澤 玄

芙蓉之水何悠悠。直下天漢萬里流。風聲雨聲瀟瀟合。樹影橋影山影浮。

○步南翁下不二川一酌

白雲 堆裏主人

一條溪水繞千山。半日身浮活畫間。左顧丹楓黃葉岸。右看翠竹白沙灣。

○三寶鳥

元政上人

せめて世をのかれしかひの身延山すむらん月を尋ねてや見む

○三寶鳥

可菴上人

わか道のみつの寶をそのまゝに世にみるとりの聲そたふとき

聞きあきて都のつとにかたらむと思ふ甲斐ある鳥のこゑかも

○身延山にものする道にて

高崎正風

不二かはの水上とほく見わたせば山わけのほる船もありけり

○久遠寺にまうて

豐永日良

こみなとの浪しろ妙にのりのはなさくやみのよの川上にして

○七面山に參拜して

豐永日良

七ちもてひらく御山の大神はひかりを代々にますかみかな

○身延山賞月

豐永日良

身を延る山に光りもさしそへてくまなくてらすあきの夜の月

日潤上人募縁の趣旨書

〔因に云〕以上二首の歌は延山眞主豐永僧正より著者へ給はりしもの紀念のため茲に掲げ置く

本院第六十世日潤上人が堂宇再建のためこれ募縁の趣旨書、今尙ほ寶庫中に秘藏せらる、書は巻物にして全上人の直筆なり、熱心の状態に餘りあれば、左に掲げて讀者の一燦に供し併して本院遺跡保存顯揚の一助と爲す、是著者の婆心なり

夫甲州身延山は。吾祖大菩薩願の精舎なり。祖師生涯遊戯弘通の國土。數多なりといへども。祖意ふかく止めさせたまふは。身延山のよし顯然たり。例せば。釋尊初成道已後。説經五十年中轉法輪の勝地。その數しれずといへども。とりわけ佛意三世常住にとめさせたまふは。八箇年法華演説の靈鷲山と云き。常在此不滅とも。常在靈鷲山とも。如來不朽の金言あり。抑菩薩身延山は。天竺靈鷲山にもなとらざる。法華開顯の佳境なれば。寂光の寶刹とも。いふべかりける。眞の靈山。事の寂光とかや。祖師みづから稱揚したまふ。その御心深淵なるべし。祖知。天地には成住壞空の四劫あり。年と春夏秋冬の四時の代謝あり。日々生住異滅の四相の遷移あり。有爲の色法は。一として常住不壞なるものなし。釋迦如來御在世すたまひける。祇園精舎も。船上しけるときく。〔文録卅五卷〕たひ身延山の堂宇燬失しぬ。法身の佛祖の遺根は。起滅不二にして。變化おとろきたまはずといふとも。凡眼の所見みなおとろく。みななげく。なげかすんばあるべからず。心は九識にとむといへども。修行は六識なるべし。れがばくは吾宗の綱宗。力を觀せ世縁を棄り。とく空閑を再建し道場を莊嚴し。佛祖を供養したてまつらまほしく。佛祖は尊捨のころさしな。稱歎し冥應し玉ふべし。祖師入滅已來。半千年にたまへば。顯應の身相に見たてまつらすといへども。眞心は盛未來際までも。身延山にすみなまふし。遺教問自なり。信よかければ。かならず現前したまひけん。水あらば月影のうつるがごと師のたまはく。日蓮身延山へわけ入て。前に出れば時す又のたまはく。我門弟等。身延の寺を以て本寺とすべし。我此山に住。樹の枝葉花葉を成就せんとおもはむ。まづ其根をかたくせよ。流のすへを斷絶せざらしめんとおもはむ。其みならとの。ふかいらんこ。なれかへ。根源の水寺をわすれん門弟等は。何事もいたつらことなるべしと遺教〔文録卅三卷〕したまふ。又身延山

の色相。たすまひことなをへたまふ。その言の葉にいばく。誠に身延山の橋は。千草振神もめぐみなたれ。中略。立わたる身のうき雲は。れぬべし。たへのみ法のわりの山風となん。げにげに身延山の結界。みはのこたち。谷のさしれに。いたるまで。たふとくもあるかな。ひとたびもうつる。ともうらば。為始の罪障か消滅無量功徳をうる。こと決定なるべし。不妄語の祖言。あふひて信受すべし。かゝる靈場といへども。世界不牢固如水沫泡焰の色相なれば。變化あり。應了し。檀普賢の法顯三藏が釋尊入滅後數百年をすきて。釋尊の西遊靈鷲山おがよんと。おもひ立て。はるく。慈流流沙の十萬餘里の險阻をわたり。中天竺にいたり。靈鷲山にのぼりたるとき。佛體僧舎の跡形もなく。草木生繁り。虎狼亂暴なり。雖然竟夜通念したまへば。靈鷲山守護の摩訶迦葉尊者。あらはれなまふとさく。(三卷) 佛祖靈應のためし。あまたありといへども。こゝに聖蹟です。かならずしも佛祖居住の地に偏執固着なしといへども。生處得道轉法輪入涅槃の四成は三世の因縁甚深なること經論の明證あり。よことに三寶安置の活境のみは。三災劫末の時も不壞して次の成劫まで。儼然として。必のこるよし金言あり。菩薩の僧俗。吾祖の弟子檀那とつらなりし人々。生々世々結縁厚き身延山。か。延山の佛體。當時に不劣遺教あらんことなれか。すむる人。すゝめらる人。能所同等にして。自他俱安。同皈常住の本願成就すべし。市廛に法施財施の二種あり。法施とは教授の人となりて法門の實理を演說して。衆生し法身の慧命を養育するをいふ。法身の慧命とは。心性所具佛種のことなり。財施とは外護の人となりて。衆財をさしげて佛殿僧房を起立し。三寶を供養するをいふ。此二種の布施。一方かけても佛法流布すべからず。法ひとりひろまらず。法のひろまるは人にあり。法施なくして佛教なきが。三世間見の智慧明了になるとなかるべし。財施なければ佛寺破廢し。僧侶の解行成就することかたかるべし。施物の多少をえらばず。互にすゝめすゝめて寄附すべし。一錢輕しといへども。こゝにわかめれば。まつしき人をとめる人となすことし。一塵を大山にそへ。一滴を大海にくばへかし。九層の臺も累土よりおこり。合抱の樹も草木より生ずるかことし。千里の行は足下りはしる。かへすくも。吾宗の諸信士女。異跡同心に遊歴せんとおもひたらば。とをからずして。身延山の權義真觀になるべくと。しかいふ。



文政九年丙戌秋九月吉日
尾州那姑射法華同修之人に代て
一爾日滿定筆書

身延山久遠寺の部 (終)

日蓮が弟子等は。聰明にては協ふべからず。彼々の經々と法華經と。野方深深成佛不成佛を判ぜん時。爾前達門の釋尊なりとも。物の數ならず。何に況んや。天に以下の尊位の菩薩をや。よして權宗の者共を。の。教行證御書。

正中山法華經寺の部

位置

正中山法華經寺は、日蓮宗の四大本山の内にして、千葉縣下總國東葛飾郡中山村に在り、東京より僅々四里の地にあれば尤も參詣に便利なりとす、まづ總武鐵道線路の起點なる本所區錦糸町の本所停車場より乗車して、平井、小岩、市川の各停車場を過ぐれば、即ち中山停車場なり、こゝより下車して北に向へ一筋の街路を進みゆけば、懸ては杉、松の生ひ繁げれる杜の間に、五重の塔の高く雲間に聳ゆるを見るべし、是ぞ關東の名刹法華經寺にして、正面の黒き冠木門を入り、更に進めば山門なり、山門を入りていよく進めば、櫻樹幾百株を植えられたる兩側には遠雲院、安世院、玉樹坊(左)陽雲坊、本光坊(右)等の諸寺院あり、何づれも本山を相守護するか如き面影見えて嬉しく更に進めば本山にして、寺域一萬四千七百七十四坪あり、其詳細は後に追々記すべし、

由緒沿革

正中山法華經寺はもと土地の豪族富木播磨守常忍の邸宅にして、傳へ曰ふ、建長六年宗祖日蓮聖人總州に遊び、まさに鎌倉に歸らんとす、時に常忍また全地に赴かんと欲し偶々船橋の渡しにて船を同じうし聖人の説を聞き、深くこれに服し、文應元年竟に宅地を捨て一字を建立し宗廟を請して百

日蓮宗各本山名所圖會

日蓮宗各本山名所圖會

日間説教開筵を願ひたる所謂宗祖最初の轉法輪の靈跡にして、即ち此事正中山縁起と題せる當山の秘書に記しあり、左に掲げて參考に資す。

富木三郎左衛門尉常忍俗性、伏見院之後胤、美濃國守下、其第二子也、十五六之時爲打、櫻少

將、拔刀走下、庭上足土、家冥加盡時也、直浪人下州谷中之郷中山村便、大田金吾殿、寄留、歸

鎌倉、出仕領小地、三十日借後、勤給云云、建長五歲七月富木殿大田殿爲上倉、至舟橋浦、欲乘船、船頭解纜押浮之處、行脚僧來問曰、於上倉之舟可蒙便舟云云、船反云非、渡舟、鎌倉御番舟可蒙便舟云云、船反云、非舟渡、鎌倉御番舟也云云、富木殿云、御僧上倉云云、僧云如尊意、常忍云、早々可乘此舟、僧云、誠如渡得船是也云云、竟舟中座、富木殿曰、御僧住國如何、僧云、房州邊也、御宗旨者、名乘宗號、非其器量、天台宗流也、問云、承及於房邊、不思儀之僧出來、破諸宗、立一宗、問、御存知可聽聞云云、僧云、恒難聞、其沙汰、未知其義味云云、常忍云、最可然、沙汰如何、乘明云、御僧爲昧者可存知、恩可承云云、僧曰、佛法者不用人口傳、但見依佛說、兼佛約束依法不依人也云云、常忍云、今貴僧中旨山、佛說、他宗、耶可然云云、常忍曰、貴僧言葉不淺、非其人乎、僧曰、日蓮吾是也、兩人色直膝、正舟端、叩言、不思儀乘合也、可有御法談云云、蓮祖御氣色勝先、扇子取出、責經、無量義經法華經如常宗旨立義也云々、常忍難問、併大田殿者氣色替而不能屈伏、曰、元真言宗而中山北有北方中村、思念云、能化扶持、豈非可改、常忍心靜、召小將、出菓子、令出、盈、往返及三返、時常忍云、貴僧上倉所以如何、答曰、爲奉、誅國家、常忍曰、有宿處乎、答曰、雖有數多、依此立義、如無山、云可被宿、予陳屋、常忍云、貴殿者御所登、可受、宜言、余者有風氣之遠例、爲保養、住私宅、蓮祖可俱伴、吾宿、無舟渡、人岸着、則扇谷邊在、宿所、奉入、蓮祖、竟、夜受教化、十五日間受法檀那也、然而三十番過、畢、歸宅之刻、爲休息、蓮祖奉入、下州、又同船下州、若宮村奉入、富木殿、呈形於、若宮拜殿、二七日御法談、大田殿一門並會谷城主等受法、然爲說法於屋鋪之内、建立寺、名若宮山法華寺、自是已來爲御越年、度

居法華寺云云、其後房州小松原御難歸、三十日御保養也、其時御製淡御血着云云、小五條有、今、又最初御入寺御本尊云々、有之御勸請、今大有不同也、云々、

日高上人遺狀の内

讓渡日高山

正和叁年甲

四月廿一日

と、依之て宗祖と常忍との關係を知る可く、また本寺草創の起原を知るべし、而して宗祖が百日説

法の状態は尙ほ詳しく全縁起にあり、文に曰く、
「堂成就有大聖人先三七日御說法被遊、初日太田殿、曾谷殿、受法、其後柏井念佛僧受戒、又路野邊右京受法、御說法數増、受法人多有之、都合百座御說法被遊堂也、大小人房州宗旨御建立、道善坊等大衆御集、諸宗折伏給事有、宗旨伽藍於中山法華堂御說法最初也、柏井僧修提坊中人、大聖人之御弟子成給寺建立、中山之末寺成、今島田唱行寺是也、路野邊右京今家續中山檀那也、と、該百日說法の道場は法華堂また四貫堂と稱し、今尙ほ現存し宇賀神社と鬼子母神堂との間にあるもの是なり（此堂はもと若宮にありしを後ち今の地に移せしなり）其他の諸堂伽藍も亦宗祖已來一字たりとも祝融の災に罹りたる事なく僅かに坊中一二の焼失ありしのみ、其跡六百年來嚴乎として存在するはまことに一宗に於ける名寺と云つ可くまた他宗派にも誇るに足るべし、さて前に掲げたる若宮の法華堂は常忍即ち剃髮して當山の法系を立てたる日常上人より第二世日高上人に譲られ、高師はこれを第三世日高上人に譲られたり、時はまさに常師か入滅の五日前なり、而して時の領主にして大檀那たる千葉胤貞は、これに親しく加判せり、

讓狀

所々堂宮並田地等事

若宮御堂 中山坊

若宮別當並彼岸田

谷中郷内紀平三名
牛尾郷内權守四郎名
右所々者以大輔房日祐讓與之畢、於御祈禱任先例可奉勤行者也
仍讓狀如件

正和參年 甲寅四月二十一日

日高花押
胤貞花押

この書は今尙當山寶庫に納置かるゝものにして、奈りに衆人の閱覽を許さず、著者當山に出頭し諸古文書展見の際手寫し置けるもの、素より出處正しきものなり、さてこの後七年を経て元應二年十月二日領主胤貞より、土地若干を寄進せり、全じく當山古文書の内、

奉寄進

妙見御神田令二町事下總國八幡庄谷中郷内奉進所也仍狀如件

元應二年十二月一日

平胤貞花押

と、以て證とすべし、後ちまた七年を経て嘉應元年七月二十一日平の某より大願成就のため田

地一町を寄進せる事あり、即ち古文書の中に

敬白 立願之事

妙見 御前 田地一町

右所願成就仕候者十ヶ日以内に可令進上仕候仍狀如件

嘉曆元年七月廿一日

平 花 押

是或は胤貞ならんか、未だ不分明なり、この他種々の寄進狀或は讓狀あり、左に掲げて當時の狀態を知るに便にす、文中□□とあるは文字不明の記號なりと知るべし、尙ほいふ、この古文書は其年號に依りて配列したれば讀者諒せよ、

△沙彌寂惠寄進狀

奉寄進

下總國八幡庄若宮戸村内法華寺堂地屋敷一所

並自堀外島事

右堂地者爲現當所願奉寄進法華寺釋迦如來□□□則至子々孫々不可有聊遠亂煩者也若於至煩子孫等者須不孝過不可知行

慈跡仍爲永代證文寄進之狀如件

嘉曆四年己七月八日

沙彌寂惠 花押

中山大輔阿闍梨御房

貞胤之角

建武二年
二月八日

△千葉胤貞讓狀

奉讓
 師近大輔阿闍梨日祐所々田地坪付等事
 下總國千田庄原中村全四三ヶ郷田在家同國八幡庄蘇谷郷秋
 山方口田地等裁讓狀同國番井庄島田真木野平戸田地等讓狀
 裁之
 同庄古辨呂村分
 二段 八幡神田
 六段 又四郎名
 四段 九郎三郎名
 一段小 又五郎名
 一段 くら下
 三反半四十歩うい内
 四反 さき内
 三段 孫四郎入道名
 一本妙寺 在別紙

本は壹町二反
 本は壹町五段
 本は壹町大

肥前國小城郡光勝寺職妙見房兩職 在別紙乙大名
 田一町在家一字
 元德三年九月四日

平胤貞花押

平胤貞寄進状の内

寄進平胤貞
 建武三年四月三日

△千葉胤貞讓狀

ゆつりわたす所りやうの事
右ひせんの國小城郡下總國千田八幡兩庄内知行分のそりやう職嫡子たるにより孫太郎胤平に限永代□讓渡也庶子に分讓分はかの狀にまかせていらんあるべからず仍讓狀如件
建武元年十二月朔日
胤 貞 判

△千葉胤貞證文

八幡庄若宮戸村内法花寺堂敷並畠事如本不可有相違之狀如件
建武二年二月六日
大輔阿闍梨御房
胤 貞 花 押

△千葉胤貞十羅刹御影並田畑寄進狀

寄進

中山御本尊十羅刹女御影
下總國田地參拾町爲現世安穩太平後生善處所奉寄進也如件
建武三年四月三日
平 胤 貞 花 押

△千葉大隅守胤繼中山領讓狀

讓與所領事
可令大輔僧都日祐領知下總國八幡庄内谷中郷事
右當郷内於中山堂敷地並免田畠等者亡父胤貞就猶子契約讓與事仍被成公方之安堵上者不及子細其外取殘一圓(胤貞同堂寄進八幡庄家知行分除之)大輔僧都日祐仁永代所讓與實也是則且爲訪代々之苦提殊者爲胤繼現當二世所願成就也然者子々孫々□中至背此趣致違亂競望輩者永爲不孝之仁不可知行胤繼跡仍爲後日讓狀如件
觀應三年壬辰六月廿九日
大隅守平胤繼

以上掲げたる如く、本寺は年々多少の寄進讓與に依りて寺地を増加し現今に至るものなり、而して

本寺に於ては古來より住職となるべきものは、京都本法寺及び頂妙寺と堺の妙國寺の住職を以て交代輪番たるべきの制定ありき、即ち第十二世日珽上人の時に起因す、而して第十八世日慈上人の時、僧日來なるもの來の制定を破るの事あり、依りて時の將軍季忠に訴へ奉書を得て嚴肅に再興せらる、左に本寺より天保三年四月寺社奉行土井大炊守よりの尋問に應じて住職第九十八世日亮上人より書き上たる由緒書を掲げて證とすべし、文左の如し、

當山に於て宗門の大事宗祖の直書等數多靈寶悉寶庫に有之候事故散在を歎き東照神君御上意を以京本法寺、京頂妙寺堺妙國寺右三ヶ寺にて當山靈寶爲守護輪番住職式相定申候文祿二癸巳年當山十二世佛心院日珽代夫より追々順次輪番住職仕候其後又候輪番之式亂候に付京都本法寺住職當山十八世正觀院日慈代台徳院様御治世御奉書頂戴仕候

一御奉書寫

中山法華經寺儀如先規本法寺頂妙寺妙國寺輪番に被仰付候旨從駿府金地院本多上野介殿奉に而被仰越候通披露申候所に其寺傳來之靈寶諸道具什物無紛失當住本法寺へ可相渡旨 上意に候恐々謹言

慶長十九年七月十三日

安藤對馬守 在判
土井大炊介 在判
酒井備後守 在判
酒井雅樂頭 在判

中山 日來侍僧中

本多佐渡守 在

尙ほこの輪番住職に就きて記せるもの當山にあり、文左の如し

「高祖十二世嗣法日典此時有故大樹家康公所命當山其職於本法寺頂妙寺妙國寺是故三箇寺輪番主于當山扶助遺跡于茲在日來者特情權威者親押領當山」本法寺十一世唯心院日因

觀應三年 辰六月廿九日
大陽寺平齋 齋徒儀代

方子巡番將爲入寺日來堅守不入山内日因不得止訟是家康公亦權位輩進不能違上開進退無奈何日因卒落命依是同寺後住正教院日慈再認家康公不幾達上聞則中山法華經寺之事如先規本法寺頂妙寺妙國寺輪番可動上意趣達大樹秀忠公則慶長十九年七月十三日賜御奉書日慈其文云略焉明治維新後解三年交替輪番之規定三ヶ寺順次晉山終世住職

然り、この三年交替輪番の制は當山第十二世日因上人明治四年八月二十七日入山せし時より全く廢いせられ、後ち明治十二年、今の池上本門寺住職たる久保田日龜僧正入山してより山務一切に一大改革を行ひて門末制度と爲し、諸堂宇の修繕再興に全力を注ぎ一山の威嚴爲めに増々赫々として信者また其數多きを致せしが、後ち當代濱口運僧正は京都本法寺より入りて住職となり現に今尚ほ親しく山務を司り朝な夕な本山の革新と再興布教に心を傾注しつゝあれば、いよ／＼聲名を天下に掲ぐる事なるべし、これを本山の山緒沿革と爲す、この他の事蹟は別項に於て相補ふべし、因に云ふ本山につきて、古本葛飾志下巻に記せるものあれば併せ掲げ置く、尚江戸名所圖會にもあれどわざと略す、

中山 市川村より一里有 寺領五十石

右同所より少し海道石碑あり、惣門見ゆる、惣門を越て山門に入る、額正中山光悅筆、院家の坊舎左右に有り、本堂の庭前に入り、右に常題目堂、向に五重の塔あり、同濡大佛有り、左に經藏あり、本堂は祖師堂也、額祖師堂、後に西の方鬼子母神の堂あり、毎月十七日の夜近郷隣邊より夥數參籠の賑ひあり、同後祖師御説法の堂あり、飛禪内匠建る古き堂なり、右の方門を入り客殿有り、同續庫裡あり、客殿は能き座敷、其奥に寶文庫有り戸前迄は長き廊下を行く戸前有り毘沙門門目の二天立ちたまふ、正中山妙法華經寺と號す、十岐氏入道日常上人の開基なり、初祖聖人御附筆の曼荼羅並消鬼等什物數々あり、毎年七月七日開帳有之、尤も身延と池上とへ相配り昔より一本寺の山、境内廣く堂宇坊舎無双の靈場なり、近來延享年中院家より申出公事の事あり

り、京都を末寺には立ざるも京都よりも祖師の本たる故支配成かたきよしにて、院家の衆不首尾也し由なり、云々(中略)毎年三月十三日より同十九日まで十月も同じく都部ともに參詣、貴賤道俗男女群集する事夥し又三月は千部音樂あり毎年七月十五日相撲あり、近在より集る、

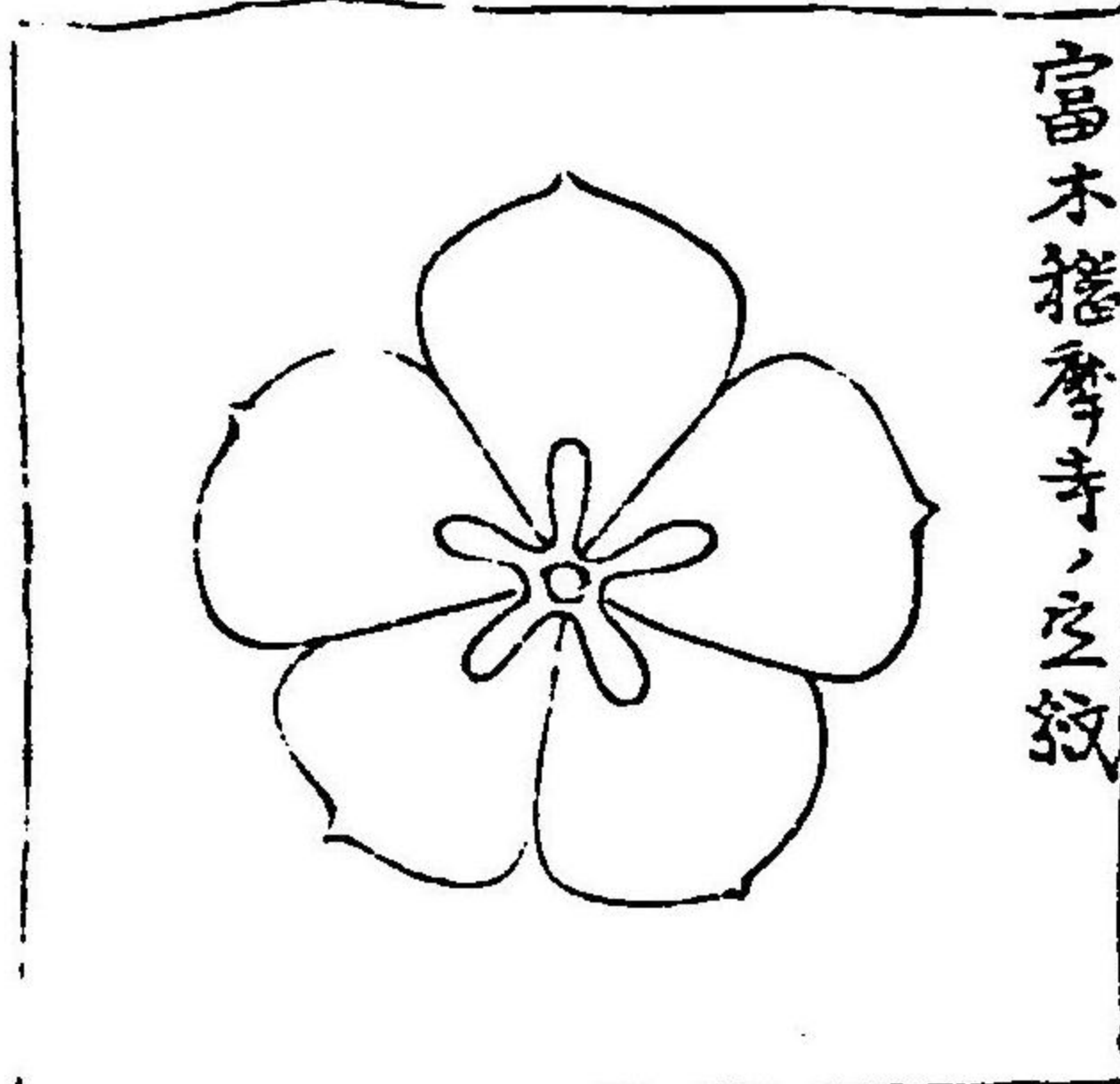
法華經寺緣起

本山に於て記せる緣起あり、重複のさらひあれど參考のため左に掲ぐ、

正中山法華經寺緣起

夫レ當山ハ文永十一年(庚戌)ノ創建ニ係ル是ヨリ先キ入王八十八代後深草院ノ御宇建長五年(癸丑)其ノ頃日蓮祖大士三十二歳ニシテ一宗ヲ建立シ就テ弘通セント欲シ鎌倉ニ趣キ給フ越ニ富木播磨守常忍鎌倉參勤ノ爲メ船橋ノ浦ヨリ出船ス時ニ旅僧アリ懇ニ便船ヲ求ム

富木播磨守之紋



船師告テ曰ク是ハ此レ鎌倉用船ニシテ旅人渡海ノ船ニ非ラズ高祖聞テ如何トモスルコト能ハズ常忍之レテ見テ謂ヘラク船中ノ閑暇幸ニ一友ヲ得タリ奴ヲ道ノ僧ヲ招カシム高祖喜ビ給ヒ忍テ同船ス常忍問テ云ハク僧ハ何レノ闍ノ曰ク房洲常忍云ハク何宗ナリヤ曰貧道未ダ何レノ宗タルコト定メズ常忍云ハク此頃日蓮ト云フ者有リ諸宗ヲ探伏シ唯ズ法華ノ題號ヲ唱フト子知レリヤ曰ク知レリ其辭如何四難播磨守常忍云ハク常忍曰ク子ハ日蓮ニ非ラズ立テ席ヲ薦ム高祖曰ク子ハ誰レナリヤ答レハ八幡ノ庄若宮ノ領主富木播磨守常忍ナリ道暇來過アラバ是レ幸ナラン即チ權教ヲ授テ、深ク高祖ニ歸依ス鎌倉ヲ探ノ別ル是レ宗建以來受法ノ最初ナリ常忍勤仕三十日ヲ經テ下地ノ途次再々高祖ヲ同船セシメ若宮ノ館ニ伴ヒ鎮守若宮八幡ノ拜殿ニ於テ二十七日ノ間法輪ヲ轉セシム此ノ時ニ當リ太田乘明曾谷教信等忍テ權門ヲ改メテ高祖ニ歸依シ則チ宮ノ西ニ當リテ五町計リテ隔テ、常忍ガ館アリ其館傍ニ新タニ一室ヲ建立シテ夜夜高祖ヲ尊敬ス村民呼テ法華堂ト云フ是レ一宗ノ精舎建立ノ最初ナリ

高祖大御宮木殿ニ賜ハル御書ニ云ク一開淨提第一ノ法花堂ヲ造リト靈山淨土ニ御受リ候ハン時ハ申シ上サセ給フヘシト云云
御稱歎ノ聲ヲ遠シ給フ高祖諸堂ニ於テ説法シ給フコト三七日間開法信受スル者多シ所謂ル柏井念佛ノ僧道野邊ノ右京等ナリ中ニ
於テ柏井ノ僧道阿彌ト云フ高祖名ヲ改メテ首題房日唱ト賜フヤ忽チ巴ガ佛門ノ寺ヲ改メ當山ノ本寺トナル則チ今ノ柏井行寺是
レナリ道野邊右京ノ子孫モ今猶ホ當山檀越タリ又一婦人アリ其ノ何レヨリ來ルチ知ラズ日々會ニ預リ説法ヲ聽聞ス有時師ニ木殿
ヲ賜ハントトテ乞ヒ尙ホ法華ヲ願求ス高祖乃チ曼荼羅ヲ認メ名ヲ姓正ト賜ヒ高祖御手ツカラ之ヲ授ケ給フ婦人頂戴シ拜謝シテ去
ル時ニ衆會深ク之ヲ疑怪ス中ニ一人アリ竊ニ其後ヲ逐テ其止マル所ヲ試ム則チ此ヲ去ルコト二十町計ニシテ足色有リ此ニ池沼ア
リ該地ノ邊リニ到テ忽チ所在ヲ失ス池ニ臨ンテ機アリ該枝ニ掛クル一幡アリ之ヲ見レバ則チ先キニ妙正ニ賜フ所ノ曼荼羅ナリ因
テ呼ンテ妙正ガ池ト云フ後池ノ側ニ一叢社ヲ建立シ痘疔ノ守護神ト祝ヒ被シテ妙正大明神ト云村民今ニ至ルモ往詣崇敬ス同年八
月高祖再々ト鎌倉ニ往テ法華ヲ弘宣シ數々此堂ニ還テ説法スルコト都テ一百座ナリ加之ナラズ此堂ニ在テ歲々迎ヘ玉フコト數
簡度文永年中ニ高祖房洲小松原ニ於テ泉信ガ爲メニ號ヲ蒙リ給ヒ天津ノ宿處ニ於テ塚シト雖ドモ諸法ノ旗ヲ充滿シテ居ニ不堪
夜密カニ還レテ市ヶ坂ノ岩屋ニ入り岩根ヲ枕トシテ一夜ヲ越ヘ漸ク此堂ニ來テ號ヲ煉シ年ヲ越テ號倉ニ赴キ給フ則チ御血附ノ五
條袈裟及所持ノ念珠今ニ當山寶庫ニ納ム大凡ソ高祖宗建ノ時道善房深淨房等ノ大衆ニ對シテ四箇ノ名ヲ立テ諸宗ヲ採伏シ給フ
モ一宗ノ堂會ニ在テ法輪ヲ轉シ給ヒシハ今ノ法華堂其最利ナリ故ニ最初轉法輪ノ大衆橋ト號ス愛ニ知メ當山ハ受法ノ最初、精舎
ノ濶廣、説法ノ權輿、寺號ノ發軔、佛像彫刻ノ最始、即チ五勝具足ノ根本法華堂ナリ高祖自ラ寺號ノ本尊ヲ興ヘテ妙蓮山法華
寺ノ號ヲ賜フ常忍出家ノ後高祖此寺ヲ讓與シテ衛護セシム日常誦テ命ヲ受ケ師跡ヲ扶助シテ異俗ヲ教化ス時ニ近隣ニ太山庵明ト
云フ者アリ一子ヲ高祖ニ投シテ難難染衣セシム則チ中老僧日高是ナリ乘明卒シテ後日高年未ダ幾何ナラザルニ高祖日常ニ屬シテ
攝育教誡セシム日常太田館ニ移リ日高ヲ教訓シテ卒ニ彼ノ館ヲ改メテ精舎トナス正中山本妙寺ト號ス今ノ中山是ナリ茲テ以テ日
常規定シテ日ケ雨山一寺ナリト雖トモ法花寺ヲ以テ本寺ト爲スベシト是高祖ノ寺ナルヲ以テナリ高祖御手ツカラ本門久成ノ一露四
菩薩ヲ彫刻シテ之ヲ兩寺ニ安置ス御衣木佛養ノ尊像ト云京都本法寺ノ開山日親聖人垣谷妙法花寺本妙寺ノ本尊ハ立木ノ時ヨリ乘
モ高祖大人加持供養シ給ヒシ名木ニテ彫刻シ給フ佛像ナリ一開淨提ニ本門尊像ノ教主釋尊ヲ造立シ奉ル事是ノ最初ナリト塔テ
還玉ヘリ是故ニ衆亦々左右ニ分離シテ兩寺ノ法會ヲ務ムルコト車ノ兩輪ニ於ケルガ如シ後法華寺ヲ引テ本妙寺ニ合シテ一寺トナ
シ本妙法華寺ト云フ今ノ正中山是ナリ引所ノ堂今尙ホ法華堂ト號シ其舊地正中山ノ東ニ當リ七八丁ヲ隔テタリ日此此地ニ於テ一
町四方ノ地ヲ攝ヘ中ニ萬部ノ經藏ヲ築キ高祖ノ尊像ヲ安置ス今ノ奥之院是ナリ此ヲ去ルコト遠カラズ日常ノ廟塔アリ此地則チ
常公館ノ舊跡ナリ是故ニ當山ハ宗門無雙ノ大塚地ニシテ山來當山ハ往古ヨリ同轍ノ災ナク伽藍朽損シテ變平アルモ山色愈々麗也

法系

開山高祖日蓮大菩薩

正中山法華經寺開山

第一世 日常上人

承久二年庚辰誕生、永仁七年即正安元年三月二十日寂滅八十、宗祖入滅より十八年
日也、本妙寺開山法華經寺の第二祖にして今は法妙寺法華經寺を一寺と爲す、依り
て本寺の初祖とす、

第二世 日高上人

本法寺日通師の記云、高師廿四歳の時、元祖御入滅也、在位十五年御歳五十三或五
十六云々正和三甲寅年四月廿六日入滅也云々、

第三世 日祐上人

永仁六戊戌年誕生、十七歳の時入院、在位六十年(行業の記別有之云々)應安七甲寅
年五月十九日寂滅七十八(已上三代上人の置文別在り)

第四世 日尊上人

應永六巳卯年九月七日寂滅七十七歳、

第五世 日還上人

應永二十九壬寅年六月七日寂、七十四歳、

第六世 日薩上人

應永二十九壬寅年十月二日寂、

第七世 日有上人

文安五戊辰年十一月十三日寂、

第八世 日院上人

文龜元辛酉年六月六日寂、八十五歳、

第九世 日親上人

大永四甲申年二月晦日寂、三十六歳、

第十世 日侘上人

慶長三年戊戌五月廿九日寂、下總國中村檜林に廟あり、歳八十四、

第十一世 日典上人

元和三丁巳年十月十四日寂、長門國萩法華寺に廟有り、(因云、中山歴代譜に贈十一世實は歴代除去也、此師御代鑑資悉紛失、云々、また、此師列歴代者、依中山一山之願、其狀寫本法寺十八世日允代公事書付中に有之云々とあり)

第十二世 中興日璫上人

天文元年攝津堺津に生る、慶長三戊戌年八月廿七日中山に於て寂す、年六十八、(因に云、此師之時依公命三箇寺輪番始之具如別記、又中山歴代次第自初祖次第する一途如常目中興次第する一途有之不可混亂矣云々と中山歴代譜に在り堺妙國寺兼帶也)

第十三世 日曉上人

日璫上人の上足弟子也、慶長十巳己年七月二日寂六十四歳、京都頂妙寺兼帶也、

第十四世 日通上人

日璫上人の上足弟子にして慶長十三戊申年正月十六日寂す、歳五十八、京都本法寺の兼帶、

第十五世 日統上人

日璫上人の上足弟子にして慶長八癸卯年正月十六日歳五十五歳を以て寂す、堺妙國寺の兼帶、

第十六世 日述上人

慶長十二丁未年四月廿二日寂、五十三歳、堺妙國寺兼帶、

第十七世 日因上人

慶長十八癸丑年十月廿九日寂、京都本法寺兼帶、(因云此師之時日來押領中山法華經寺破輪番之式故於江府生害、具如別記云々と中山歷代譜にあり)

第十八世 日慈上人

寛永四丁卯年八月五日寂、京都本法寺兼帶、(因云此師之時訴東照宮追却於日來、頂戴御奉書、再興輪番矣、具如別記、御奉書等在本法寺寶藏云々と中山歷代譜に記す)

第十九世 日侃上人

寛永元甲子年八月九日寂、京都頂妙寺兼帶、

第二十世 日忠上人

万治三庚子年十月十六日寂、京都頂妙寺兼帶、(因云此間に妙國寺(攝津堺)第四世日善上人を列て爲中興九世惣歴代廿世也、云々、又一書有之是時は日因不入山故除之義也、然るに中山五十三世頂妙寺日啓上人過去帳並に正行院日淵書付之趣日因を列歴代、除日善、今依之耳追考云々と中山歷代譜に記す)

第廿一世 日現上人

寛永十癸酉年四月四日寂、堺妙國寺兼帶、(因云此間に本法寺(京都)十三世日芳頂妙寺(京都)七世日瑞贈官也、不列歴代(右者本法寺古書有之)云々と中山歷代譜に在

第廿二世 日慈上人

寛永十二乙亥年五月七日寂、京都本法寺兼帶、(因に云此師之時山徒企不受不旋一出寺す、次の龍師入山之上にて佗言有之其書本法寺に在り矣、如別記云々と中山歷代譜に記す)

第廿三世 日龍上人

寛文九己酉年九月廿三日入滅、京都頂妙寺兼帶、

第廿四世 日速上人

寛文十庚戌年七月朔日寂、堺妙國寺兼帶、

第廿五世 日長上人

寛永十六己卯年三月十日寂、京都本法寺兼帶、

第廿六世 日仁上人

寛文三癸卯年十月四日寂、京都頂妙寺兼帶、

第廿七世 日演上人

萬治元戊戌年十二月十七日寂、堺妙國寺兼帶、

第廿八世 日養上人

第廿九世

日貞上人

明曆三丁酉年六月十四日寂、京都本法寺兼帶、(因云 中山歷代譜に右日貞、日養、兩師之時末寺方本寺違背有之及公訴本山利運に相濟む具に如別記云々とあり)

第三十世

日俊上人

承應元壬辰年九月六日寂、京都頂妙寺兼帶、

第三十一世

日堯上人

延寶三乙卯年十一月二日寂、堺妙國寺兼帶、(因云 此師の依評儀始永輪番本法寺隱居日養永輪番初祖也、具に如別記云々と中山歷代譜にあり)

第三十二世

日休上人

永祿五壬申年十一月三日寂、京都頂妙寺兼帶、(因云 中山歷代譜に「此師之時山徒金不受不旋出寺、其時佗言有之候は、可致免許哉等の往復書狀頂妙寺に有之云々と記す」)

第三十三世

日威上人

明曆二丙申年九月六日寂、京都本法寺兼帶、

第三十四世

日廷上人

延寶七己未年十一月廿五日寂、京都頂妙寺兼帶

第三十五世

日允上人

元祿二己巳年八月廿日寂、(因云 此は三ヶ寺歷代に非らざる也、此時先住日威上人示合て永輪番式を破る、具如別記云々と中山歷代譜にあり)

第三十六世

日意上人

元祿壬申年十一月十六日寂、京都本法寺兼帶、(因云 此師之時先住日廷之不受不施を諫む、役者、寺僧、徒黨引率して敵對之故及公訴終に日廷退去、役者還流、寺僧追放、其後、誓紙出來す、實有拔群之功、具如別記矣、右誓狀三ヶ寺各通に取收之、云々と中山歷代譜に記す、)

第三十七世

日德上人

元祿二己巳年十二月十九日寂、京都頂妙寺兼帶、

第三十八世

日秀上人

寛文九己酉年正月十六日寂、京都本法寺兼帶、

第三十九世

日相上人

寛文六丙午年八月二十七日入山、全十二壬子年八月廿七日退山、元祿四辛未年三月十三日寂す、堺妙國寺の兼帶にして、上人七年の間在住、諸末寺の違背あるものを糾明し其他の勳功甚だ多し、

寛文十二壬子年八月二十七日入山、延寶二甲寅年三月廿二日退山、寶永二乙酉年十月二日寂す、京都頂妙寺の兼帯にして、此師の代嚴有院殿(徳川 代將軍)の御台様より當山及頂妙寺へ永紫衣拜領其文今頂妙寺にあり、

第四十世 日 耀 上 人

延寶二甲寅年三月廿四日入山、全年九月十四日病氣に依りて退山、元祿十丁丑年十一月廿日寂、京都本法寺兼帯也、

第四十一世 日 完 上 人

延寶二甲寅年十月十四日入山、全四丙辰年七月十八日退山、全年八月十八日寂、本法寺兼帯、

第四十二世 日 純 上 人

延寶四丙辰年十月四日入山、全七己未年八月廿七日退山、貞享元甲子年九月十七日寂、堺妙國寺兼帯、

第四十三世 日 述 上 人

延寶七己未年九月二日入山、天和辛酉年八月廿七日退山、正徳三癸巳年七月廿七日寂、頂妙寺兼帯、

第四十四世 日 匠 上 人

天和元辛酉八月廿七日入山、全壬戌二年八月廿七日退山、元祿二己巳年六月廿一日寂、本法寺兼帯、

第四十五世 日 近 上 人

天和二壬戌年九月十日入山、貞享元甲子年八月廿六日退山、享保八癸卯年正月廿五日寂、本法寺兼帯、

第四十六世 日 要 上 人

貞享元甲子年九月十一日入山、全二乙丑年八月廿六日退山、寶永三丙戌年六月廿二日寂妙國寺兼帯、

第四十七世 日 潤 上 人

貞享二乙丑年九月廿二日入山、元祿元戊辰年九月廿七日退山、全四辛未年正月廿一日寂、頂妙寺兼帯(因云、地二石四斗、是は古來の高也、日潤代理地修補田地右の高増也、但し二石四斗の外依毎年見分可定其高下者也云々)中山歴代譜に記せり、

第四十八世 日 住 上 人

元祿元戊辰年十一月十一日入山、全三庚午年十月六日寂、本法寺兼帯、

第四十九世 日 妙 上 人

元祿四辛未年八月廿七日入山寶永七庚寅年十月十六日寂、頂妙寺兼帯、

第五十世 日嚴上人

元祿六癸酉年九月廿九日入山、全九丙子年八月廿七日退山、寶永二乙酉年十二月十七日寂、妙國寺兼帶、

第五十一世 日行上人

贈祖也、妙國寺兼帶、

第五十二世 日怡上人

元祿九丙子年八月廿七日入山、全十二巳卯年九月朔日退山、享保十七壬子年十一月九日寂、本法寺兼帶、

第五十三世 日啓上人

元祿十二巳卯年九月朔日入山、全十五壬午年八月廿七日退山、享保十三戊申年四月廿九日寂、頂妙寺兼帶、

第五十四世 日亮上人

元祿十五壬午年八月二十七日入山、寶永二乙酉年八月廿六日退山、享保十六辛亥年十一月十五日寂、妙國寺兼帶、

第五十五世 日達上人

寶永二乙酉年八月二十七日入山、全五戊子年九月八日江戶谷中安立寺に於て寂す、本

第五十六世 日等上人

法寺兼帶、
寶永五戊子年八月廿七日入山、正徳元辛卯年八月廿七日退山、享保十五庚戌年正月十二日寂、頂妙寺兼帶、

第五十七世 日圓上人

正徳元辛卯年八月廿七日入山、全四甲午年八月廿七日退山、享保七壬寅年八月廿五日寂、妙國寺兼帶、

第五十八世 日精上人

正徳四甲午年八月廿七日入山、享保二丁酉年八月廿七日退山、元文四巳未年二月十六日寂、頂妙寺兼帶、

第五十九世 日禪上人

享保二丁酉年八月二十七日入山、全五庚子年六月廿一日中山に於て寂す、本法寺兼帶、

第六十世 日瑞上人

享保五庚子年八月二十七日入山、全八癸卯年八月二十七日退山、元文二丁巳年十二月

廿七日寂、妙國寺兼帶、

第六十一世 日充上人

享保八癸卯年八月廿七日入山、全十一丙午年八月廿七日退山、元文二丁巳年九月十日寂、頂妙寺兼帶、

第六十二世 日領上人

享保十一丙午年八月廿七日入山、全十四巳酉年八月廿七日退山、寶曆五乙亥年九月十三日寂、本法寺兼帶、

第六十三世 日宴上人

享保十四酉年八月廿七日入山、全十七壬子年八月廿七日退山、享保廿乙卯年三月廿九日寂、妙國寺兼帶、

第六十四世 日遂上人

享保十七壬子年八月廿七日入山、全廿年乙卯八月廿七日退山、延享五戊辰五月十五日寂、頂妙寺兼帶、

第六十五世 日明上人

享保廿乙卯年八月二十七日入山、元文三戊午八月廿七日退山、寶曆十一辛巳年五月

二十六日寂、本法寺兼帶、

第六十六世 日理上人

元文三戊午年八月廿七日入山、寬保元辛酉年八月廿七日退山、寶曆三癸酉年三月十日寂、妙國寺兼帶、

第六十七世 日清上人

寬保元辛酉年八月二十七日入山、延享元甲子年八月廿七日退山、全二乙丑年寂本法寺兼帶、

第六十八世 日俊上人

觀如院と號す、延享元甲子年八月廿七日入山、寬延三巳巳年四月十三日退山、明和元甲申年九月十八日寂、頂妙寺兼帶、

第六十九世 日侃上人

寬延三巳巳年四月十三日入山、寶曆二壬申年八月廿七日退山、寶曆 庚辰年十月廿一日寂妙國寺兼帶

第七十世 日貞上人

寶曆二壬申年八月廿七日入山、全五乙亥年八月二十七日退山、明和元甲申年十月十四日寂、本法寺兼帶

第七十一世 日 淳 上 人

寶曆五乙亥年八月廿七日入山、全八戊寅年八月廿七日退山、安永三甲午年三月廿日寂、頂妙寺兼帶、

第七十二世 日 巡 上 人

寶曆八戊寅年八月廿七日入山、全十一辛巳年八月廿七日退山、安永九庚子年十一月廿九日寂、妙國寺兼帶、

第七十三世 日 昌 上 人

寶曆十一辛巳年八月廿七日入山、明和元甲申年八月廿七日退山、明和二乙酉年十一月十七日寂、本法寺兼帶、

第七十四世 日 豐 上 人

本義院と號す、頂妙寺兼帶にして明和元甲申年八月廿七日入山、全四丁亥年八月廿七日退山、全八辛卯年六月十日寂す、

第七十五世 日 映 上 人

明和四丁亥年八月廿七日入山、全七庚寅年八月廿七日退山、天明二壬寅年十一月八日寂、妙國寺兼帶、

第七十六世 日 妙 上 人

第七十七世 日 顯 上 人

明和七庚寅年八月二十七日入山、安永二巳年八月二十七日退山、寛政九丁巳年二月十日寂、本法寺兼帶、
智觀院と號し、頂妙寺の兼帶たり、安永二巳年八月二十七日入山、安永五丙申年八月二十七日退山、全九庚子年五月十三日寂、

第七十八世 日 逢 上 人

安永五丙申年八月二十七日入山、全八己亥年八月二十七日退山、妙國寺兼帶、

第七十九世 日 是 上 人

安永八己亥年八月廿七日入山、天明二壬寅年八月廿七日退山、全六丙午年四月六日寂、本法寺兼帶、

第八十世 日 賢 上 人

玄收院と號す、頂妙寺廿八世の兼帶にして天明二壬寅年八月二十七日入山、全五乙巳年八月二十七日寂す、

第八十一世 日 逢 上 人 (再住)

天明五乙巳年八月廿七日入山、全年十一月十二日方丈に於て寂す、

第八十二世 日 道 上 人

天明五乙巳年十二月二十七日入山、全八戊申年八月二十七日退山、本法寺兼帯、
第八十三世 日賢上人(再住)

天明八戊申年八月二十七日入山、寛政三辛亥年十一月二十七日退山、文化十三丙子
年正月朔日寂、

第八十四世 日道上人(再住)

寛政三辛亥年十一月二十七日入山、全六甲寅年八月廿七日退山、文化五辰年八月十
七日寂、

第八十五世 日虔上人

寛政六甲寅年八月廿七日入山、寛政九丁巳年八月廿七日退山、妙國寺兼帯

第八十六世 日到上人

貝理院と號す、頂妙寺の兼帯にして寛政九丁巳年八月廿七日入山、寛政十一年六月
廿一日圓福寺に於て寂す

第八十七世 日相上人

眞如海院と號し、本法寺の兼帯たり、寛政十一未年九月二十七日入山、享和二戊年
八月廿七日退山、文化五辰年六月十七日寂す、

第八十八世 日領上人

堺妙國寺の廿八兼世帯にして、享和二壬戌年八月廿七日入山、文化元甲子六月十八
日寂、

第八十九世 日近上人

頂妙寺三十二世兼帯にして了光院と稱し、文化元甲子年八月廿七日入山、全四丁卯
年八月廿七日退山、文化七午年八月廿九日寂、

第九十世 日選上人

本法寺四十世兼帯にして文化四丁卯年八月廿七日入山、全七庚午年八月廿七日退山
文政二己卯年正月廿四日寂、

第九十一世 日顯上人

權僧正法印に任ぜられ玄々院と稱し、妙國寺廿七代の兼帯、文化七庚午年八月廿七
日入山、全十丙酉年八月廿七日退山、文政二卯年三月廿五日寂、文化壬申年仁王門
の荒破を嘆じ公廳の許を受けて新たに三門を經營す、

第九十二世 日慎上人

本源院と稱へ文化十丙酉年八月廿七日入山、頂妙寺三十三世の兼帯にして全十三子
年八月廿七日退山、全六未末九月七日寂す、撞鐘を再興す、

第九十三世 日利上人

第九十四世 日 遂 上 人

寛弘院と號し本法寺四十一世の兼帯たり、文化十三年八月廿七日入山、文政二卯年八月廿七日退山、全十丁亥年六月十八日寂、該代大堂銅家根を修復せらる、

第九十五世 日 亮 上 人

正進院妙國寺廿八世の兼帯にして文政二卯年八月廿七日入山、全五壬午年八月廿七日退山、全六癸未年正月十三日寂、大客殿の家根葺替その他大堂に至る間敷石を据えらる、

第九十六世 日 要 上 人

頂妙寺第三十五世の兼帯にして勝心院と號し、文政五壬午年八月廿七日入山、全八酉年八月二十七日退山、當代に於て鐘樓及大井戸屋形を再建せられ其他修復際限なく一山に盡せし効勞少からざるものありき、

第九十七世 日 輝 上 人

本法寺兼帯四十三世にして文政八酉年八月廿七日入山、全十一子年八月廿七日退山、當代に於て大堂、小客殿、法華堂等の物修復せらる、

第九十八世 日 亮 上 人(再住)

天保二辛卯年八月廿七日入山再住、全年十月六日より廿日に至る十五日間宗祖の五百五十年遠忌大法會を修行し一山の門末皆焼香登山す、天保三壬辰年九月十五日御祈禱所の臺命を蒙る、天保三壬辰年十一月晦日武州川口宿に於て撞鐘の鑄直し成就し、全四巳年六月廿日より廿二日迄三日間撞初供養の大法會修行、後ち月を経るに又々破損したるを以て天保五甲午年六月廿五日千葉郡鹽田邑に於てこれを鑄、全七月十五日撞初の式を擧ぐ、即ち當代に於て兩度の再興にして、實に全上人自力の成就といふ、全五甲午年八月廿七日退山、全十二丑年正月二十四日眞妙寺に於て寂す、歳六十九才、

第九十九世 日 榮 上 人

本法寺四十四世、玉樹院と號し、天保五甲午年八月廿七日入山、全八酉年八月廿七日退山、天保十四癸卯年十月十三日谷中安立寺に於て寂す、壽七十五才、

第一百世 日 任 上 人

妙國寺三十世、本章院と號し權僧都に任ぜらる、天保八丁酉年八月廿七日入山、全戌年三月十日西御丸焼失全、亥年正月十三日西丸移徒の祈禱を仰付けられ四月二十七日移徒相濟み、法華堂に於て高祖已來說法一萬座成就供養につき諸尊を初め殘

らず修復、尙ほ大堂、高祖殿内陳廻り順彌壇兩脇佛壇合天井、等皆極彩色を施しま
たけ塗直しを爲し且つ寶藏、宮殿、御厨子四つ、前机燈籠臺二つ、反り橋、堂唱堂
等を修復し常題目の再建等功蹟頗る多し、天保十一庚子年八月廿七日退山、

第一百一世 日導上人

頂妙寺卅七世兼帯にして本覺院と稱し、天保十一庚子年八月廿七日入山、全十四癸
卯八月廿七日退山、

第一百二世 日遵上人

本法寺四十五兼帯にして本孝院と稱し、天保十四癸卯年八月廿七日入山、弘化三丙
午年八月廿七日退山、安政五年正月十二日寂、

第一百三世 日英上人

妙國寺三十一世の兼帯にして真心院と稱し、弘化三丙午年八月廿七日入山、嘉永二
丙年八月廿七日退山、慶應元七丑年五月六日寂

第一百四世 日導上人(再住)

嘉永二丙午年八月廿七日入山再住、全三成午年十月十七日寂、

第一百五世 日正上人

本法寺四十六世兼帯にして嘉永三年戊十二月十日入山、全七寅年八月廿七日退山、

第一百六世 日泰上人

安永元寅年(この年政元)十一月十二日本法寺に於て寂す、當代に於て大藏室、書院
奥向等の新規建替あり、

第一百七世 日穩上人

妙國寺兼帯にして安政元寅年八月廿七日入山、全四巳年八月廿七日退山慶應元乙丑
年一月九日寂、

第一百八世 日習上人

頂妙寺兼帯にして安政四巳年八月廿七日入山、万延元庚申年八月廿七日退山、文久
三亥癸年七月八日寂、

第一百九世 日調上人

照孝院と號し本法寺兼帯にして萬延元庚申年八月廿七日入山、文久三癸亥年八月廿
七日退山、明治元戊辰年十月四日本法寺に於て寂す

第一百十世 日正上人

本頂院と號し妙國寺兼帯にして文久三癸亥年八月廿七日入山、元治元甲子年七月十
七日六十一才を以て當山に於て寂す、

頂妙寺兼帯にして元治元甲子年九月廿七日五十七才を以て入山し明治元戊辰年九月

第百十一世 日貫上人
廿七日退山、明治三庚午年六月十七日松田妙法寺に於て寂す、

照道院と稱し本法寺兼帯にして明治元戊辰年九月廿七日入山し、全四辛未年八月廿七日退山、全十一年十一月三日生國備後國に於て寂す、

第百十二世 日因上人

本良院と稱し妙國寺卅七世の兼帯にして明治四辛未年八月廿七日四十四歳を以て入山し全九子年十一月廿一日退山、全三十二年十一月廿二日池上に於て寂す、此代より輪番の制を廢せらる、

第百十三世 日照上人

本融院と號し頂妙寺兼帯にして明治九年十一月七月千葉縣辭令を以て住職を申付けられ(時に年五十九才)全十一年七月十五日寂す年六十、

第百十四世 日龜上人

明治十二年入山し、全三十二年三月池上本門寺へ轉せらる、

第百十五世 日顯上人

妙修院と稱し、明治三十二年四月十五日入山、全年八月三十日遷化、年五十九才、

第百十六世 日運上人

當代にして慈妙院と稱し大僧正たり、明治三十二年十月廿八日七十三歳を以て入山、本法寺五十世住職明治廿一年退職隱退の身たりしを本山の住職とならる、

勝地舊蹟案内

これより本山中に於ける諸建築物及勝地舊蹟の案内を爲すべし、

三 門

中山停車場を出て北に向へ總門を入り更に進めは巍然として雲間に聳ゆるもの、これを三門と爲す、文久元年本山第百十四世久保田日龜上人の再建にして今師は實に本山の頌歌を愛へ憤心勇起諸堂の修繕再興に盡力し傍ら境内の風致上にも心を注ぎ大に面目を改めたれば今尚本山の中興なりとて皆人の感謝しつゝある處にして師今や池上にあり、不幸大方丈の回祿の災に遇ひ、またこのれが再興に盡碎せらる、其勢まことに察すべく、宗祖か遺跡の再興保存に熱心なり、一宗の人また決してこの恩を忘るべからず、著者亦大に全情を表する處なり、

龍淵橋

山門に入りて五重塔の方に進むところ一小橋あり龍淵橋といふ、明治廿年四月の架設にして施主は横濱の新居國太郎なり、兩側に二本の石門を立つ、右の方は「千樹林深寂世緣山鐘鳴度蔚藍天」と記

し、左の方は「境幽溪、蓬壺暗橋、下未雲龍臥淵」と題す、日蓮僧正の筆にして、本願人は沼津三島兩驛の有志中、工費一式の寄附者は、横濱の新居國太郎の母留與女にてこのあたりの名物は、釜に蛙なり、

五重塔

三門を入りて突き當りにあるは、是有名なる五重塔にして元和八壬戌年七月第十八世日慈上人の創立なり、當代濱日蓮上人はこれが修膳に熱心し今や大に其効を奏し面目をあらためしことを嬉しけれ、

祖師堂

本山境内に於ける建築物中最も宏壯輪煥たる堂宇を祖師堂を爲す、正面の額は久保田日蓮僧正の筆にして「德輝殿」と題す、間口十三間、奥行十三間にして、元禄十五壬午年六月當山第五十三世日啓上人の創立なり、



鼓樓

萬治二己亥年十一月當山第三十三世日成上人の創立なり、

刹堂

刹堂又鬼子母神堂といふ、法華堂の南に在り、後ろに山を控へ前に龍池を望み遙に田園を望見し幽邃閑雅の處にて朝な夕な題目の聲長閑に師仰者の熱心なる何となふ靈氣身邊を繞ぐるの心地せらるゝこそ嬉しけれ、堂は五間四方にして鬼子母神像を安置す、この堂は昔し三代將軍の時鎌倉に在りしものを後此地に移したるもの、名人の遺る處（左甚五郎といふ、如何にヤ）堂に墨繪の龍ありしがこれが爲め近邊の池水は如何なる大旱魃にても乾く事無かりしが近代この龍を書きたる板を塗抹せしため池水時に満する事ありと傳聞せり、此事正中山縁起にも記載しあり、本尊の鬼子母神像は祖師の御作なるが故今は寶庫中に安置さる、正面に鬼子母神と題せる額を掲ぐ、

法華堂

一に四貫堂と稱す、刹堂の北に在り堂は東に面す、開山日常上人（俗稱富木播磨守胤繼）宗祖に歸依し己が邸宅内に一字を建立し高祖を請じて百日の説法開延を願ひたる所謂宗祖最初の時法輪の靈跡なり、正中山縁起に「大聖人百座御說法被遊處若宮中處也、今者大聖人御石塔有行細堂今地引給也」とある是にてもと若宮（若宮は富木氏の邸宅所在地）にありしを今の地に移したるもの（移轉の年時は何時頃なりしか詳かならず、正中山縁起は延享四年四月中旬の筆と巻尾に記しあれば勿論

此以前なるべし。堂は五間四方なり、正面の額には青地妙法花經寺と題す。

宇賀神社

徳川家鬼門際のため建立せるもの三間四方寢蓐の社なり、建設の年時詳ならず。

遠忌塔

宇賀神堂の側らに宗祖の遠忌塔三基立てり、右は五百年、中央は五百五十年、左のは六百年の遠忌
紀念塔なり。

泣銀杏

巍然たる祖師堂を左に見、古色蒼然たる五重塔を前に見て、二更に右に向つて歩みを速べは一小堂あり、是即ち駒形堂にして、そが傍らに老幹樹乎として生い繁り、枝は途中より二たつに分れ、天を掩ひ樹蔭爲に暗さを覺ゆる公孫樹を見るべし、これ千歳の後までも今尚ほ子葉をして全情の涙に咽ばしめ、潜然この處を去るに忍ばざらしむる名樹にして、實に一宗の逸話として傳ふべきの價値あるものなり、今少しくこれを語らん哉、頃、頃弘安元年十月高祖の御忌辰に相當しければ閻宗の長幼いづれも故師の熱き情を忍ひつ殿かに法筵を開き奉らんと池上本門寺に相聚る、時に伊豫阿闍梨日頂上人は、資性剛毅篤實にして慈孝の志厚く殊に幼時親しく高祖に侍し撞愛また比ふ者なかりしが

護法の念もまたいと深くたましく相州に在りて單身權宗の某僧と院を賭して法論し連日にして未だ決せず、上人この報を得て心池上に飛べとも論戰正に酣にして遠に走ることを得ず、况んや法會の故を以て法論を中止せんか、敵はこれを以て敗せりと嘲るべく、去りて法論のため大會の席を空うせば師恩に遠く憾あり、往なんか、否、止まらんか、あらず、進退こゝに谷り、遂に胸中萬斛の涙を湛へ意を決して法の爲めに殉せんといよく、ますく意氣堅昂敵を衝いて論戰に勝ち法樂忽ちにして隆々たり、去れとあはれ此時までに池上の法要は終はりを告げぬ、於茲頂師慈然として當山にたどりつき其状を具さに訴へ罪を謝さんとす、憤重にして謹嚴なる慈父日常上人は大に怒つて遂に愛見に逢はず、曰はく『老昧なる者にてすら急き來りて御法要を營み申すに遅れて參する事本意にあらず、故師に對して無禮の事、况や問答は折を得て幾度にも仕るべきなり、元祖の御忌は後またと重ねてあるべからず、報本反始は萬世の大道、區々たる微功豈これに替るべけんや、汝不知恩の者、決して目通り叶ふべからず』(中山秘傳元祖諸師記及び林宗第二回)と嚴かに申し渡され、頂師は爲めに頭べを地に垂れ號泣懺悔罪を謝すなど、慈父上人は是を容れず、更らに大聲叱呼して戶外に逐出し、緊く門を閉さしめ遂に勘當し給へぬ、頂師は取りつくすべも無く、掘るべき山もなきに、詮方盡きて中庭に佇立し、はふり落つる涙拂へも敢ず、ひた泣きに啼きて尙ほ罪を謝して歇まず、斯くて日は早や暮れかゝり、慈父なる人の庵室には、燈火の影はの見ゆれと更に聲なく、夜はますく更けゆき、萬籟寂として朔風頻りに身邊を拂へ、凄愴たる冬の月は高く枯梢に懸りて刻々慘たる光景を現し來り、寒さは骨に沁み渡りて、流石の頂師も精魂絶えんとする計りなりしが、只見

れば銀杏の巨木あり、即ちこゝに夜露の浸濡を防がばやと樹蔭にたどりつきて尙ほ慈父君の心解け給はんことを祈りつ、夜もすがら樹をめぐりて此經難持の偈文を誦し、痛哭嗚咽ひたぶるに其罪を謝しつゝあれど、院内はいよ／＼静寂として答ふるものなし、寒さは益酷しく衣は露に濡れ霜に冰り、膚は紫色を呈して得堪ぬ計りなるを、頂師は少しも憂しとせず、尙も唱題誦偈の聲をとめず、聽て五日六日七日となり、今は魂も消え聲も酒れぬ、諸老師はこの事を聞き或は自ら來り或は使を遣はして頂師のために罪を詫ふれと、慈父上人は頑として是に應せず、大上人御在世ならば兎も角、假令何人が來らせ給ふとも、常忍かこの世にあらん限りは勘氣赦免もひもよらず、今日頂を赦さば即ち千載の不幸をゆるすものなり、不憫なれども、大上人の垂托に背きて、後世不幸の道を拓くに忍び申さずと、理りある言の葉に諸老師も泣く／＼この旨を頂師に語りければ、頂師も豁然として、嗟これ亦千載不幸の者を戒めんために甘むじて慈父君が深き意味ある嚴責を受奉らんと、遙かに慈父上人の方を伏し拜み悄然として雲霧深き地にかくれしとぞ、いかで讀者此事を聞かば、慈父なる人の心の内、子なる人の心の内、おもひはかるだにあはれならずや、兎角古聖人はかゝる義に重きを置くが多かりき、よく／＼この事蹟を繰り返して深く考へ給ふあらばまた得る處無からましけれ、葛飾志にこの泣銀杏の事を記せり、併せ掲げ置く、文に「又此地中に泣銀杏といふ銀杏の木あり、これは眞間日頂上人は日常、聖人の子なり、久しく勤當を得て恩願を拜する事能はず、此所へ來りたまひても更に對面なきゆへ、此いてうの木の下に幾回も哭て歸りまたひしとなり依りて此樹を泣銀杏と名付けしとぞ」云々、

本院

本院は宮殿の西に在り、法華經寺願願巡査派出所前の道を北に向け進めば、即ち大玄關にして右と左に『受付所』の標札を掛く、先づ左の受付所を入り廊下を左折すれば學徒の教室三室あり、濶容容の如き教師懇ろに教鞭を探るを見る可く、書院は明治十四年當山第百十四世日龜上人の再建にして最初創立の年時詳かならず、客室亦全代の改造、事務寮、山主の居室、小書院等は明治廿年全上人の創立にて即ちこゝを過ぎて更に右折すれば即ち

新座敷

にして室は二たつに分かれたれ一は疊十五枚、一は全十二枚を敷かる、室内極めて風雅にして金泥の襖には優美なる花鳥の繪を畫かれ、些の俗臭なく、次は

對面所

にして上座は疊十二枚を敷き、下座は三十五枚を敷く、正面の床には古雅掬すべき香爐を置き名匠の密畫に成れる珍幅を懸け、四季折々の草花を花籠に投げ挿しにしたる、中々に風情あり、こゝは貫主親ら來客に接する處、素りに衆人の入るを許さず、

方丈

は對面所の傍らに在り都合三つに分ち、是亦瀟灑たる庵室なり、扣間は茶所に當てられ他の二間は小庭の方に面し閑靜にして風雅を友とするに宜しくさては親しき友とうち集ひて懷舊談に餘念なき貫主が面影は常にこの庵室に於て見るを得べし、

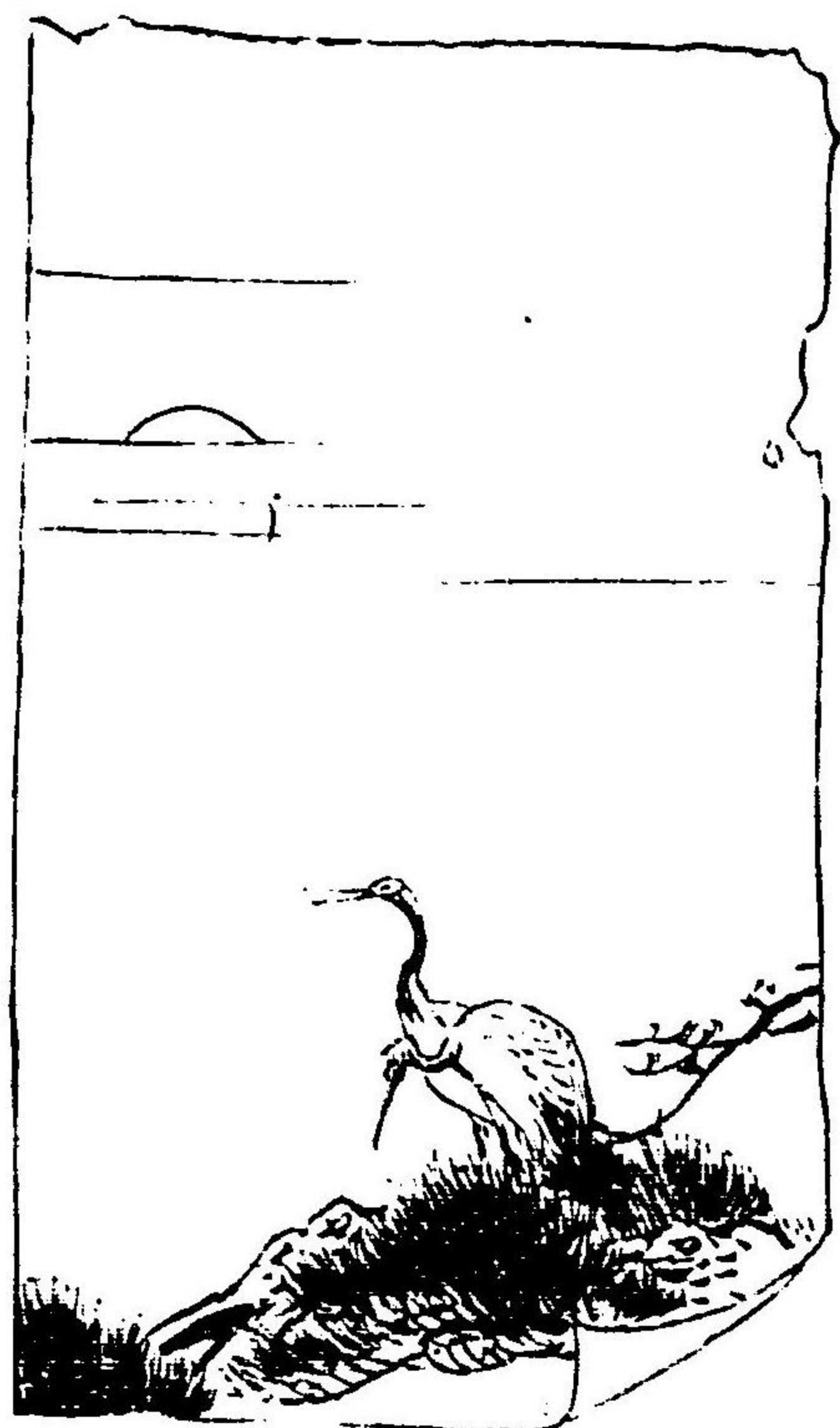
靈秀園

對面所の前山にあり、大蘇鐵のある邊りより小池ありて、こゝには耕鯉金魚の數々遊泳し、藻屑の生いたるなど中々に眺め飽かず、四邊の深苔は恰も茵の如く寂たる奇岩怪石は墨々として點在し、其間疎梅横はり垂柳なよよとして生ひ立ち、四季ありの珍草異花は各々其色香を競へ老杉古松は四邊を圍み静寂たる風致まことに塵外にあるの思ひあらしむ、園は久保田日龜僧正の丹誠に依れるものとか、著者たまく本山に出頭し本園の雅致あるに嘆賞措かず、かゝる園生のなか雅名なかるべしやと、しばしばこれを問へとも未だこれが其名を得ずと、そは頼母しからず、予かこの書を編むまでには必ず命名して知らしたまへと約して茂原藻原寺に出發せしか、後ち役僧諸師は何とかいへけん名を撰みて貫主日蓮僧正に示したりしに貫主はこれを排けて曰く彼の園生は日龜僧正の丹誠のかたみなれば宜しく僧正が雅號に因みて撰むべしと遂に日龜僧正が靈龜と號するに因み靈秀園とは名付けしとかや、貫主日蓮僧正が優心のなつかしくまた不肖いさゝかこれに携われる縁り

もあればこゝにわざと其仔細を記し置く、文に達し詩歌に長せるの雅人、もしこの園に逍遙せば各々吟詠の勞を惜しむなかれ、

寶藏

本院の北鬼子母神堂の後ろにあり、本山に於ける重寶物を秘藏する處にして最初建築の時は詳ならず、後文久元四年八月本山第百〇八世日習上人の時再建し近年更らに煉瓦を以



靈像

本山にある靈像中重なるものは△祖師の御影にして宗祖存生中日朗上人中山へ度々詣て、親しく其影をうつ

しまわらせしもの、今尚ほ本堂に納めあり、△宗祖の木像は日常上人の自作にして今常師院殿にあり△釋尊の像は宗祖親しく加持祈禱の上作られしものにて世に御供養の御本尊と稱す、其他△大黒天の木像あり、是又宗祖が親しく刻めるものにして、本書口繪と本文に挿める木版を參照

せよ△宗祖が日常上人の影を刻み、日常上人また宗祖の像を刻める兩尊は是亦重寶中の重寶として本山に秘藏さる此他群多あれども畧す、

常世日明上人の影を刻む
有酒有り
心もよし
元應二年
庚申
月廿日
日明

遠壽院

遠壽院は山門を入りて左側に在り、即ち常山根本祈禱法を高祖聖人より日常上人へ傳へられ今尙連綿として修法の道場にして俗に云ふ修行堂と稱する堂はこの院内に在り、而してこの寺院の門外に智泉院ありて、門内は法華經寺と攝受するの寺、門外は折伏の寺と爲し攝受折伏の門として全派内

御祈禱を授け給

許狀 遠壽院

に重きを爲せり、さて予はこゝにこの行につきて聞きたる事を記し見んに、古來は智泉院に一人、遠壽院に一人の行を爲さしめ兩院に豫備各々一人つゝありて萬一疾病等ありて行に堪えざる時は豫備者直ちに行堂に入り、各々寒三十日を中心として前後一百日の行を修せりといふ、後ち智泉院は廢寺と爲り以後遠壽院のみ存し智泉院は名目のみを存せりといふ、而して現今またこの行法盛んにしてこゝに入りて祈禱法を受得し驗者と爲りて護法扶宗教世濟民の法善たらんとする者多しといふ

（因云この験者となるには進講師以上のものにあらざれば入行をゆるされざる規定なりと）さてこの入行善なく五回を終はりたる者を悉傳とし、當山の住職を正傳師とし、遠海院住職を副傳師とすといふ、而して當山住職たるものはよし八十九の高齡を重ねし老僧といへとも十一月一日入堂し二月十日出堂する、所謂百日の行を遂げたるものならずむば決して住職となるを得ず、かくして祖師の眞秘を拜し始めて正傳師と爲るこれを古來の山規なりとぞ、左に現今の加行規則と書式とを掲げて一燦に供す、

加行傳規則

- 一 加行志願者ハ特ニ護法扶宗救世濟民ノ法器タルヲ以テ自任スベシ
- 一 加行志願者ハ特ニ信念堅固ニシテ妙經全部精練 讀ノ者タルベシ
- 一 加行志願者ハ身體強健ニシテ且ツ六根具足ノ者タルベシ
- 一 加行志願者ハ現住職者ニシテ附隨准講師法滿廿年世壽卅年以上ノ者タルベシ
- 一 加行志願者ハ別配書式ニ準シタル願書履歷書ヲ調製シ録司及ビ地方取締ヘ各一通ヲ納付シ更ニ三通ハ地方取締ヲ經テ八月卅一日迄ニ中央取締ヘ進達スヘシ
- 一 但シ初行者ハ第一號書式ニ再行以上ノ者ハ第二號書式ニヨルヘシ
- 一 加行志願者ハ地方取締ノ指揮ニヨリ内規ニ準シテ義務納金スヘシ
- 一 加行志願者ハ其年十月廿八日午前十時如法表若川ノ上必ス當師親恩會ニ出席スヘシ若當日出席セサル者ハ其年入行ヲ許サス
- 一 加行志願者ニシテ認許ヲ得タル上ハ加行中ノ疾病事故ニ係ル身引受人ヲ千葉縣中山附近若クハ東京市内ニ於テ相定メ本人ト連署ヲ以テ第三號書式ニ添テ別ニ引受證書ヲ中央取締ニ提出スヘシ
- 一 加行者ハ加行中總テ傳師及ビ先輩ノ指揮ヲ遵奉スヘシ

一 加行者ニシテ不信不敬其他不都合ノ言動アリト認ムル時ハ退堂ヲ命セラル、トアルヘシ
 書式（用紙ハ美濃紙十二行界字體ハ楷書）
 一 履歷書ハ宗則書式ニ準シ認ムヘシ
 一 但シ再行以上ノ志願者ハ更ニ修法履歷ヲ加フヘシ

〔第一號〕 加行願書	
何府何國何市何町何村何寺住職	姓名
僧階	姓
生年月日	名
何府何國何市何町何村何寺住職	姓名
僧階	姓
生年月日	名
何府何國何市何町何村何寺住職	姓名
僧階	姓
生年月日	名
何府何國何市何町何村何寺住職	姓名
僧階	姓
生年月日	名
何府何國何市何町何村何寺住職	姓名
僧階	姓
生年月日	名
何府何國何市何町何村何寺住職	姓名
僧階	姓
生年月日	名
何府何國何市何町何村何寺住職	姓名
僧階	姓
生年月日	名

〔第二號〕 再三四五加行願書

何府何國何市何町何村何寺住職
 僧階 姓
 生年月日

私儀志念力増進ノ爲メ一百日間加行仕度尤モ加行規則等堅ク遵守可仕候儀ノ法類惣代連署ノ上履歷書相添ヘ此段御願
申上候條御許可被成下度候也
年月日

本人 姓 名 印
何縣何町何村何寺住職
法類惣代 附 階 姓 名 印
同
地方修法取給僧階 姓 名 印
大本山法華經寺住職
正傳師僧階姓名殿

〔第三號〕 引受證

何縣下木宗錄司僧階 姓 名 印
何縣何町何村何寺住職
僧階 姓 名 印
右者今般拙僧儀入行中疾病等ニ關スル一切ノ事故ハ速署ノ者ニ於テ引受可申此段保證仕候也
年月日 生年月日

何府何町何村何寺住職
僧階 姓 名 印
何府何町何村何寺住職
僧階 姓 名 印
引受人僧階 姓 名 印
正副傳師御印

而して右の行法を修し終れば即ち免許狀を下附す、文牒左の如し。

許 狀

夫吾山御祈禱者從
蓮祖大士而授日常聖人之大秘法而實爲千金莫傳之一大事候于爰了玄院日義今般於于當山
成就一百日行法候依之件之秘法令直傳相承卒自今於何方而不可當流御祈禱修行妨有之者
也仍而如件
本化傳遺根本相承所
天保元未年二月 中山 遠 壽 院 印

こは當院に於ける免許狀 扣より了玄院日義なる人の免許狀を著者の謄寫し來りしものにて現今も
この文牒と差異なし、以上は行法に就きての記事なるが、これより少しく現況を述べんに、先づ門
を入りて進めば右に玄關あり是方丈にして有名なる行堂は左方の正面柴戸を開き、これより入りて
西方に向へ更らに右に廻轉すれば「行僧の外案りに入る可からず」との制札あり、是即ち荒行堂に
して中には掃三十枚を敷き正面に鬼子母神の黒髯の龍像あり、高さ六尺有餘にして一具古色蒼然と
して尊嚴犯すべからず、尊前には行僧の行を爲すべき石の水盥二個を供へ、席はたゞきにして側ら
に大きな井戸あり、この井の水は十一月の一日より二月の十日に至る間使用するのみにして平常
これを用えざれとも決して水の濁ることなく清冽にして、毎年四五十人の行者これを使用すれ
ども絶て水の濁れたることなしといふ、この傍らに第二行堂あり、疊廿枚を敷き、その上に五行堂
あり、疊十枚を敷く、而して行中は荒蕪の上に座し粥に梅ぼしを用えて一百日の苦行を重ね、到
底尋常人の企て得べきにあらず、さて第一荒行堂に安置せる鬼子母神像の兩側に左の聯を掲ぐ

右 寒水白粥凡骨將死

左 理懺事悔聖胎自生

と眞狀これを以て推知し得べし、當院初祖は日久上人にして今の山田白然師に至る迄法系第二十七

遠善院立花種生御願

中山

日清

世なり、嘗て當院二十四代日榮上人筑後國三池郡上内村に於ける遠善院の遺跡を再興す時の領主立花種生これを許可す眞狀今尙院の寶庫にあり左の如し、

御許狀

當屋敷知行三池郡上内村妙蓮山法華寺は當家爲先祖祈禱菩提建立被致置候處追年及大破今度從其山當國內拜下向之砌右寺跡承及元來遠善舊跡之靈地先哲日利聖人安永年中惡病流行之節於當寺祈念有之引續累年讀經之習跡偏に致再建度旨承知聞届入候依而永々其寺門人之内篤實之僧致人撰當家武運長久領内安全之祈禱願入度存候爲其再興免許如件

文久元酉年六月

立花相模守

種生花押

下總中山

遠善院廿四代

換名

遠妙院日榮聖人

以上掲げたるがごとく出張所再建の許可を時の領主立花相模守種生より受け苦心經營以て再興の効を果したるに依り慶應二寅年四月村雲御所より左の如き賞詞の許狀と、もに種々の寄附ありたり文に曰く、

遠善院立花種生御願

筑後國三池郡上内村妙蓮山法華寺義正中山遠善院出張所に被執建 鬼子母尊神勸請有之候由奇特被思召候、因茲今般菊藤御紋附御幕二張、同高張提燈二對、同弓張提燈二張、翠簾一垂、御寄附被爲在候間永大切に可被相用候、彌妙法廣布當御所御靜泰之祈爾可被抽丹誠者也仍而免許如件

慶應二寅年四月

種生花押

筑後國上内村

遠壽院出張所

遠妙院日榮聖人御坊

村雲御所

了 達 院 ④
養 孝 院 ④
辻 民 部 ④

而して文久元年前記行堂の鬼子母神禁裏御内拜の許可ありし時宮家の染筆を給はる其状左の如し

今般中山行堂鬼子母神尊像 禁裏御所御拜之儀被相願候に付當御所より大奥へ御願被遊候處被聞召尊神御参内御内儀にて御拜爲被任候依之 宮御方厚思召を以内陣へ御染筆の御類壹而御寄附被爲在候間猶天下泰平寶祚萬々歳當御所御静泰之御祈禱可被抽丹誠候也

村雲御所

了 遠 院 ④
養 孝 院 ④

文久元酉年九月



下總國正中山遠壽院廿五代

觀量院日照聖人御坊

辻 民 部 ④

此他翌十月更に村雲尼公より菊藤御紋附の釣提灯、翠簾等の御寄附ありたり、そが下書左の如し

中山行堂の鬼子母尊神兼て當御所御信仰之處御上京にて御拜被爲在候、殊御祈禱被成上候に付今般御館入被仰付御寶前へ菊藤御紋附提灯二張御翠簾一掛御寄附被爲在候間永大切に可被相用候彌妙法廣布當御所御精泰之御祈禱可被抽丹誠候仍而如件

村雲御所

了 達 院 ④
養 孝 院 ④
辻 民 部 ④

文久元酉年十月

下總國正中山

遠壽院御坊

以上は著者か當院の古文書より採集したる者なるが此時あやにく當院の住職山田師は他行中にて親しく本院の事蹟をきくを得ず、爲めに調査不行届のさらひあれど萬止むを得ざる事にして物足らぬふしあるは乞ふこれを咎むる勿れ、終はりに當院に秘藏せらるる古文書の内日常上人日作惠比須神の像につき附記せるものを左に掲げて參考に資す

開山日常聖人御自作惠比須神尊像一鉢永仁戊戌年號決定而無疑者也

惠比須神一鉢永仁戊戌正月開山日常聖人自作真像敢無疑者也

于時貞享四年十丁卯十一月十五日

正中山

日 允 花 押

この木像今尚ほ大切に保存しあり、諸人の渴仰少からずといふ、文久元年宮家御染筆の額は金地に



「鬼子母尊神」と記し長さ四尺幅二尺五寸、椽は菊の御紋(十六十二)を散し、これに菊葉の唐草模様あり、印章は本紙上に掲げたる木版の如し。開基は本山第四世日祐上人の法孫經王院日祥上人にして寛永十一甲戌年四月の創立、遠善院第三世日祐上人なる人、深き志願により五十日間荒行法成滿の後法華一宗門前禱の相承所たらんことを本山に懇望し、本山亦三ヶ年毎に輪番の寺跡にして永職の寺にあらず、仍て事務の多忙に困苦しつゝあるありなりしかば幸に是を許諾す、則ちこゝに於て加行所と定り該住職を以て副傳師と稱ふるに至れり、(當時の住職日然師は諸堂再建に熱心奔走中に是が豫算は五万一千四百二十四なりといふ)

安世院

安世院は總門を入り左側遠善院の隣地に在り、先づ櫻樹群多植を列ねたる土堤の左、安世院と標示せる石標を見つ進みゆけば四邊好く清掃され塵垢一點を止めず、茶の樹のゆかしき生垣を眺め進み

ゆけば正面に幔幕を張り井桁に立花の紋殿めしく法要の器は佛前に整飾せらる、是即ち本堂にして左側の室は信者の集會または法談の席と爲す、右側の室は受附にして受附所右の廊下を傳へゆけばこゝは院主の方丈にして室は五つに分かれたれ本座敷に添へる庭園はさして廣からねど狹からず種々の花、珍らしき樹、配置好く其方此方に植付けられ奇石また處々に置かれたる、四時の眺めに飽くを知らず、春霞立ち初めし朝、虫の音啣く秋の夜半、殊に冷風櫛前の青簾を卷き暑さ忘るゝ樹隠れの得もいはれぬ風情あるなど、暫し都の塵を避けてこゝに假り寝の折々古書を友となし、おもひを詩歌に寄せてあらましければ那摩に樂しかるべしとをいふ著者をして羨々の情に堪えらしめき、今院主(松原智圓師)の語る處に據りて本院の過去のる處と些々たる漫筆の存するに據りて考ふるに本院は大僧都日惠上人の草創にして當代に至る第九世連綿として系統を續く、四院家の一にして記に曰く「日尊聖人於境内院坊中選秀業者、定四院家、所謂法寛院、淨光院、本行院、安世院、四院更無甲乙、居以年齒高下兼司學頭評定職也云々」とある四院家の一にして正中山縁起に「安世院之開基千葉殿御息也(中略)院中開山何俗性不賤、昔中山御繁昌之時花見御會有時、院中家々紋付幕被、張御本院幕水色有古人々之物語也云々」とあり、當山に於ける樞要の地位に在り、且つ勢力あることは、往昔該支院の住職本山の貫主



歴史を語らんとすれと惜しい哉院主の曰はく古文書記録法系の總ては皆て堂宇類焼の爲めに烏有に歸しました如何ともすべからずと、只たわつかに口碑に傳ふ

となり在職終はれはまた退隱の處と爲す、所謂御院家と稱せしを以て察するを得べく、當時はこの四院家を以て末頭と呼べりといふ。因に云ふ前本院の火災に遭ひしことは慶應四年夜の四月廿日夜にして門前の吉平と稱する者の宅より火を發し、山門並びに塔中安世院、遠壽院、智泉院、池本坊、山本坊、正善坊、玉樹坊、久成坊、陽雲坊、壽壽坊、本光坊、氏本坊、御骨堂、通堂等を燒き拂ひたるものにて、全夜は南風殊に烈しかりしといふ、尙ほいふ、この年間四月三日には近邊八幡宿、眞間、國分、後見塚、鎌ヶ谷、海神、舟橋等にて官軍と關東勢との戰爭あり當安世院の如きも三月二十三日頃より時々屯所となりし事ありと、而して彼有名なる柴又題經寺に於ける帝釋天は古來より安世院の什寶中の第一物たりしが中古題經寺の老僧と當院の老僧交誼親密なりしが爲め全寺へ譲りたる旨土地の老翁の談なるが如何にや、記録の證すべきなれば、語らるゝが儘を記し置

淨光院

泣銀杏の前を通り右に折れて進みゆけば右側に在り、宗祖の法孫千葉胤貞の創立にして、胤貞は本山第四世日禪上人の教化を承け、宿縁薰發して大法の心髓を悟り忽ち念珠を改めて専念法華に歸依し、後遂に雉髮して神師の弟子となり、自ら日胤と號し、本院を創設す、爾來法統連續として傳へ院務いよく隆盛なり、慶應四年四月二日彰義隊この地に來り、爲めに該院の僧皆連れしを學勇なるもの獨り踏み止まり留守居たり、時に隊の兵來りこれを貨僧に呈すといへ敵の首級三個を床の

間に飾置して去る、其血痕今尙依然として附着し觀るものをして凄愴の感を抱かしむ、

法宣院

淨光院の東隣りにあり、是亦日胤上人を以て開山とし、正和二癸丑年四月を以て創立す、この他の事蹟、いかに探れども惜しいかな好資料を得ず、

本行院

鬼子母神堂の下道を西に向て進みゆけば、門前に老櫻數株並び立ち、更らには、めば種々の奇草珍華の盆栽は整然として列べられ院主の風流さこそと恐るる、これ本行院にして、本山第五世日禪上人の弟子權大僧都日堯上人の開基にして永和二丙辰年六月の創立なり、

智泉院

三門前左側にあり、本山第廿五世日長上人の弟子智泉院日住上人の開基にして、正保元甲申年十一月創立す、後ち慶應三辰年七月回祿の災に遇ひ行堂のみを存し、他は全部焼失したりしが、幾何もなく再建せしをまたも天災のために破壊され、爾來幾星霜を経たる今日に於て尙再興の好期を得ず、空しく亂草の生ふるに委す、惜みて尙



は餘りあることにて、該院と遠海院とは宗門所屬相系して、一宗の崇敬を受けしものを、かゝる有様なることを愛たてけれ、希くはこれが再興顯揚の勞を採るものなきか、行堂は其後ますます朽腐に傾きしを以て一大改築を施し祐師山に祀る仁愛靈神を遷座し去明治三十五年八月二十二日遷座式を舉行せしは、せめてもの心遣りなり、本院の遺跡は

百花園

と名付け公園と爲し詣者の遊覽に委す、春の朝、月の夕、この公園に逍遙して、しばし俗界を脱し風流を楽しむこと、また可笑しからまし、

日什上人の墓

本行院の西南部にあり、

玉樹坊

三門を入りて左側安世院の隣りにあり、本山第十四世日通上人の弟子日行上人の開基にして、慶長十三年一月の創立なり、

鐘樓

玉樹坊の傍らにあり

廟所

本山歴代貫主の遺骨を納むる處にして鐘樓の西北にあり、

陽雲坊

三門を入りて右側にあり、本山第廿五世日長上人の弟子日實上人の開基にして寛永六巳年二月の創立なり、

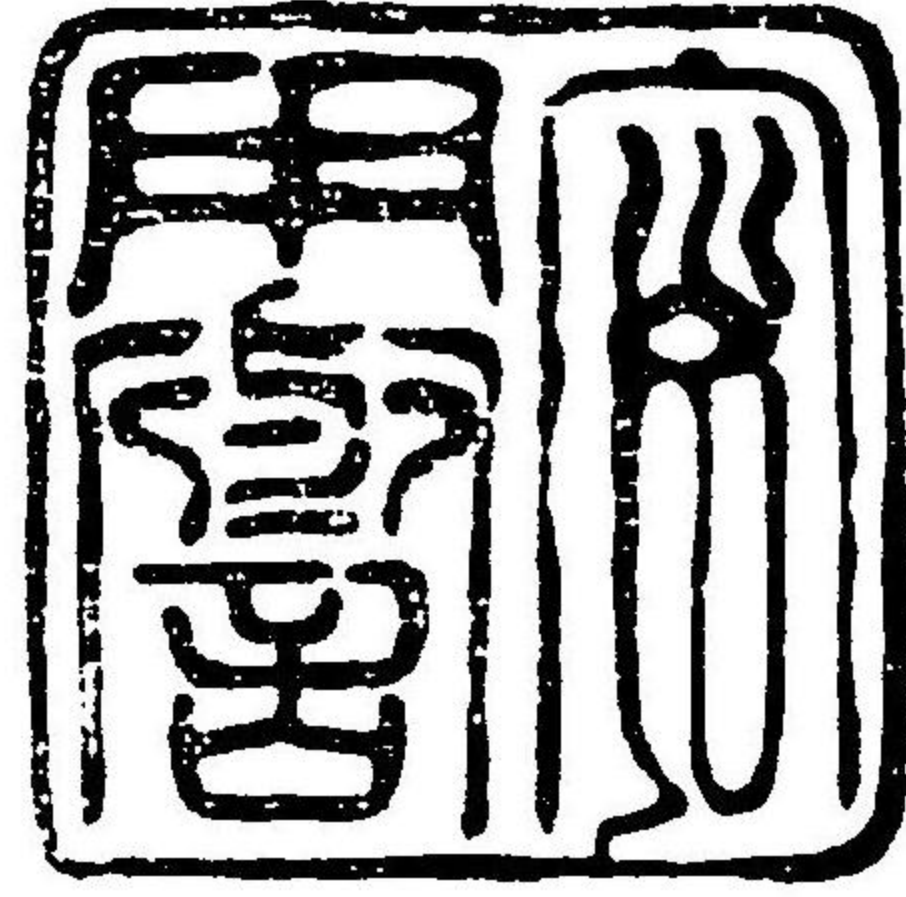
本光坊

陽雲坊の北隣にあり、寛永十二亥年三月創立、本山第廿二世日窓上人の弟子日觀上人の開基なり、

淨鏡坊

常唱堂より東の畦道を傳へ東南に進みゆけば本坊なり、本山第廿二世日窓上人の弟子日了上人の開基にして寛永六巳年五月の創立、

清水坊



淨鏡坊の西隣にあり、開基及事蹟詳ならず、

本妙坊

三門前の左の道をゆけば突當りにあり、本山第五十三世日啓上人の開基にして創立の年時詳かならず、

祐師堂

本妙坊の西にあり、日祐上人を祀れるところ、

高師廟

日高上人の廟所なり、

蓮行坊

本山第十九世日侃上人の弟子日慶上人の開基、創立年時詳かならず、

正善坊

本山第四世日祐上人の法孫にて、遠海院の開基日祥上人の弟子正善院日遠上人の開基なり、元祿七

甲戌年二月の創立とす、

奥の院

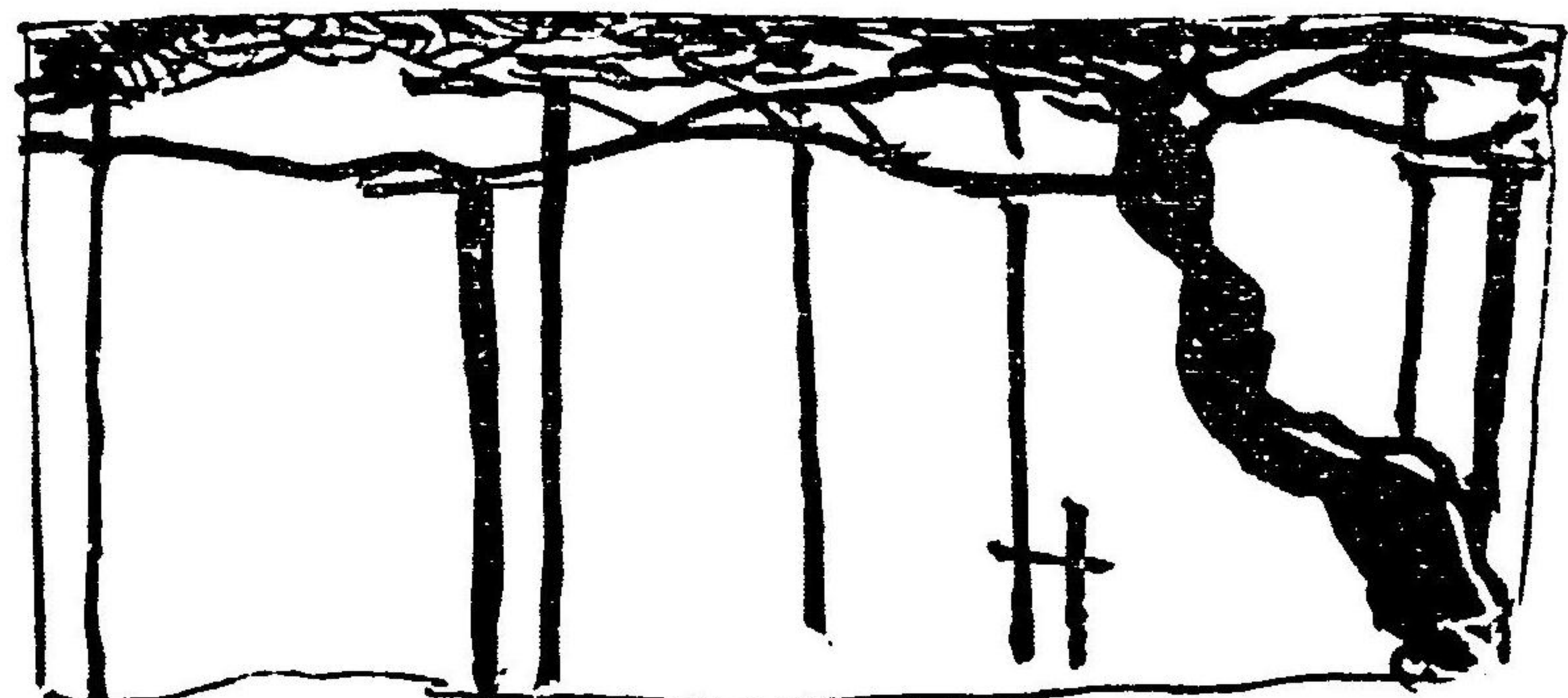
本山の東北二十丁許の處にあり、本堂は三間半四面にして、正面の額「開基日蓮大士百座說法靈蹤」と題するものは日蓮上人の筆なり、本尊は宗祖にして建築の年時詳かならず、堂の傍らに老ひたる圓松あり、常磐のみどり色變へず、まことにめでたき枝振なり、

妙正池

妙正池の舊蹟は本山より東北九丁許りの地にあり、正中山縁起に、

「大聖人御說法之御時一人女參詣受法戒名付給申故、則妙正付給、御漫茶羅申請師、其昧不思議思召、人付見大野之邊池有、彼女池邊見失、其後池邊不思議物有、其形昔繪書顯龍角也、何書物角卷有、見妙正給御漫茶羅也、大野邊妙正池今有、御說法時參詣道、只一通也、蛇小路申也、」
とあるこれにて現今はわづかにその面影を存するのみ、

松 圃 中



鏡の池

泣銀杏の東にあり、傍らに「南無妙法蓮華經」と題せる碑を建つ、濱日蓮上人の歌あり、
委見の池の鏡にいまも猶曇らぬ法の光りうつれり、
即ち宗祖の委見の池にしてこの歌は著者に送り給はりしもの、
以上記したるもの外、事蹟の大概をも知る事を得ず、如何にとなれば本寺には一片の参考とすべ
きものなきかためなり、右に記したるさへやうやくのおもひしてこれが資料を集めたるなり、讀者
乞ふこれを諒せよ、

法要

本寺に於ける年中重なる法要は左の如し
太歳三ヶ月總開帳(三ヶ月に限り八方除御守並に開運守、疫除守を差出す)
出行會 (二月十日午前七時より午後三時迄、法樂加持修行)
千部會 (四月十三日より十八日迄大法要修行)
虫拂會 (御靈寶虫拂の會式にて八月七日八日の兩日午前八時より午後迄修行し拜覽を
許す)
御會式會 (十一月十三日より十八日迄大法要修行)

此他毎月八日、十八日、廿八日、鬼子母尊神の縁日なり

正中山法華經寺の部終

藻原山藻原寺の部

位置

藻原山藻原寺は上總國長生郡茂原町の南にあり、俗に東身延と稱し日蓮宗本山の一なり、境内四萬〇百廿八坪、境外地十五町三反二畝七步あり、今これへ參詣せんとするものは、先づ本所停車場より千葉停車場に至り、こゝより線に乗換へて茂原町停車場にて下車すべし、こゝより道程十丁許其詳細は次ぎに記すべし、

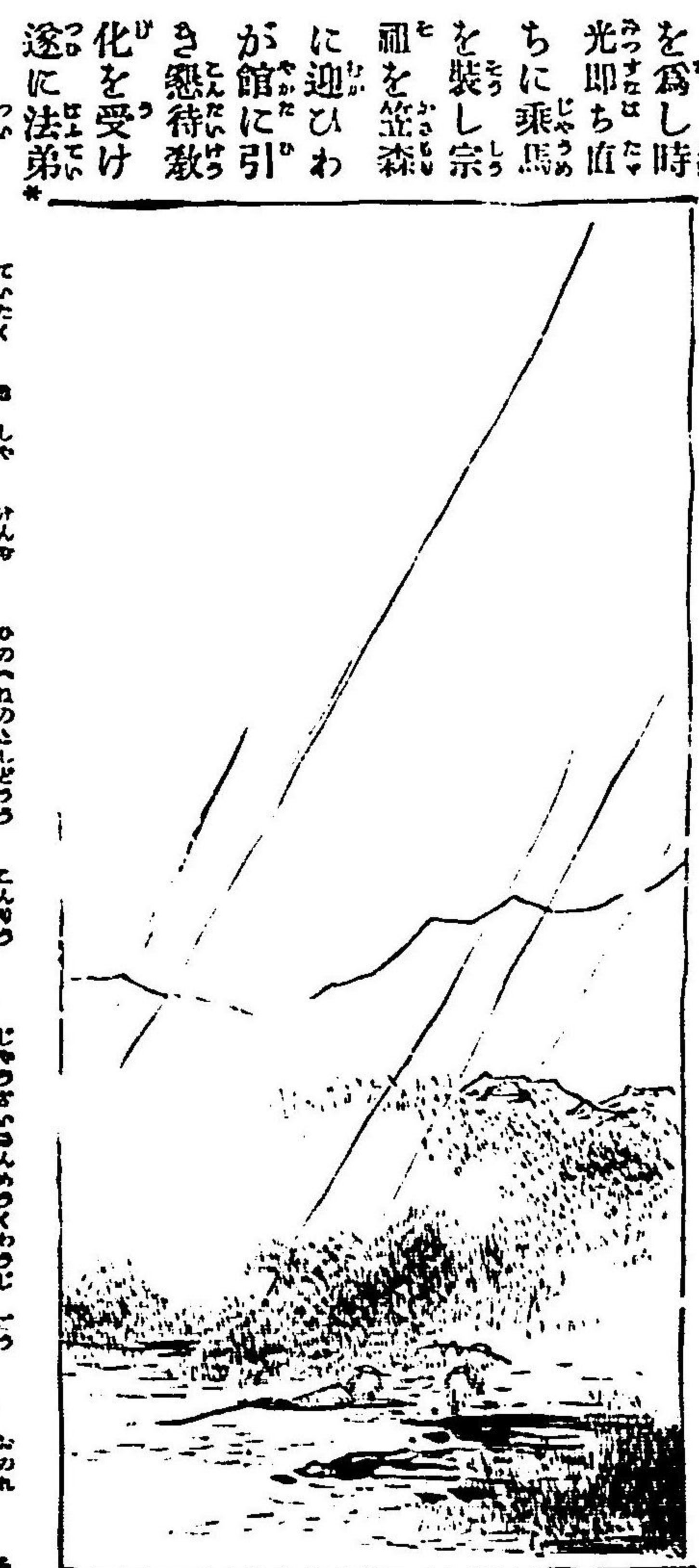
由緒沿革

藻原寺の由緒沿革を案するに、最初宗祖日蓮大菩薩建長五年四月二十八日、安房國清澄山に於て一宗を開唱するや信徒東條景信なるもの、わが奉戴せる宗義に背くの故を以て大に憤り將に害を加へんとす、宗祖幸ひにして斯災厄をのがれ鎌倉に上らんとするの途次上總國植生郡笠森寺觀音の靈驗あるを聞き即ち參詣す、遇す降雨に逢ひ堂隅に止宿せり、時に和歌あり、

憂に降る涙の雨に濡とて

けふ笠森を見に来るか

是れ當地來遊の根據にしてこの歌今尚ほ笠森に存すとか、而して茲に近郷墨田村に高橋五郎時光、



茂原の郷士齋藤遠江守兼綱といへるあり、是亦篤く觀音を信仰しけるが、五郎時光一夜觀音の靈夢あり曰く法華の行者今やわが道場に參籠せり、汝疾くこれを請じて崇敬せよと、夢覺めて不審のあまり兼綱をそが館に訪ひこの事を語る、兼綱亦た夢むと、於茲兩人奇異のおもひを爲し時光即ち直ちに乘馬を裝し宗祖を笠森に迎ひわが館に引き懸待教化を受け遂に法弟とす、遂にわが邸宅を喜捨し建治二丙子年堂宇を建立し、常在山妙光寺と號し、自己も落飾して常在寺日朝と稱す、時光も亦た自宅を一寺とし、庭谷山妙源寺と云ひ雅愛して常連院日得と稱せり、故を以て今に藻原、墨田を兩山一寺と爲す、これより先き宗祖布教畧ほ其功を奏し永文十一年戊午六月十一日より甲斐國身延山に整居すること九年、檀徒波木井實長久遠寺を創設す、宗祖以て捷神の

と名なる、翌日兼綱亦た宗祖を請じ法理を開授すること一周日、いよ其博識高徳に服しこれより深く宗祖を信

地を定む、然るにふもふ處あり、弘安五年九月十八日武藏國池上宗仲の宅に入り微疾を感じ全
年十月十三日遂に入滅す、遺命して曰く身延は波木井の歸依に任せ上足日向を以て後進と定む、ま
た漢原は兼綱歸嚮に任せ兼職せしむと、蓋し日向は茂原の出なればなり、日向遺命に従ひ身延と當
寺を兼職すること弘安六年十月より正和二年に至る三十餘年、此を以て日向身延にあるの年は該山
に於て大會(十月十三日宗祖示寂の日)を執行し茂原にあるの年は當漢原寺に於て執行せり、故に
今に至る迄諸寺と異り年々大會式(十月十三日)小會式(十一月十三日)御馬式(正月十三日)こ
の事後に記す)の如きは兩山同様に執行せりと、以て其寺格の尋常ならざりしを推知すべし、而し
日向上人兼職中當寺は出羽公日秀上人これを留守し、身延は山城公日進上人留守せり、自身老後職
を身延は日進へ當寺は日秀へ譲り、坂本村字法華谷へ庵居せり、即ち今の法華寺是なり正和二年九
月三日終に享年六十二才にして示寂す、已上の關係に依り當寺は單稱日蓮宗の宗派に屬せり、後ち
元亨年中三世日秀上人參内有りて勅命を蒙り御輿を下賜せられ年々四月八日に乘輿するを寺格とせ
り、右の由緒幕府に聞へ天正年中徳川家康より天下安全の祈願を仰せ付られ寺領三十石の朱印を賜
ける、即ち左の如し、

一 舊朱印地高三十石 寄進漢原寺 上總國植生郡漢原郷内三十石事
右全寄附之畢殊寺中可爲不日令狀如件

天正十年辛卯十一月日

朱印

而して爾後將軍家年頭の御禮は乘輿にて毎年正月六日大廣間に於て相勤め來りしが家綱公御尊處よ

り老女戸波を以て天下安全の祈禱正月元日より十五日迄相勤むべき様仰せ付けられ右祈禱成就の
際白菊浮紋の九條法服を指添へ御尊處より拜領せり、後ち正月六日の年頭の御禮は遠國故勤め難き
につき寺社奉行小笠原山城守へ願ひ正月廿八日御白書院にて年頭相勤め而して年頭の御禮は一東一
本を献上せりと、また將軍家
薨御の節は納經拜禮仰付けら
れ、其際は法華經八軸を奉獻
せり、依之て其都度青差五十
貫文金子にて十二兩二分拜領
せりと傳ふ、また將軍家御代
替りの節は一東一本献上し帝
鑑の間に於て御禮申上げ時服
を拜領せり、後ち當寺第二十
三世日俊將軍家の御歸依殊に
深く嚴有院殿近侍女吉海院の
取次を以て御本丸より黄金百
枚をたまはり、また心赤院の



り)庫裡、客殿、裏門等を建築し、こゝに始めて宏壯輪煥たる寺院となれり、即ち現在の講堂宇是
は明治九年大破に依り取崩した
取次を以て御本丸より黄金百
枚をたまはり、また心赤院の取
次を以て全百枚白銀百枚をたま
はる、日俊即ちこの金員を以
て今の本堂を建立せり、尚ほ此
他種々の寄附あり、元禄年中五
重寶塔を建増したりしが、惜い
哉明治廿四年八月十九日燒失せ
り、廿五日日俊寶永年中祖師堂
を建設し廿七日忍に至り三門
鐘樓、大鼓樓、寶藏、經藏及山
住門(因に云 經藏及山住門
は明治九年大破に依り取崩した

なり、然れと時日の變遷と榮枯盛衰の世の理りに漏れぬにや、かゝる優雅壯麗なる堂宇も今は大に頻敗し見る影もなき有様なりしを前住日淳及び現住日靜兩師等の熱心なる盡力に依り大に面目をあらため奮闘を存するに至りしはまことに宗のため慶すべきの事にして殊に現住日靜師と茂原明某氏の談話を聞くに、當寺第六十九世日淳上人（今より四代前）入山の時は流石に山緒正しき寺院も衰退に傾き米を買ふべき料もなく、寺の男はわはれ弓張月の腰をのばしつ荒果てし畑に菜を蒔きつけ、これを束ねつ、毎夕市に出てこれをひさぎ以て生活し、月滿る軒に殊勝にも留守したりし程にて、見るさへ開くさへ涙の種にて、著者この事をさし時はおもはず涙に咽ひ語るもの亦袖をぬらしたりき而して前に記せる日淳上人入山し寺務を改革し勤行怠るなく遂に玄米七百俵を得る迄に至り堂塔を修葺するなど何くれと心を碎きこゝに本山に恥ぢざるやうなりもて來しといふ、依りて時人日淳師を以て中興上人と崇敬せり、而して猶ほ竹千代大納言より銀無垢柄香爐、茶寶篋、天幕等種々の寄進あり、また寛永年中養珠院より祈禱仰せ付けられ結願の口施物として自ら縫ひ給ふ處の七條の袈裟の寄進あり、今尙什寶として秘藏せり、是本寺由緒の重要なものにして尙ほ足らざる處は項を追ひて詳述すべし、

山門

山門は俗に仁王門と稱し、建治二年中茂原の郷士齋藤遠江守兼綱の創建にして元禄十年當山第二十代日俊の修繕を加ふ、桁行八間梁間三間、棟高七間四尺二寸、軒高四間一尺一寸あり、二階造

四面高欄付の茅葺にして總て紅殻塗塗り、階上左右に仁王尊を安置す、

本堂

建治二年中茂原郷士齋藤遠江守兼綱宗祖日蓮に歸依し己が宅地を寄附し創建する處にして（由緒の部参照）後元禄十年當山第三十三世日俊の時再建せり、桁行十四間四尺、梁間十二間、棟高六間軒高十間半あり、單層向拜間口四間四尺二寸、奥行三間四寸五分、四方椽高欄付前面十二戸、兩側四戸中窓四間、後面中口四戸左右白壁組物三手先軒二重垂木屈根、前軒唐摺風千鳥付兩脇入母屋摺風造、内面は襷彩色金箔塗にして外面は澁塗、向拜白木軒唐摺風造りなり、明治十二年中大破に及ひしを憂ひ當山六十九世日靜師代修營せしが後ち明治二十六年中七十二世日進代に至りまた一修營せり、屋限は現住日靜師の丹誠に依りトタン葺となせり、正面には釋迦牟尼佛を安置し、左方には千鉢の木像あり、いづれも金色燦然たり、

祖師堂

正徳五年當山第廿九世日信代の建設にして桁行九間、梁間八間あり、構造はほぼ本堂と同じく正面には宗祖三十四五歳頃の像を安置し、左に舍利塔あり、室内は金碧燦然としてまばゆし、

諸建築物

此他諸建築物の重なるものを列擧すれば左の如し、

鎮守堂(桁行二間三尺、梁間三間) 全内陣(桁行一間三尺、梁間二間)

奥院(桁間三間、梁間一間)

大鼓樓(鎮守堂の後方に在り、茅葺にして桁行二間梁間二間あり)

鐘樓(鎮守堂の前面、石階の右側に在り茅葺にして一間四尺四方、鐘銘に貞享四丁卯年一月廿五日とあり)

以上は元録已後の建築物なれども其年時未だ詳かならず、

客殿

客殿は寶水年間當山第十七世日忍師代の建設にして桁行十三間梁間九間あり、

方丈

方丈は貫主の居間にして室の右方には風雅なる庭園あり、而して室に入る右には北窓閣といふ小二階あり、室は二たつに分ち、後方は廣やかなる田畑に接し春の初めの蛙の聲、秋の夕への雁の聲、いかにあはれなるべきかよ、

寶藏

寶藏は大書院の前面遠地の右西方にあり、三間半四方にして、種々の寶物及古書類を秘藏せり、

書院

廣やかなる室にして桁行十一間、梁間七間あり、こゝに時鐘あり、鐘銘に「天明元辛丑年四月三十八世日修、再録文政十丁亥年十月十九世日直」とあり、此外居間、庫裡、水屋、裏門等あれども略す、

廻廊

書院より本堂に通ずる老杉陰暗き處中二間長さ八十四間の廻廊あり、若しそれ當山大會式のおり緋紫黄、色々の衣を着け、風姿嚴かにこの廻廊の通行するを見れば如何に優美なるべきかとは是れ著者が現住日靜師に案内されこの廻廊を經過せし時の感なりき、

齋藤兼綱の墳墓

當山の開基檀那齋藤遠江守兼綱の墳墓は祖師堂の左側に在り、御影石方形二段臺座付きの碑にし



て惣高さ三尺九寸四分、表面巾八寸九分、横巾六寸八分あり、碑銘左の如し、

碑銘 當山開闢大檀那日朝尊靈

脇書

《右方》藻原遠江守兼綱公御墓所
《左方》弘安十丁亥年三月二十二日寂

門石

當山入口の右の方にあり、御影石造りにして碑銘左の如し、

表 南無妙法蓮華經 日淨花押

右 天下泰平 常在山妙光寺 境内安全
國家豐饒 常在山妙光寺 三町繁昌

左 南無日蓮大菩薩 日向上人
藻原遠江守兼綱 日朝尊靈

裏 見聞破惑 享保十六年六月十三日敬書
結縁生善

願主 武州江戸麻布廣尾町
河野三左衛門

臺石 願主 藻原本町上宿著者
題目講一結三十一人

お馬式

陰曆正月十三日古來よりお馬曳の式として、町内檀家の重なるもの二十軒の主人各々羽織袴にて土地

の尤も勝れたる馬に乗鞍を美しく飾りて曳き出し、先づ祖師堂前にて禮拜し、宗祖を兼綱、時光の
兩人が笠森より馬にて迎へし故事になぞらへ、貫正装して是に乗り大門に出て境内を一周しても
との處に歸る、當日は稚子なども多く出て非常に賑はしかりしが維新後中絶せりといふ、因に云常
茂原町の丸傳と呼ぶ商家にて毎年この曳馬を出したりと、こは此家の祖先宗祖の馬の口を取りし故
事によれりとぞ、

お乗興の式

本寺は京都實相寺より揚興のゆるしを
受け、毎年舊四月八日貫主自ら揚興に
乗り山内を乗廻はす式ありて當日はま
た稚子なども出て、お馬式の如く賑は
しかりしが、何時頃なりしか實相寺よ
り五百兩献上の事申來られ、お柄さまにて有願ならず、爲めに空しくこれを斷はらざる可から
るに至り、遂に揚興を返却し、これよりこの式も中絶せりと土地の老翁の物語りなり、



古文書

本寺に於ける重なる古文書は左の如し

△臺徳院朱印寫

寺領上總國埴生郡藻原郷内參十石事
任去天正十九年十一月先規之旨永不可相違之狀如件
元和三年三月五日 御朱印
藻原寺

△伏見宮御所より御祈願所寄附狀寫

今般願之通御祈願所被仰付候に付依思召紫衣一衣被下之候參
殿の節者不及申永代着用の儀被差免候旨伏見御所沙汰候依執
達如件
文政四年巳十一月 大奥御納戸役
伊藤藏人祐盛花押
八木原右近安行全
茂原村妙光寺御房

△裏書寫

表書之通相違無之候也 田中日向守雅雄花押

△全御紋附燈灯御寄附狀寫

今般願之通御祈願所被仰付候依之御紋附燈灯御寄附有之候條
永大切可被相用之段伏見御所御沙汰候依執達如件
泉原左衛門尉重愛花押
文政四年巳十一月 田中日向守雅雄全
津田安藏守宗文全
三木若狹守善繼全
藻原村妙光御房

△享保五年免許の寫

一 緋紋白 覺 御袈裟

一 網代御乘輿
久我内府殿奥具君様御寄附被下置相用可申旨御沙汰に候依て
如件
子十二月八日
日 靜上人
登野市平
盛重花押

△享保十五年免許の寫

雅僧儀實相院宮依御由緒所以□□御袈裟就領之願今般耕紋白
御袈裟被下候永可有着用旨實御門主御氣色候仍而執達如件

戌十月

宮内卿法眼敬豐花押
大進法印長看全
刑部卿法印英村全

上總國茂原妙光寺
日 靜上人

△寶曆三年免許の寫

覺
一 耕紋白 袈裟
一 紫指貫
右者就御望普門院殿爲御追善被贈之候御法用被用御尤に候仍
て如件

寶曆三癸酉年九月
日 遵上人御房

慈 殿御家
墨 田水主印

△郷士範綱寄附狀寫

藻原郷法華道場江奉施入色々註文事

令

一 佛供一具
一 御布施用金三貫文
一 田三段内一反藻原
一 一品一丁三段内
六反上茂原現作麥
七反御坊のくの内
有之

法寶物

(以下三十六品の目録略す)
 右志者爲藤原範綱同妻子現當二世大願成就息災延命也
 應長二年二月八日 藤原範綱 花押

當山に秘藏せらる、寶物は、随分夥多あれども一々これを説明せんには容易のことにあらず、故に左に目録のみを掲ぐ、

- △祖師御眞骨 眞鍮彫寶塔厨子入 一 基
- △佛舍利 寶塔厨子入 三 軸
- △祖師眞筆本尊 建治 一 軸
- △全 弘安二年向師へ授與 一 軸
- △全 文永九年興師へ授與 一 軸
- △全 文永十年認 一 軸
- △全 首題兩尊 一 軸
- △全 御文章 一 軸
- △全 阿佛房授與一返首題 一 軸

此他宗祖眞筆年御文章の軸物十幅あり

- △全 細字法華經 軸
- △全 紺紙金泥五の卷 卷
- △全 大黒天書像 軸
- △全 正和二年 軸
- △向師本尊 軸
- △全眞字本尊 軸
- △全一返首題 軸
- △全四行半御消息 軸
- △全今月十七日御文章 卷
- △全徒然の御文章 軸
- △全正和本尊 軸
- △秀師本尊 軸
- △朗師本尊 軸
- △全細字寶塔偈 軸
- △像師本尊 軸
- △全鬼子母十女書像 軸
- △親師本尊 幅

- △朝師本尊 一 幅
- △祖師兩親木像 二 幅
- △華經房像 一 幅
- △祖師像 厨子入日法師作 一 幅
- △三面大黑天像 傳教作厨子入 一 幅
- △迦葉阿難大像 雲慶作 二 幅
- △執金剛小像 全 一 幅
- △立像大黑天像 行基作厨子入 一 幅
- △光明皇后御筆普賢品 一 卷
- △尊圓親王御年外道法問 一 卷
- △全蹴踏狀 一 軸
- △和歌 一 軸
- △兆典司羅漢畫 一 幅
- △狩野守定及守政筆 三 幅
- △元信畫釋尊像 一 幅
- △細川玄旨書翰 一 幅
- △土佐家祖師畫像 一 幅

- △齋藤兼綱寄附狀 應長二年認め 一 軸
- △澁谷修理進信忠寄進狀 一 通
- △禁制令狀 四 通

金剛集 一卷

右金剛集一卷上總國長柄郡藻原寺所藏なり明治十八年古編副長官重野安釋命を奉して關東六縣古文書探訪の時茂原町に於て之を一見し歸京の後同郡役所之を送致す此書裏面に南朝の文書あり元弘建武間の事蹟を徴すへし因て一本を模寫して官庫に藏し原本は殘破の恐れあるを以て薄美濃紙にて襍裝の上本主に還付して永世之を珍藏せしむ

明治十九年九月 内閣修史局長

お乗鞍

本寺に於ける貨物中の珍品ともいふべきは、宗祖が身延より親しく馬に乗りまして、池上に着かれしをり用えたるお乗鞍にして即ち本書巻頭に掲げたるもの是なり、左に宗祖の御書を掲げて参考とす、

『御書 波木井殿御報 畏申候道の程別の事候はて池上まで付て候、道の間山と申河と申そこはく
大事に候けるを君達に守護せられ進らせして無難も是まで付て候事忍入候ながら悦存候、さてはや
がて歸り参り候はんする道にて候へども所勞の身に候へば不定なる事も候はんすらん、さりな
がら日本國にそこはくもあつかひて候身を九年まで御歸依候ぬる御志申計なく候へば設いつく
まで配候とて暮をば身延の澤に立させ候へく候又くりげの御馬はあまりおもしろく覺え候程にい
つまでもうしなふまじく候、常陸の湯へひかせ候はんと思ひ候か若人にもとられ候はん又そのほ
かいたはしく覺え候へば湯よりかへり候はん程上總の藻原の殿の本にあつけをきたてまつるべく
候にしらぬとねりをつけて候は、よぼつかなくおぼえ候、まかり歸り候はんまで此とねりをつけ
をき候はんと存候、其やうを御存知のために申候恐謹言

弘安五年九月十九日

日蓮在御判

以上掲げたる外遂に好資料を得ず、かゝる名寺にして其事蹟を記せるもの絶えて無しとは爲一宗將
た歴史上のため嘆惜の極みなれとは、著者が是等寺院の實地調査のため何時もく感ずる處なり
き、嗟々、

藻原山藻原寺の部(終)

小港山誕生寺の部

位置

小港山誕生寺は、安房國安房郡湊村字小港に在り、即ち宗祖誕生の靈地として一宗に重きを爲し參
詣の人四時絶うることなく、地は後ろに幽邃なる碧山を負ひ、前には森々たる蒼海を望みて遠く清
澄の翠巒を眺め景致極めて閑雅にして實にや衆生濟度の大偉人大慈者が該地に生れ給へしことのま
ことに相應しきことなりかしとそゝる詣者をして感嘆措く能はざらしむ、境内は三千二百九十坪
若蒸して滑らかに庭上一點の塵を止めず老松生ひ繁り幽鳥長閑に啼りて恰も仙境に在るが如く莊嚴
なる大伽藍は巍然として其間に點在し紫雲これを擁して誦經題目の聲微かに、眞に寂光の靈界淨土
の幽境、たいく厳然襟を正さしむ、都人若しこれに參詣せんことをおもはば深川靈岸島より蒸汽
船に乗りて小港に上陸すべし、海上を好まざるものは、宜しく本所停車場より房總鐵道に依りて、
驛に下車し勝沼を経て當地に至る各々二日を費せば途中行路難の憂もなく旅費往復四圓を費せば充
分なり、東京より二十九里千葉より二十里なり、いでこれより木山の沿革を述べ而して諸殿堂遺跡
の案内を爲すべし、

由緒沿革

本山は前にも述べたる如く宗祖降誕の靈場にして、そもく人皇八十九代龜山院の御宇文永元年正月十一日宗祖自ら一間四面の草庵を結び新淨の一室となし百福を莊嚴にして母君蘇生の道場と爲す後建治二年七月宗祖弟子日家上人に命ずるに、貫名家の遺跡へ一の精舎を建べきことを以てす、偶々上總興津の領主佐久間兵庫頭重貞自ら大檀那となり協力してこれが事業を助け遂に本寺を創建す、號して高光山誕生寺といふ、宗祖みづから開山となり日家上人を以て第二祖となす、日家上人は上總國興津の城主佐久間兵庫頭重保の次男にして幼名竹海丸と呼び七歳にして出家す、後故ありて山を小港と改む、爾後年を経るごとにいよいよ隆盛に七堂の伽藍悉く具備し、境内盛觀を極めたりしが、明應七年八月大巨浪のため堂塔伽藍を始めとし境内の建築物皆流没す、是を以て初め蓮華潭にありしを妙の浦に移し更に當山を營構す、天正八年八月十五日地頭正木左近大夫平頼忠所願成就せしとの由を以て國主里見義頼の判形取添へ海陸合せて五十石を寄附す、同十一年二月十日更に國主義頼より黒印を賜はる、慶長九年四月十六日地頭頼忠には、龍濟院殿里見義康の位牌料として重ねて二十石を寄附す、同年十一月十三日里見忠義より黒印を賜はる、後慶安元年七月十七日徳川三代將軍家光より特に當山を以て天下泰平鎮護國所願の道場として、先規に委せ七石及山林竹木等の諸役免除の御朱印を賜はり併せて緋網代乘輿獨禮の待遇を許され、其他公より水戸宰相に贈りし書簡(後に出す)の如き當山に對する公の歸依がいかに深かりしかを推知し得べく、また水戸中納言光圀卿も歸依敬信淺からず、當山の檀那となる、而して此等諸侯の外護の力により明應の吞噓にて流没せし七堂伽藍の如きも忽ちにして舊觀に復し七十石の御朱印を賜はるに及びて威

勢日に盛なりき、後寛文五年十二月二日四代將軍家綱卿より朱印をたまはり貞享二年六月十日家宣公より朱印をたまはる、然るに元禄十六年十一月二十一日の海嘯のためにまたも該地を啗食され再び轉じて現今の地に移す、後享保三年七月十一日將軍家繼公より御朱印をたまはり爾來徳川將軍代々の御朱印をたまはること例の如し、然るに寶暦年中火災に罹りまたも廣大なる伽藍鳥有に歸したり、今の殿堂は其後新築せしものにして爾後代々の住職多少艱難を経て日夜復のみ、到底殿堂の再興建設を望むべくもあらず、於茲屋根破れ傾くの慘境に陥りしが、明治の初年傳燈永日良上人(當山六十一世今の身延の貫主なり)は、いたくこれを慨嘆し、憤然嗔怒督つて曰はく、吾山宗祖誕生の靈地にして、日蓮宗根本の道場たり、今や三千の寺院數萬の信徒を有するの一宗にして當山の衰退其極に達す、豈再興せずてやはかと、爾後寢食を忘れて日夜本山の再興



興に従事したれども此時や幾回の災難に遇ひ且つ山幸より微縁にして檀越極めて少く東奔西走勢多くしてしかも功少く加之維新の際山祿を奉還し僅々數口の衣食を給するに足る

に心を傾け、遂に祖師堂の莊嚴を始めとし、龍王殿の新築、誕生堂の美觀、本師堂の善備七堂伽藍修飾到らざるなく、遂に東海に於ける別天地を形成す、まこと其勳功偉大なりといふべく、著者たまく本山に出頭し、監督柘植海壽師にこの事をさくにつけ、また諸堂を調査し寶物を點檢せるにつけ、一も同上人の整理にならざるを實見せるも以て、感ずる儘をこゝに附記し且これが縁起を草す、

舊書に記されたる小港山誕生寺

例に依りて舊書に記されたる本寺の由緒沿革等を臆列すべし、由來房總の地國誌漫錄に記されしもの少く著者の目に止まりしものわづかに左の一書に過ぎず、即ち中村國香の編せる房總志料卷の二十に曰はく「東條小湊浦に高光山誕生寺といふ日蓮派の大刹あり、寺領七十石、日蓮誕生の地なり、寺の側に誕生水と云ふあり、又日蓮の事記せしものに、日蓮父は遠江國主貫名重忠と云冠族也、母は清原氏、此地に配せらるゝの後、堀河帝貞應元年に善坊の弟子となり云々按に今誕生寺の建し地は流人重忠の居宅の地なるべし、△按に日蓮御傳記に日蓮姓三國氏、房州長狹郡東條郷小湊川村貫名左衛門重忠之子也、母清原氏、夢日光耀胸上而孕、貞應元年二月十六日に生ると有△祖師堂假普請十二間に九間、日蓮上人御肖像開山中老僧日家上人御作、△釋迦堂六間四面、山門二重屋根三通り、常門入り口に東北の山下に客西、庫裏堂の西に感應松あり、堂へ向て左の方誕生水誕生堂、東西小院あり、東北山下三十番神社あり、祭禮六月十五日、△小湊の石がけ凡百六十間許

あり、里人云一間一雨にて出来せりと、十月十三日小湊會式名物生薑、△同所に妙日山妙蓮寺と云あり、日蓮上人御兩親御廟あり、△父妙日上人、正嘉二戊午年二月十四日、△母、妙蓮上人、文永四丁卯年八月十五日、△二像本堂安置之墓の後に梅あり、廣布梅と云、法華經廣宣流布の意か、西の方に櫻あり、蘇生櫻と云、日蓮上人御父の御病氣危篤なる時祈りを驗し蘇生し給ひしと申、寺室に日蓮上人御直筆蘇生の曼荼羅あり、今板に成中に妙法蓮華經と書し兩脇歌一首「妙の字は八卷はかりにかきらしな松竹櫻當意即妙とあり、和泉式部の歌に、説法要歌集法の華は八卷はかりにかきらめや松竹櫻當意即妙と有一按るに對妙の歌たるべし、△蓮華淵、誕生寺より十丁許東の海岸にあり、汐干る時からはる眞水なり、往古此淵に青蓮華を生ず、これを占ふに名僧出る祥なり、果して此時日蓮上人誕生せり云々、△蓮華淵の向ふに小嶼あり、辨才天を安置す、此嶼の東南に鯛の浦と云所あり、船にて至るべし、此所殺生を禁ず、辨財天魚を惜み給ふと、若此處にて魚を捕たるものは必ず病を受と、故に里人恐れて、魚を捕す漁舟此所に至れば小魚を海中に投ず、鯛の餌とす魚も人の聲を聞いて浮び出、餌を與ふるを待つ凡鯛の大サ四五尺許わらさの長サ九尺許なるを見る事ありと、△市ヶ坂に巖高山日蓮寺と云あり日蓮上人御壽員四十三文永元年甲子十一月十一日東條山小松原におのこ眉間に三寸の疵を蒙翌曉より三十日岩窟に入り養生をなし給ふ靈場、堂前少し下りて南に向き右の方に岩窟あり是なり又坂を下る事一丁餘にして東の山下に井あり里人疵洗井と云今は石にて井けたを造り古雅を失せり、云々とあり、

表門

間口二間半にして、西面す、明治三十年一月當山第六十一世日良上人の建る處。

誕生水

表門を入りて左側にあり、貞應元年宗祖降誕の時、忽ちにして庭前に混々として清泉涌出す依てこの水を汲みて宗祖の産湯となせり、これより人呼んで誕生水といふ、然るに其後明應と元録の海嘯のために三度轉して現今の地にうつる、而して靈泉舊の如く水性毫も異ることなく、遠近の信徒は皆これを汲むて産湯とし或は飲むて御符と爲す、



祖師堂

山門を入りて正面に丹梁碧瓦人目を驚かしむるものを祖師堂と爲す、堂は天保十三年三月十五日

當山第四十九世日圓上人代の再建せるもの、間口十四間一尺八寸、奥行十二間一尺五寸、舊時の堂宇は前項沿革中に述べたるが如し、宗祖の像は法弟寂日坊日家上人の刻むところ、

本師堂

間口六間、奥行五間五尺にして、萬延元年九月第五十三世日琢上人の代建設す、即ち蓮慶作の本尊十界の木像を安置する處にして、水戸光圀公の寄進なり、堂中に賜紫身延七十二翁日潮書寫福といふ額を掲ぐ右には徳川家、里見家、正木家の位牌堂にして、正面本尊の傍ら右の方日家上人(當山二世)の木像あり、左は日孝上人の像を安置し、傍らに歴代の位牌あり、中央廣前は讀經の處前に三冊の過去帳を置く、

客殿

本師堂の傍ら、祖師堂の背後にあり、間口七間一尺、奥行七間文化年中第四十七世日輪上人の代建設、玄關を入りて正面中央の間は八疊敷にして應接間、左は四ヶ寺部屋右は寮所に通ず、四ヶ寺部屋をぬけて左に進み右にゆけば

新座敷

にして間口二間半、奥行三間、室は二たつに分たれ、上座敷は諸本山並に住職の座とす、次ぎの間

書院

の前には小庭あり、松、南天の植込面白く、上座敷の後庭には櫻、梅の老樹鬱蒼として繁り閑静なり、室は明治二十九年八月第六十一世日良上人の建築、この室を辭して右の廻廊をわたれば左にあり、室は二たつにわかれ林齋、大雅堂などの金屏風襖をたてつらね、室内極めて優美高尚にして上の間の床には某皇族より下賜されして珍品佳什を置く、中々くにめてたし、

庭園

は書院の東南を繞り小池あり、鯉魚浮み、瀧あり、巖上よりあつる水の聲幽かに茂林の間に響き、奇巖苔深ふして滑かに、老梅の蟠屈せる、柳木の纖々たる、閑草繁い茂りて風趣まことに雅潔あり、園に面せる室は即ち本座敷にして間口五間奥行七間にして文化年中第四十七世日持上人の建設、この室より東の方齋林の間に隠見するものは

寶藏と妙見堂

にして、寶藏は間口二間四尺五寸、奥行同斷、内に重寶を納め文久二年二月日持上人の建築、妙見堂は間口五間、奥行四間にして文化十三年同上人の建つる處、

龍王殿

庭園の東南隅にあり、間口二間、奥行三間にして明治三十三年十二月日良上人の建設する處、内に石川熾仁親王の御染筆あり、

南無妙法蓮華經

日本のまもりは忍の一つなり

われはたまたむ人もままれよ
この御首題並びにお歌(明治三十三年三月日良上人の拜領)及び小池道子刀自の納められたる同親王殿下の御書翰、及び御染筆一軸及び同御息所殿下御染筆の詩歌明治三十年七月十本旬子刀子の納めたる同親王殿下の御短刀及び西川佐野代刀自拜領して親族一同協議濟を以て納めたる同親王殿下の御染筆を秘藏す、本殿は常人の入るをゆるさず、曾嚴犯すべからざる靈殿なり、

御靈寶場

書院を出て、右へ右へとゆき左にあたりて二たつの室あり、こゝは平日靈寶を置き、參拜者に觀覽せしむるところにして奥の一室の正面には『木化再性場』と題せる身延日鑑上人筆の額を掲ぐ前室は、疊十二枚を敷き、靈前の室は八枚を敷く、中央の厨子は、宗祖が慈母の蘇生を祈りつゝある像を安置し、兩側の厨子には宗祖が父母君の像を安置す、其他四邊には宗祖の御書其他の遺物を陳列す、靈寶の間の隣室は

對面所

にして、間口五間半、奥行二間半ともに享保年中日禎上人の建設する處、次ぎの間は

住職の居間

にして八疊次の間は

監督の居間

にして八疊を敷き、次ぎの間は隨身の居間にして、いづれも室内の風趣結構ともに瀟洒たり、

出仕門

は玄關の前面左の方にあり、間口九尺、奥行五尺、文化年中日禎上人の建つる處、其他寶曆享保文化、文政年間に建てたる庫裡長屋鐘樓、三光堂、七面堂、太田堂、朝師堂、妙見堂等あれども畧す、

蓮華潭

境内の西南方三町を隔て、一つの淵あり、こゝは宗祖誕生のみぎり、浮葉菴葉の繁り合ひたるころ華葩の大なる白紅の蓮華咲き出てたる瑞兆ありしと傳ふところにして、今尙蓮華形の萍生ひ繁れり、

妙の浦

境内の南西二町餘にして妙の浦といふ遺跡あり、今俗訛して鯛の浦ともいふ、宗祖漁獵制禁の處にして、里人またかたくこれを守り、ために近海の鯛多くこゝに集合して波間に游泳す、よりに旅人皆こゝに船を浮べて遊覽するもの多く、群魚も亦楸の聲をさくや唸鳴相集り、餌を投ずれば紅鱗燦然として食を求め、恰も池の汀に耕鯉の狎れ集るが如し、若船中の人邪心をいたけるものあればいかに餌を投ずるとも一尾の鯛を見る能はずとて、恐れわなくものもありとか、本山に詣するものまた必ずこの一勝を探見すべきなり、此他尙ほ記するところあらんも、資料に乏しくために筆を擱く、他日増補する處あるべし、

古文書

寶庫中に秘藏さる重なる古文書を擧ぐれば左の如し、
天正八年八月十五日時の地頭正木左近大夫頼忠より寄附に付



賜はりし文書左の如し、

今度之立願殊依爲一家之靈地内浦之郷小湊兩谷田畑四拾石永代寄進申候又爲運送之寺面之海上拾石分指添進候諸役有間敷候重而義頼之判形申請可進候爲後代一筆如件
天正八庚辰年八月十五日 正木左近太夫平頼忠在判
日蓮誕生同宿中

天正十一年二月十日城司里日義頼公より黒印を賜はる左の如し、

古湊田畑并寺中浦 商賣永代諸役有間敷爲其一札如件
天正十一年癸未二月十日 義頼 在判
誕生寺

里日家位牌寄附狀左の如し、

龍潜院殿爲御位牌料市川二拾石分之所令寄附候條諸役有間敷候爲後代一札如件

慶長九甲辰年四月十六日 正木左近太夫 平頼忠在判

誕生寺御同宿中

里日見忠義公の黒印左の如し、

市川田畑貳拾石分令寄附候條諸役有間敷候仍如件
慶長九甲辰年十月十六日 里日見忠義在判

誕生寺

徳川三代將軍家光公の御朱印左の如し、

當寺領安房國長狹郡小湊内浦内七拾石事任先規令寄附之訖全可收納并境内山林竹木諸役等免除之如有來永不可有相違者長日勤行無怠慢可抽佛法興隆之冊志之狀如件
慶安元年七月十七日 誕生寺

四代將軍家綱公の御朱印左の如し、

當時領安房國長狹郡内浦之内於小湊市川西村七拾石事並境内山林竹木諸役等免除任慶安元年七月十七日先判之旨永可有違者佛法紹隆無怠慢可勤仕者也
寛文五年十二月二日

貞享二年六月十一日△享保三年七月十一日△延享四年八月十一日△寶曆十二年八月十一日△天明八年九月十一日△天保十年九月十一日△安政二年九月十一日△万延元年九月十一日
右年月日付徳川家將軍代々朱印書換寛文五年十二月二日朱印と同文なり
徳川家光公より水戸宰相へ贈りし書簡左の如し(俱に沿革の部を参照)

一筆令啓上候彌御無事之由珍重存候扱小湊山寺格之儀願之趣
委細聞届候猶天下泰平之祈念可被申付候恐々謹言
四月五日
水戸宰相殿
家光在判

寶物

靈寶什器は其數千七百點餘、今一々これを列擧するの暇あらず、左に諸陣の重寶珍什を寄附奉納せる特志者の姓名を掲げて紀念とし且つ其芳志を普く後世に傳ふ、これ著者が該寶物を點覽の際其時依心深きに感ずるの餘り、一々見るまゝに書き記し置きたるもの順序もとより不同なり、

- △芝櫻田參詣講△長谷川清△渡邊せい△福澤くげ△森とく△木挽町村上作右衛門△東京衛生講△四川佐野代△深川講△新橋地法講△魚河岸信者連△鈴木金藏△飯田秀次郎△日本橋常經結社△芝鈴木たつ△房州濱棧齋藤牛左衛門△深川自我傳講中△新吉原講△中村定次郎△竹本妙榮△内浦信徒△小港信徒△竹本眞實齋△内浦渡邊喜内△小倉善右衛門△東京村雲最利結社△神田伊藤茂左衛門△安田松慶△小港水運講△東京麻布小林重兵衛△河合正壽△麴町長島三郎兵衛△新橋南金六町東屋八重△肥高八平△森かつ△伊藤ふき△赤坂今村氏△新橋平井さく△芝中村定次郎△新橋小林ます△小港清淨講△安川光子△四川花子△上總齋藤其助△深川野口氏△木挽町妙法堂△高梨みよ△新橋濱の家權兵衛△日本橋結社△銀座天虎△河合万五郎△田中もと△全みき△芝蓮古講△上總關川源一郎△根本源兵衛△伊勢治兵衛△野口日理△辰澤喜太夫△房州加茂日蓮寺取次龜田庄吉△船越大立寺鈴木日芳△加茂日蓮寺川上日寛△榎倉長久寺關部日敬△京岡山梨羽日環△上總中野光寺寶名日龍△福澤妙孝

附記

宗旨建立の靈地たる清澄山清澄寺其他諸重要なる遺蹟あれども「各宗本山名所圖會」としては關係なければ、わざと記さず、いつれ好期を得て他に記す時あるべし、讀者乞ふこれを諒せよ。

小港山誕生寺の部(終)

長興山妙本寺の部

位置

池上長榮山本門寺と最も密接なる關係を有し、今尚兩山兼帯として一宗に重視せらるる長興山妙本寺は相模國鎌倉町の東、宇比金谷に在り、境内方八町餘坪を有し鎌倉停車場より殆んど十丁の處にあり、地は後ろに幽邃なる山を控へ、前に七里が濱を眺めて風景絶佳の處とす、

由緒沿革

長興山妙本寺は、もと右大將頼朝の乳母比金尼が邸宅にして、其甥檢非違使比金判官能員に傳はりたるもの、後ち宗祖說法始めの靈場として有名なる山緒を有せる寺院にして今左に全寺に就きて得たる當山の縁起を左に掲ぐべし、(全寺所藏縁起参考)

『長興山妙本寺は相模國鎌倉郡比金谷に有り、境内方八町、右大將頼朝乳母比金尼が邸宅にして其甥檢非違使判官能員に傳はり、征夷大將軍頼朝の嫡男一幡君の小御所及び征夷大將軍頼朝御幕所の竹御所みな此處也(此處谷、曳谷、森谷など昔は假字通用なり)、高祖大菩薩三大秘法最初轉法輪の靈地にして、實に佛滅後本化正宗開運伽藍の根本なる由來を詳に伺ひ奉るに、建長五年高祖房州より鎌倉倉に入せ給ひ名越山王冠に御座有けるか(今長興山山頂性尊の上の)諸人いまた其人をしらす一飯を供養し奉るものも無りけるに、比金大聖三郎能本(比金判官能員末子能員うたれける時僅に二歳にて和田義盛に預けられ家の門生となり世の有様を見たりけるに前將軍頼朝女將軍頼朝の御所は能本の地)披官長崎某といふもの深く説教局の子にして能本の外姓にあたる此御縁により能本鎌倉に下り父が遺跡を安堵せしなり)披官長崎某といふもの深く飯依し奉り、己か宅地の菴室に請し入奉り、(今名越の安嶽菴寺の長崎某が宅地也此地は的場谷とて往昔は北條爰也比金判官の時政に殺されし名越亭の山下と云即こゝなり父が討たける處なれば其所にて能本鎌倉へ下りける時)主の能本に拜領せしなり兩山十一世日蓮聖人此處所に要法寺を建立し給ひたりしを十四世日蓮聖人安嶽菴寺と改められたり)主の能本夫婦をもすゝめて見參に入奉りし也、高祖能本に儒者は三世因果をしらす、されは先祖の冥苦を救ふによしなしと示させ給ふに、能本かねて父兄の罪なかくして枉死せしを歎き哀ける孝心にこたへ、遂に父能員兄時員宗員以下諸精進道場の導師と兜み奉りしかば、

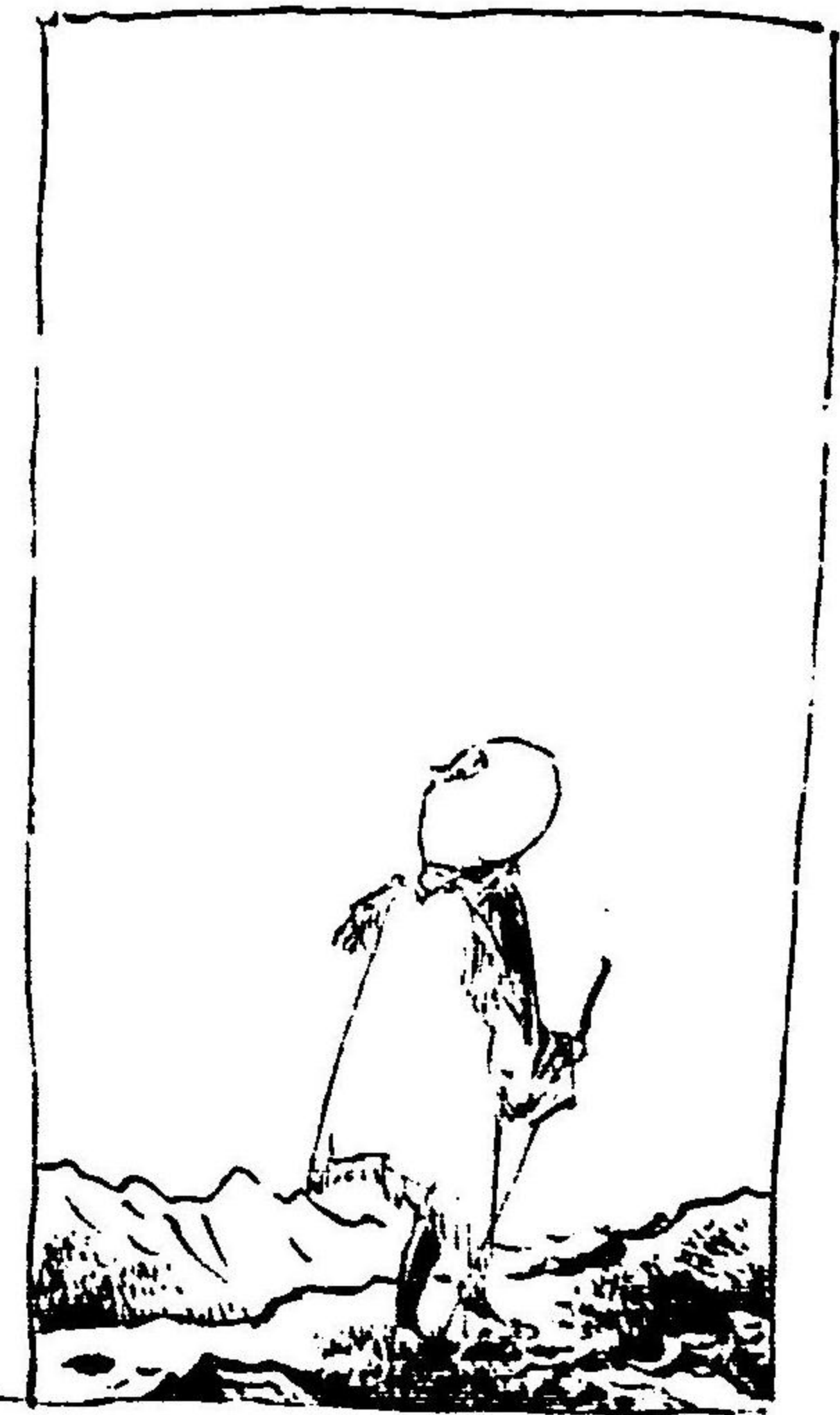


折伏なし給ふほとに、いつしか教化に感し従ひ奉る者も多かりき、中にも工藤左近衛隆住原義宗、池上宗仲、四條中務丞頼基、進士太郎善春等はみな名越菴室に入て薪水の役を助け奉りし也、(明法日抄通書に文應元年五月廿六日於鎌倉名越菴寺日蓮と遊ばされたれば此頃こゝに御座有しこと疑なし)文應元年の春能本今歲故御寮所廿七回御忘にあたれば、彼

高祖能員に長興其妻流河氏に妙本と戒號を授給ふ、(高祖最初の名越り)かくて高祖名越山中こゝかしこにて大音聲に四箇名言を告給ひ無十大法の妙法を掲て、執權誘會を

御追福のためにとて日頃すませ給ひける御所を轉して法華堂となしければ、高祖深く其志を悦び給ひ竊に長興山妙木寺と名付給ひし也、(是即今之)さて名越にて記し給ひける安國論をまづ能本に示され、文字を校定せしめ、遂に最明寺時頼朝臣に進らせ給ふ(此三本なり)然るに時頼これを信せず却て大にその強折をいかり、更に許容に及ばざりける内訪法者黨を結び文應元年八月廿七日名越草庵に襲ひ來り狼藉に及び、剃放火して草庵をやく、是に於て高祖山王窟に遁れさせ給ひ、それより富木五郎が中山の館に入せ給ひさ、されども此狼藉將軍執權の命によりてせしことにも、

て鎌倉の住居を止め、伊豆國伊東へ流し奉る、(當山未分たれ橋長寺の所)然るに鎌倉に怪異多くして執權の人々心安からざる處に、大學三郎より「安國論の符合を論し諫めしにより、弘長三年五月鎌倉へめし返され、(文永元年七月房州へ歸らせ給ひし)文永五年十一月ふた、以鎌倉殿へ書を奉り、蒙古の襲ひ來ると遠きにあらざるを諫め給ひけれども、權徒の迷霧深くして、正法の曙光顯はれず



同八年九月十二日訪法權徒の諷のために、名越草庵へ内執權頼綱襲ひ來り、將軍の命とて高祖を捕へ奉り菴室を破却し、(此草庵に釋尊の本尊とし一切經を安置し給ひし山御尊にみゆされは法華經一部を安置したれば法)御所へ赴く、此時高祖頼綱にむかはせ給ひ日蓮は日本國の棟梁也、日蓮を失ふは日本國の柱を倒すなりと宣ひ、(二度の諷)その路大町にかゝりければ機敷山の麓に住しける編餅を奉り(今機敷山常樂)小町を過て將軍御所に奉り(今寶戒寺なり一所に住せ)政所の沙汰を經るに龍口にて斬奉るへきなど定められしも事なく佐渡國へ流し奉る、文永十一年二月十四日御免ありて三月廿六日鎌倉へ飯らせ給ふ(此際安國論の洞合と號け給ふ處也、(果妙といふ二番以後の成道にこの本を願はず妙本寺本門寺と名付るに)押建長より以來文



御弟子檀那若きは遠く迎へに出立とすへとも、老たるは夷堂川の西に出てまら奉り、(此此時)やかて能本か館にいらせ給ひしかは、此比企谷の四干券書を奉り先に營み遣れる法華堂へ名越草庵を引移し、四月朔日開堂の式をととのへ、本門本尊本門題日本門戒壇の三大秘法を講し給ひ、塔中別付の本懐を開き、末法萬年の法書を長に興し、一間淨提妙法の根本靈場たるべしと祝言なさせられ長興山妙木寺

永の今に至り廿餘年か際宗致の本尊を安置なし給ふは大學三郎の領地にして兩度の遠流を救され一乗の正理を顯はし給ふと、蓋熊本常に安國論符合を擧て諫めしにより、然る時は高祖知護の檀越多き中にも、殊にすぐれて外護力を顯はれしは能本也。かくて四月八日執權時宗の命とて、平左衛門尉頼綱の許より御參有へき由申しかばおはしましてさまく言上あり(第三度の護)然るに裁報たしかならずしかは、今は尋造也とて長興山を日朗菩薩に付屬し、五月十二日鎌倉を出立せられ、甲斐國身延山にかくれさせ給ひ讀經三昧に入給ふ、(蓋三度の護言は未來不慮護一部化尊の根本安國論は本化威の校合を大學三郎に命ぜられ故を以て兩度の遠流を宥めらる是蓋熊本外護の力なり)それ佐渡救免は本化の應身たるを顯はし給ひ、安國論の條目符合しつればなり、然らば身は遠く身延山に隱といへども、所弘の法たる妙法蓮に弘まるべしと也、弘安五年十月三日油上木門寺を日朗菩薩に付屬なさせらるとて、所弘の法たる妙法蓮の始なり長興山はすてに付屬し畢、今能弘の人たる日蓮終焉の長榮山を合せて付屬す、人法同じく一體にして別たす、始終一致にして離れざると、左右の手の如く鳥の兩翼のごとく兩山一寺山主宣人たるべしと定めさせ給ひき、(鳴呼高祖の御遺教多しといへどもすべて是所弘の法に越後村伊東小松原龍口佐渡等の御願分は長興山を聞かせ給ふ(妙法蓮流布させ世衆生を濟度なさせらんが爲なれば名へき御本儀によりて受させ給ふ所の刀杖天啓寫經諸願なり)日朗菩薩寺務卅七年にして日輪上人に付屬し、(兩山日輪授與と有り)長榮山の南寺窪といふ處に隱居ありて、(九老僧達起請文に本門寺日朗聖人遷化の後云々と)といふに遷化あり、さて遷葬を名越にて畑となし(安國論の下に斯師)御猿島に葬め奉りたり、日輪上人の時元弘三年五月廿二日北條高時葛西谷(比企谷西北)にて自害し、九代の榮花一時に散亂せしかば、鎌倉忽に刀杖の卷となり片時も程やかならざりしにより山主大かた木門寺に住し給へり云々、

(市部妙顯寺藏する所日輪聖人の消息に) 四世日輪上人の時足利左馬頭基氏朝臣(將軍義隆の舎弟)鎌倉に下向ありてのち、關東や、無爲に溺せしにより、又妙本寺に移り住し永徳元年九月七日遷化あり、此高祖百回遠忌にあたらせ給ふに、兩山貫主ましまさるるにより、身延日輪上人を請して兩山の主と仰ぐといへども、相承付法嫡統は日輪上人の嫡弟本行院日輪(宗長二年七月廿三日遷化あり)なるを以て、滿山兩山の主席にす、め奉り、山師の遺脈を日輪より相承せられ、永享六年六月五日遷化、とくに日輪上人兩山貫首に居給ふといへども、生年僅に四歳なれば本行院五世日位これを助け、兩山の法燈をかへ、永享九年十月鎌倉公方持、の化導四流の教育ひとへに中興の規程を舉られにき、(古河御所足利氏別當より相州七ヶ倉村妙本寺教地并寺田八月十六日政氏となされし)文應元年日輪上人遷化ありしかば、日輪上人その跡を繼ぎ、天文十八年日輪上人に付屬有、日輪上人兩山相續壹年にみたず遷化あり、その跡を日輪上人相續せられ、(此日輪上人現上人より北條家老大學寺院河守の許へかくられ返す、并に長康の書狀合に傳はれり)寺務執行ありける時、越後國



氏朝臣の仰に、應永廿三年十月廿六日山比濱合戦に討死せし歌味方御弟のため當山にて法花經三百部修行せさせられき、(應永元年六月廿四日日本行院日輪上人卒徳元年四月廿二日にて遷化ありしかば、日輪上人その跡を繼ぎ、兩山の寺務せられ、諸堂修理坊舎經營よりして房總

上杉輝虎關東管領となり、鶴岡八幡宮へ拜賀のため鎌倉へ上りけるがまづ成田下總守長泰をして當寺に宿せしめ万事を指揮し、(永祿三年十一月長泰) あくる四年輝虎よりも制札を掲ぐ、(永祿四年二月) 此年日現上人遷化ありてのち、兩山又貫首を闕、本行院八世日出(永祿四年より十五年五月) 九世日慶山務を執行ふといへどもかくては高利付屬の木位にかなふべからずとて、佛乘院日愷上人を請し奉り、兩山貫首と仰ぎ申へきむね議定りてのち、日慶遷化(天正八年八月) あくる天正九年日愷上人入山あり然るに本行院十世日正いさゝか拒議を起し貫首と不和に及びけるを、池上大坊より扱ひ、ことに長榮山大衆連署の誓狀を奉り、(天正十二年七月晦日) 兩山はじめて同致に事治りしかば、十五年七月北條氏直より兩山敷地以下如先々不可有相違よしを捉られき、(此誓狀今に在り) 十八年豊臣太閤小田原氏政氏直を討亡さんとて、關東下向の時、東照宮には駿府より御馬を出され、三月箱根に御着陣有、日愷上人かねて御知音におはしましければ、使僧を奉り稍貳端を送り奉る、これによりて御返書を給はる、(此御書今に本門) この時豊臣太閤より禁制の印紙を給ふ、今に妙本寺惣門の左に掲げたり、かくて七月北條降參しければ、十日小田原城に入御有、十四日太閤小田原をたしせ給ひ、鎌倉を経て奥州に赴き給ふ、こゝに當寺を以て御本陣と定められたりしかば、本多正信承はりて、山林竹木下草薙取べからざる山の制札を立られ、(此制札今に御代) 同じく下馬札を給ふ、八月朔日江戸に入御ありて、のち日愷聖人にも八町堀に宿地を給ひ、遂に池上に移り住し給ふこととなりしにより、妙本寺本院に本行院十一世日雄を移してすましめ、それ々本行院代々相續して山務を執行し、今五十一世に及び、(安永四年月本行院は池上大坊同格の故を以て村雲瑞雲寺御所より廿七日元日に轉教自製を給はり天明元年十一月廿日なし御所より廿八日長に同じ製安及びある奥を給はりしを例として今日本行院に通じ必時これを購也)

以上掲げたる處により本寺沿革の大概を知るべし、
舊書に記されたる妙本寺

本寺に就きて舊書漫筆に記されたるもの、尤々詳細なるものを、新編相模風土記と爲す、こゝに掲げて讀者の參考に供す、即ち全書鎌倉郡の部卷の十九に左の如く記せり、
妙本寺 比企谷にあり。長興山と號す。按ずるに。山寺號は。比企能員夫婦の法名に據れり。日蓮宗。一本寺。此地は元比企



日學は比企能員の末男にて。大學三郎能本と號し。日蓮の俗弟子なり。其先父能員。建仁三年。北條時政の爲に誅せられし時。伯父伯耆守法印圖顯(中略) 京都東寺に在しに養はれ。嗣髮して京に隠れ住り。後文士となりて。順徳帝に奉仕し。按ずるに。當寺にある。能本が妻の墓碑面に比企法橋能本堂とあれば。當時かく呼名せしなるべし。承久三年。佐渡國の遷幸に供奉す。其後老後に至り將軍頼經の夫人は。能員の外孫なる故。其所縁を以て赦免せられ。鎌倉に歸りて。竹御所の爲に。當寺を建立せしとなり。鎌倉志にも。此寺傳ふと載す。されど東鑑建仁三年九月三日の條

判官能員の第蹟なり。其後宗祖説法始の靈場とし。後法嗣日朗に。寺域を附屬す。故に朝を開山祖として。文永十一年三月。本行院日學開基す。寺傳に據るに。

に。被_レ搜_レ求能員餘黨等。或流刑。或死罪。多以被_レ糾斷。妻妾并二歳男子等者。依_レ有。好預_レ和田左衛門尉義盛。配_レ安房國とあり。此二歳の男子と云ふ即能本なり。さては後配所を通れ去り。潜に上京せしものか。寺傳に云ふ所と。事實符合せず。應永廿九年十月。或は四月とす。佐竹上總入道常元。家督の事にて。持氏の不審を蒙り。當寺に在し時。討手として上杉淡路守憲直を向らる。防戦して常元。終に此所にて自害し。男一人家人十三人討死す。鎌倉大草紙に見ゆ。文中に。法華堂と載たるは。當寺を云ふなり。全文既に。天王社の條に引用したれば。茲に贅せず。照し見るべし。又神明鏡曰應永廿九年閏十月十三日。佐竹上總入道常元蒙_レ御不審。比企谷法華堂にて自害。家人十三人子息一人討死云々。管領政氏か時。某年當寺敷地。并寺領事務職等。先規に任する旨。下知あり。所藏文書曰。相州比企谷。妙木寺敷地。并寺領不可_レ有_レ相違_レ候。寺務職等。任_レ先御落居_レ間。可_レ停_レ其_レ候。恐_レ謹言。八月十六日。妙木寺政氏華押。此年代詳ならず。按ずるに。明應の末。文龜の始の頃なるべし。又政氏鎌倉中。諸法華公事を赦免す。鎌倉中の華押あり。是も前と同じ。年代詳ならず。當寺住職は其始より。必池上本門寺を兼管す。天文の頃猶然り。比企谷。池上兩寺。御拘附而預_レ芳札_レ候。殊三種到來珍重候。相應之儀不可_レ有_レ疎畧_レ候。猶大道寺駿河守可申候。恐_レ謹言。閏五月廿一日。妙木寺御坊氏康華押。按ずるに。閏五月は天文十九年なり。又同年兩寺兼任せしは。佛壽院日現なるべし。永祿四年七月廿一日寂す。在住十二年といふ。永祿三年十一月。成田下總守長泰。武州忍城主。手のもの。濫妨_レ濫禁止の制札を出す。其頃長泰は上杉謙信に屬す。此年謙信鶴岡に詣。管領の拜賀を遂んが爲。小田原退

治と稱し。發向ありし故なり。制札。右於鎌倉比企谷妙本寺。當手之人衆濫妨_レ狼藉令_レ停止之。畢若有_レ違犯_レ者。可_レ處_レ罪科_レ狀如件。永祿三年庚申十一月日長泰華押。同年十二月。上杉謙信よりも制札を出す。制札。右於相州比企谷妙本寺中。關越諸軍勢。濫妨_レ狼藉令_レ停止之。若有_レ違犯_レ者。不_レ嫌_レ甲乙人。可_レ被_レ處_レ罪科_レ者也。依如_レ件。永祿三年十二月日。丹後守華押。遠江守華押。寺傳に此二人は謙信の老臣といふ。謙信發向の事北越家書。謙信一代記。鎌九代記には三年三月とす。小田原記のみ同四年と記したるは。同年三月。謙信在京中再度關東勢。越後勢。小田原發向ありしを。

 *混じ記せしなるべし。されど以上の書。昔三月なり。文書に十一十二の兩月を記するもの。他に考ふる所なし。翌四年二月にも。又制札を出す。制札。右於相州鎌倉比企谷法華堂。寺内坊舍并門前在家以下。關越諸軍勢濫妨_レ狼藉令_レ停止之。若有_レ違犯_レ者。不_レ嫌_レ甲乙人。可_レ被_レ處_レ罪科_レ者也。如件。永祿四年二月日。獅子の朱印を押す。按ずるに。此年三月謙信在京中。關東勢。越後勢。小田原發向あり。其時なるべし。事は北越家書に見ゆ。又謙信一代記には。上洛を三年六月とす。此より當山住職。池上本門寺兼管の事。中絶に及て。既に二十餘年を経。天正十一年。舊に復し。

更に貫首（按ずるに。日愾の時なるべし。）入院ありて。西山を兼管す。時に院代本行院と。確執二年に及べり。池上本門寺院家大坊。（本行寺と號す。池上三院家の一。）扱あれども。猶止ざりしかば。池上の衆徒等は。先規を守り。疎意なき旨。迷署の誓狀を出す。（同文書曰。長榮山大衆一同之運署之事。抑兩山之御貫首之事。廿餘年斷絶之處。以兩山一同之衆議。當住御入院候之處。無程本行院御不和。漸及。兩年候。自他門之覺。不可然候之間。大坊其刷敷度。雖。然時過未。落著。此上之事者。常山*）

林坊日生。花藏坊日利。常照坊日漢。法樹坊日休。大衆坊日仙。中之坊日周。成就坊日潤。各華押あり。同十五年七月。北條氏直。兩山住持職先規の如くたるべく。又法會の時。横合狼藉并に境内伐木禁止の掟書を出す。（掟妙本寺。本門寺。當住之儀如先聖人之時。不可有相違事。法會の砌。横合狼藉等令停止事。兩寺山屋鋪。竹木剪取儀。堅制禁肝用之事。右於違犯之輩者。



中者。如先聖之御仕置。可奉勵馳走旨。一同存定候。此儀不可存疎遠候之候。以誓詞如此。大聖朗師之御訓。可蒙編身候。仍迷署。天正十二甲申七月晦日。照榮院日漢。北之院日定。西

可有披露。可處嚴科者也。仍如件。天正十五年丁亥七月六日。妙本寺。本門寺。氏直華押。此頃にや。二月。大窪與太郎保廣。棧屋鋪の地（按ずるに。小名峰岸。常榮寺域なり。彼の寺の條併せ見るべし。）を寄附す。

（同文書曰。尊書拜見。奉存其旨候。仍棧屋鋪致進上候。證文則可致進上處。兄候者豆州候。申遣相調自是指上可申候。此旨御披露恐惶敬白。極月三日。妙本寺御納所。大窪與太郎保廣華押。此書を寺傳には。小田原城主大久保相摸守忠憐の初名と云は誤れり。按ずるに小田原北條氏の家人なるべし。同十八年正月。北條氏兵糧の掟者。他所之者。同諸色。一物成共被入候者。此一筆證文罷成間敷候。是專一之申事候。爲其以



示す。是小田原陣。近きにあるを以なり。於寺中。竹木假初にも不可剪取事。寺僧衆堪忍分之兵糧。少も不可有横合事。來廿五日を切而。鄉村兵糧不可置仕置候。寺中へ他の兵糧。被入置間敷事。右定所如件。庚寅正月十四日。妙本寺。虎朱印を押す。三月玉繩城主。北條氏勝より。當寺中横合非分有間敷旨の證書を出す。（就都鄙兩將于戈。京勢亂入節。若玉繩館下者。自然横合非分之子細不可有之候。但貴山御寺中計之儀

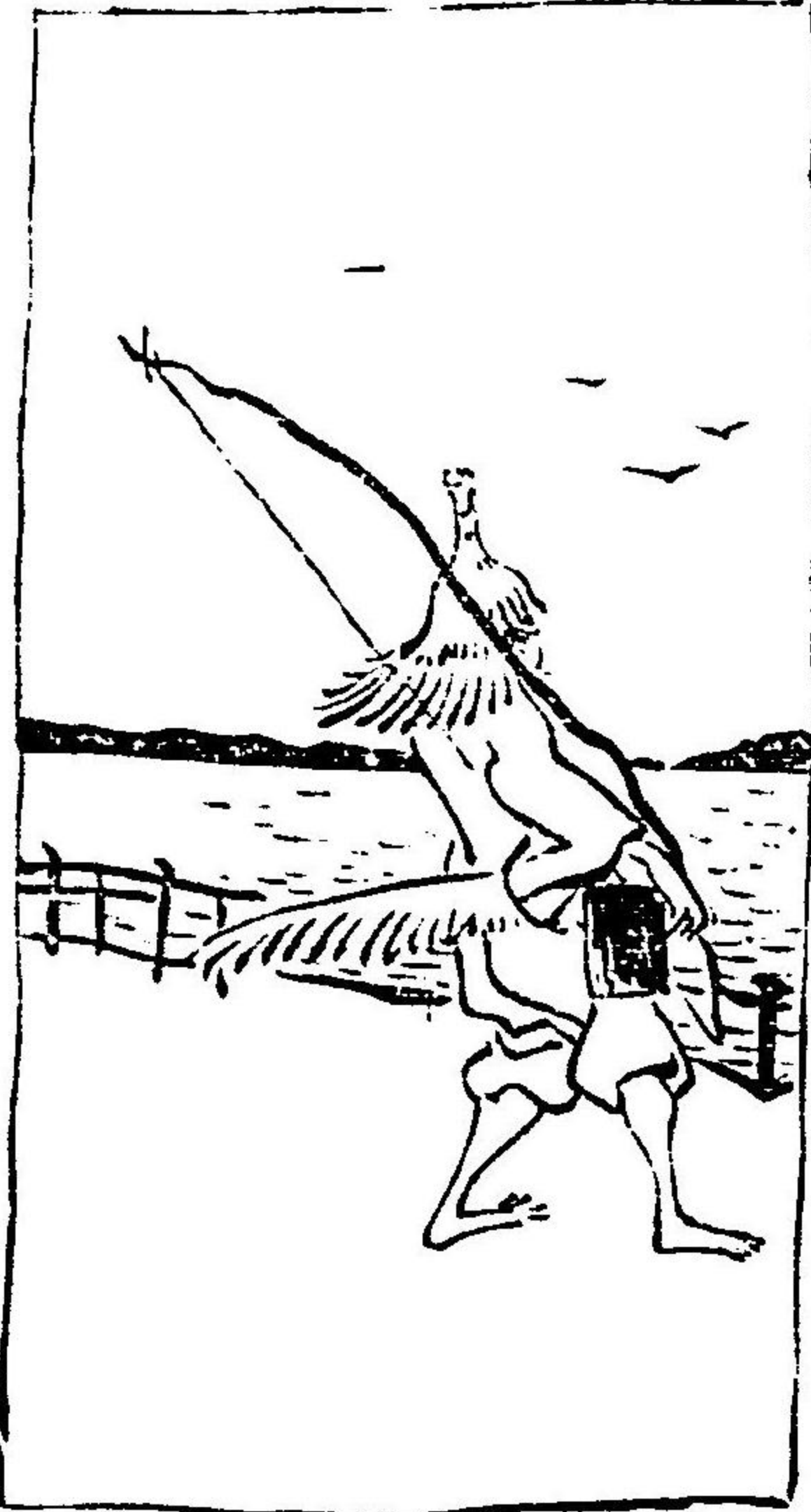
證判申合候。恐々敬白。三月二日。柳下妙本寺御寺中。北條左衛門大夫氏勝華押。此文に載たる柳下は比企谷中の小名にや。茲年。關東に移らせ給ふ迄は。世々の住職當寺に在て。池上を兼管せしか明る十九年。時の貫首日愾。本門寺に移住せしより。歷世池上に住して。兩寺を兼管す。文祿元年正月。除地寺庵の僧侶。本寺に出仕なきは。其地の年貢收公あるべき旨。全阿彌其事を令す。今度被除御繩打寺庵。諸宗共。不論多少。到干本寺於不致。出仕會合僧侶者。其所之地頭代官申付。年貢等嚴密令催促。可令請取之者也。仍如件。天正廿年正月日。全阿彌華押。二年。東照宮。肥前國名護屋御在陣の時使僧して物を献じ。御起居を訊問し奉る時に御書を給へり。曰。當表在陣。爲使僧殊頑貳端。到來祝着候。猶全阿彌可申候。謹言。三月十日。妙本寺。本門寺。東照宮華押あり。此御書は。今池上本門寺に藏す。慶長三年二月。兩寺領として。先規の如く一貫二百文の地を宛てらる旨。御判物を賜ふ。其後。喜徳院殿に。使僧をもて一書を献ず。其時も御書を賜ふ。是濃州關ヶ原御陣の後。慶長六年御在京の時なるべし。曰。爲見廻。遠路預御使僧候。並一種如御札令到來祝着存候。所勞彌本服候之間。可御心安候。尙大久保治部少輔可申候恐々謹言。妙本寺。喜徳院殿御諱御華押あり。是も今本門寺に藏す。新釋迦堂。文永十一年起立す。是を本堂と云ふ。本尊は座像なり。背に大日本國相州鎌倉。長興山妙本寺常住。延寶五丁己孟夏佛誕日。再興之。再興願主。中川佐渡守久恒。北方法號長壽院妙應日慶。期家門永昌皆成佛堂と記す。古は陳和郷作の立像を安せしとぞ。今客殿の本尊是なり。傍に四菩薩背に造立施主。京。大坂商賈三人の姓名。及寛文十二壬子仲夏日と記す。を安す。古

は供僧を置れしなり。即元和元年十二月。將軍尊氏此堂の供僧職。永教僧都の蹟を大進律師に命せし事あり。所藏文書曰。比企谷新釋迦堂供僧職事。爲永教僧都蹟。可被領掌之狀如件。文和元年十一月十五日大進律師御坊。尊氏の華押あり。應永廿二年十二月。管領持氏。又供僧職法印快守蹟を。助大僧都に補任す。比企谷新釋迦堂供僧職。刑部卿法印快守蹟事。所補任之狀如件。應永廿二年十二月廿日。助大僧都御坊。持氏の華押あり。祖師堂。宗祖の像を安置す。長三尺五寸。依て御影堂とも云ふ。是宗祖在世の。下に三體の像と云ふ。堂中に木體五體を置く。一は比企判官能員。法名長興。建仁三年九月二日卒す。一は其室。法名妙本。文永二年三月十三日卒す。一は開基日學。弘安九年二月十五日寂す。八十五歳と云ふ。一は其室。法名理芳。弘安七年十月十三日死す。一は能員の女讀岐局。初は若狭



時。弟子日法隨身して。容貌を模せしなりと云ふ。池上本門寺の傳に。祖師の肖像は。身延。比企谷。池上に安するは。天一木にて。天

局と云ふ。將軍頼家の妾。嫡男一幡の母。法名芳縁。建仁三年九月二日此地にて自害すと云ふ。又此谷の池にて亡しとも傳ふ。蛇若止大明神と號し。域内別に小社あり。事は其條に記せり。又將軍頼家の嫡男。一幡の位牌を置く。法名東岳院英才儀道。建仁三年九月二日。六歳にて生害すと云ふ。下袖塚の條併せ見るべし。客殿 寛永元年六月。松下筑前守利常の實母。壽福院日榮尼の建立なり。按ずるに。



寺傳は大願主。加賀宰相母公。壽福院日榮大姉と傳へて。建立の年代を傳へず。寛永元年六月十二日をもて其卒年月とす。
*今其時世もて彼是参考するに。宰相は利常にて。此人元和元年より。寛永三年迄宰相たれば。起立も此間の事として叶へり。

は。寛永八年三月六日歿すと云へは寺傳に云ふ所。全く起立の年歴を傳へ訛れること論なし。釋迦を本尊とす。立像。長四尺陳和郷作。是はもと新釋迦堂の本尊なりしとぞ。按ずるに。鎌倉志に元阿彌陀の像を安す。其像は大學三郎が持佛堂の佛なりしを。近年盗み去られて。今は立像の釋迦。鬼子母神。四菩薩を安す。釋迦は陳和郷が作と云ふとあり。是に據れば貞享の始近年と云ふは寛文の末。庭寶の初をいへるならん。さては其頃こゝに移置せしならん。鬼子母神今失す。

四菩薩は釋迦堂に安するものなるべし。彼は寛文十二年造立と像背に記したれば。時代も合へり。彼所に移せし事傳なし。此餘天照太神。長九寸。八幡。長七寸。大黒。長六寸。以上各運慶作。毘沙門。長四寸傳教作等の像を安し。日蓮の頂骨。寶塔厨子に入。佛舍利。水晶寶塔に入。高一尺五寸。北條重時遺物と云ふ。等を置く。△方丈。寺寶△曼茶羅三幅。共に日蓮筆。一幅は。蛇形の曼茶羅と云ふ。長四尺許。幅三尺餘。日蓮池上にて。此曼茶羅に向て遷化なり。故に臨滅度時の曼茶羅と號す。蛇形と云ふは。昔兵亂の時盜當。



茶羅數多ありとぞ。法華經一部一卷。長六寸許。細字なり。日蓮筆卷首に名判あり。日朗墨蹟一
*寺に濫入せし時。此曼茶羅井中に落て蓮字の撥たる所蛇形に見えければ。盜懼れ去りしとなり。故に名づく。本行院の後に蛇形の井と云ふ今にあり。一幅は歸命曼茶羅と云ふ。佛名皆南無の二字を書加ふ。故に名づく。一幅は祈禱曼茶羅と云ふ。病則消滅不老不死の八字を書加ふ。日蓮房州小湊に歸りし時。老母頓死す。蓮悲に堪ず祈誓せし時。念して此八字を書す。忽に蘇生せしと傳ふ。院家大巧寺にも同物あり。此餘日蓮の曼

幅。日蓮消息九通。△燈一口。熊本所持の物と云々。下同じ。△硯一面。△盃二個。重衡の盃と云々。一は波に千鳥。一は魚具等の蒔繪あり。△古文書二十五通。△三は二條關白昭實書翰。一は足利氏か。釋迦堂供僧職補任の下文。一は同持氏が釋迦堂供僧職補任狀。二は同政氏令書。一は北條氏康書翰。二は同氏直提書。一は同返翰。一は同左衛門大夫氏勝證書。一は淺野彈正少弼長吉書翰。一は願正軒書翰。一は大造寺政繁書翰。一は谷全阿彌か下知狀。一は酒井忠清書翰。一は大窪與太郎保廣書翰。一は本門寺衆徒運署の誓狀。一は布施佐渡守に送る屏和刑部丞か奉書。五は制札。と云々以下略す。

大門

大門に入るの前、大なる標石あり、正面に兩山日頭上人(池上と本寺)筆の題目を刻じ、もと大堂の傍らに立ち居りしを天明四年十二月本行院四十一世日義これを今の地にうつす、總門より内大門まで門家なりしがいまは皆その形を止めず。

門石

西向にして妙本寺志に「頼朝將軍の御臺所の御所を竹御所と稱す、即ち今大堂の上なる別塔地にあり、その時の門なる故に近世改稱すといへとも丈尺全く舊制に従ふといへり」云々とある是なり。

車坂

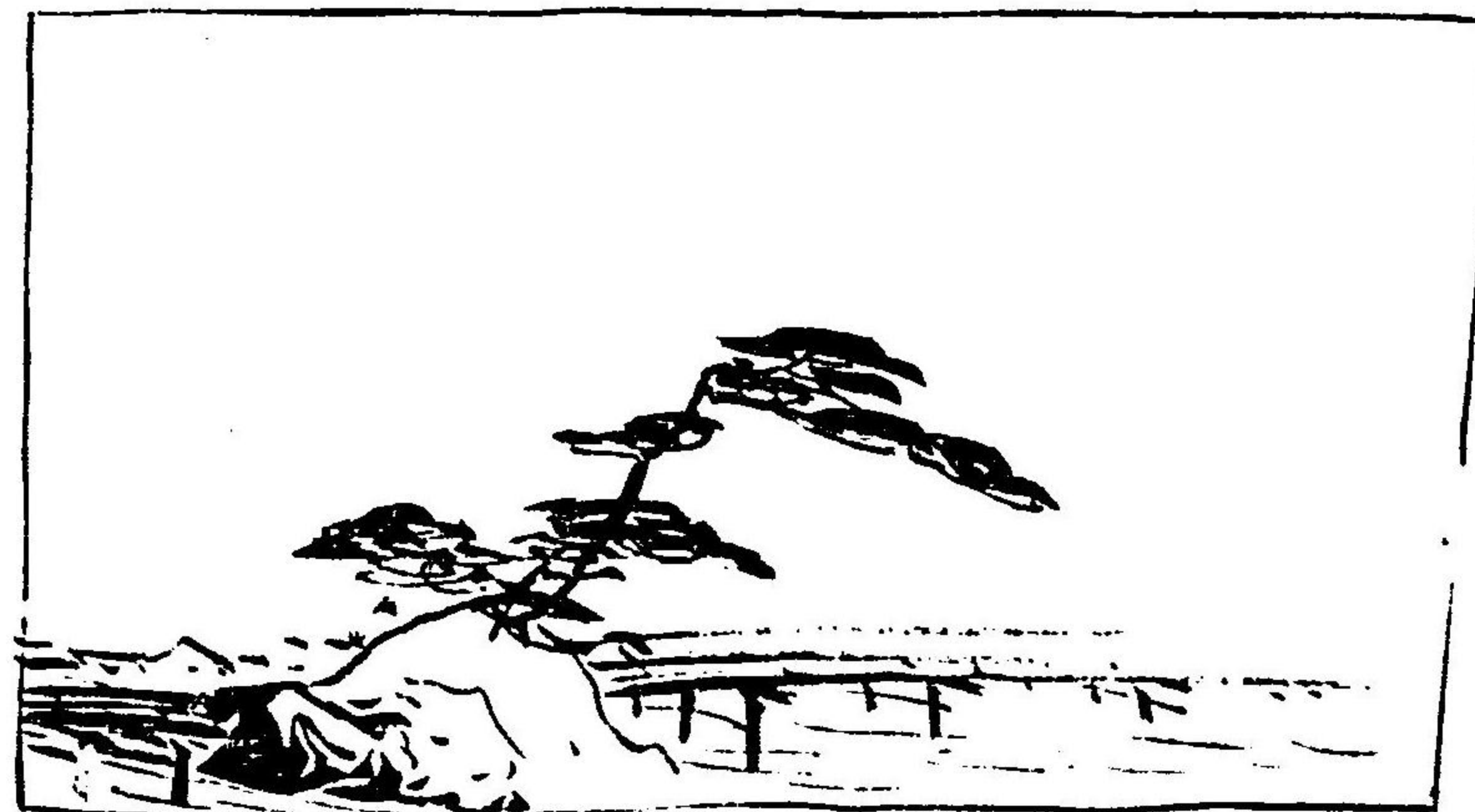
本院へ上る坂にして大門を入り左側にありて、入り口に冠木門あり

本院

車坂を登り左に折れ突き當れば本院なり、もと比企大學三郎能本の館にして文和十一年能本祝髮して本行院日學上人と稱し、其妻を理芳尼と呼ぶ、日學上人弘安九年遷化の後、日朗菩薩にて住したまひし舊蹟なり、

客殿

間口十三間奥行九間、寶永年中



大堂

兩山第廿三世日頭上人の建立なり、時に大掾越前州圓光院殿黄金三百枚を寄附せらる、もとこの客殿は日頭上人の建立なりしが、慶長年中頽破に及びしより加州壽福院夫人再建せられ、後寶永の大地震のため頽轉せしにより、日頭上人これを再建せられたるもの、本尊は安阿彌の作、比企能員夫婦及日學上人理芳尼、の諸像を安置し運慶作の鬼子母神像あり、

根本法華堂または釋迦堂といふ南面にして間口七間四尺、奥行八間五尺五寸、文應元年の春、

比企能本頼經將軍御臺所の御所を轉して法華堂となせしもの即ち是、側柱等は寛政年中修復し改築したりといへども中柱は文應建立の舊物依然として現存す、安置の立像釋迦牟尼佛は長三尺三寸にして大宋國陳和卿の作、大學三郎持佛堂の本尊なりしが弘長元年三月宗祖開眼ありて釋迦牟尼世尊と改め此法華堂に安置したるなり、後ちこの像を寶庫に藏め今は座像を安置す、四天王は運慶の作と傳ふ、△七面大明神は延寶七年九月本行院十八世日誦佛師扇谷三橋左京をして作らしむこの厨子扉の左に大圓坊日誦判、相州鎌倉長興山妙本寺元祖大聖人御宮殿奉修造之、願主武州松山住恩田三河守忠重敬白、天正九年己十月良辰日撰判、右の方に天正九年同己八月廿八日大圓坊日誦とあり、△大黒殿 運慶の作、宮殿は日玄上人の修造△鬼子母神、十羅刹女 これまた運慶の作△兩山十四世日誦上人像 もと池上にありしが後安國寺の中興といふを以て該寺に安置し近來當山に安置す、世人この像日學上人と爲すは誤れり△弘安四年四月五日御本尊額 天正十三年五月廿八日清田七郎左衛門良種之寄進、

頼經御臺所の墓

大堂願彌壇の下にあり、征夷大將軍頼家の息女、頼經の御臺所にして、母は比企判官能圓の女若狭局、文暦元年九月廿七日三十二歳にて逝去せり、

祖師堂

大堂の東二門を入りて正面にあり、堂は西に面し、間口九間四尺九寸、奥行十間四尺七寸、日朝菩薩建立の後、日調上人再建せられ今に至る四百餘年の古建築物なり、文永十一年四月日法上人最初第一の作宗祖の像を安置す、前に供へられたる青磁の花瓶は日愷上人の寄附、

報恩塔



*日是、美行院日成、觀成坊日長、龍華坊日喜、大圓坊日報、玉林坊日長、妙音坊日恩なり、その他五百五十年遠忌の報恩塔また傍らにあり、兩山

大堂の南山上に有り享保十六年四百五十遠忌のとき日誦上人建立、銘は六牙潮師、願主本行院卅一世耐慈院日辰常住院日勤、正覺院日朝本光院日了、理性院*四十七世日教上人の建立、

此他の諸遺蹟を舉れば△一幡君茶毘地 大堂の西紅梅樹のもとにあり一幡君は右大將頼朝卿の嫡孫征夷大將軍頼家卿の嫡母は比企能圓の女若狭局なり建仁三年九月二日小御所に火かゝりしかは煨燼の中に亡ひさせ給へり御歳六歳なりあくる三日大夫坊源性承はつて此處にて烟となし奉り御

遺骨を高野山に納めしと也、△讚岐局墓 大堂の南山際銀杏の大樹の下にあり讚岐局は比企能員の女初は若狭局と稱す大學三郎の姉なり頼家卿の側室一幡君及び御墓所の母公なり△佐竹上總入道常元以下十三騎墓所師堂の南山下にあり佐竹上總入道常元は、上總介貞義入道源の孫なり應永の頃佐竹嫡家嗣子なきにより上杉憲定の子を養ふて家督とす右京大夫義仁これ常元一族を棄て他家より養子せしを憤り合戦に及びしか應永廿九年十月三日此處にて討死せし也△窟鬼子母神 本堂の北上にあり窟の口東南にむかふ内に石像鬼子母神あり竹御所舊跡 本堂の北卯塔地也御臺所の御所也この御所のと東鑑にしくはしく出たれば今畧す

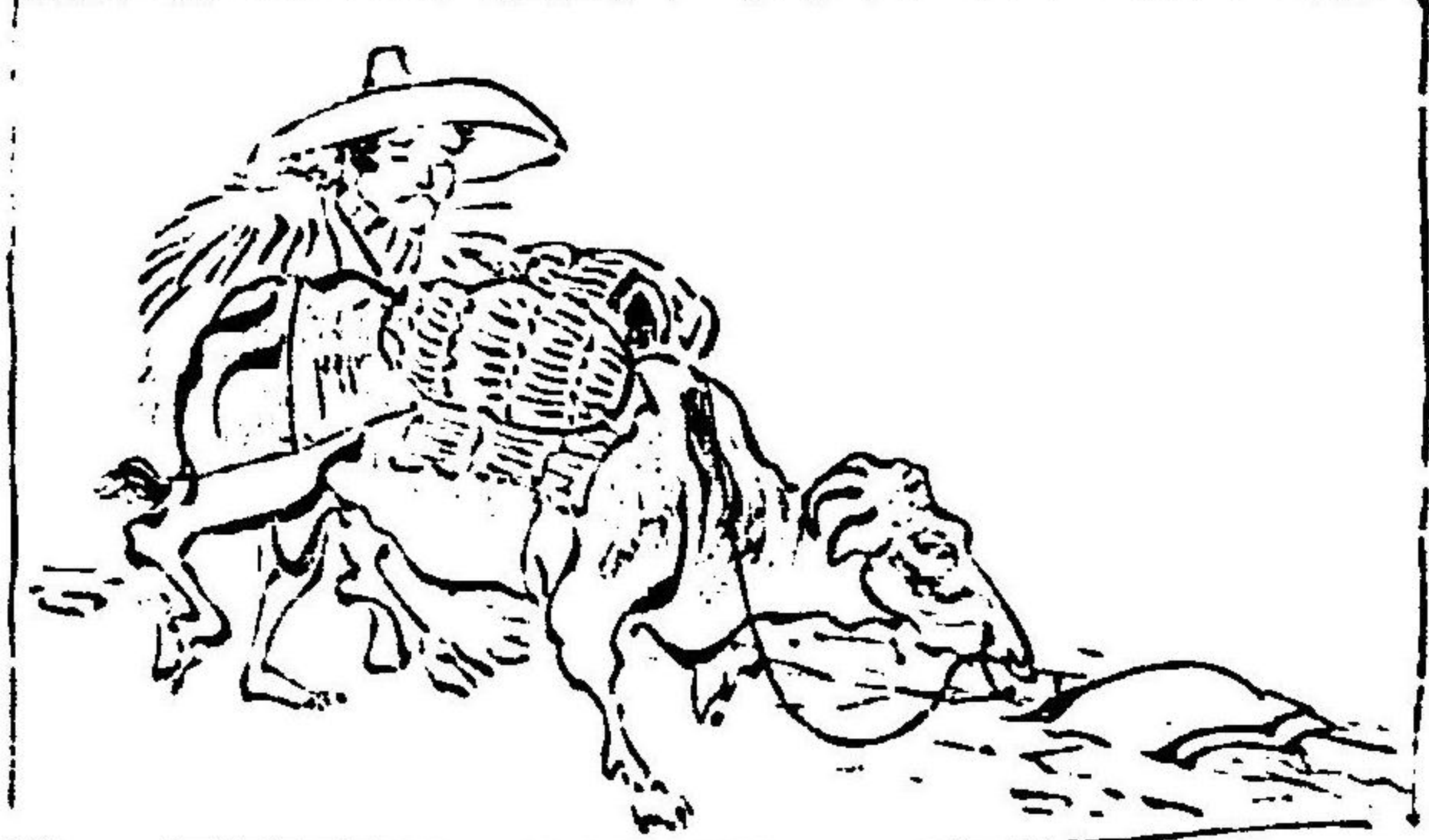
比企氏一門の墓

比企氏一門の墓所は祖師堂の右の方、山麓に在り、建仁三年比企能員誅せられし時、一幡の小御所に籠りて討死せし一族郎等の墳墓にして一小石塔を置き、傍らに比企一門討死亡靈之塚。建仁三癸亥年九月二日」と刻せる碑あり、

能員と大學三郎夫妻の墓

比企氏一門の墓と並び建つ、妙本寺志に「比企判官能員並其妻妙本尼及大學三郎夫婦墓本堂の南山下有之、し能員が墓は名越安國寺なり妙本尼及び大學三郎みなかしくに葬りたれとも日現上人の墓地に要法寺御建立ありしにより五輪の塔婆をこゝに引うつしたる也」とあり、新編相模風土記に

「比企判官能員夫妻墓二基、前と同所の山麓にあり、五輪塔なり、各俗稱法名を彫す、一は比企廷尉藤原能員、法名長興靈儀廟、一は廷尉藤原能員妻、三浦氏妙本墓と刻す。」同能本入道日學夫妻墓二基 前と同所にて以上の四基並び建り、是も五輪塔にて、各法名を刻せり、一は廷尉能員之子、大學三郎能本、本行院日學上人。一は比企法橋能本室、理方靈位廟と刻す、其内能本墓の墓石に、賜紫日頭と刻す、按ずるに、境内山上題目の碑は、宗祖四百五十年忌に、日頭の建し由銘あれば、享保の末年、此墓石も同時に造りしものなるべし」とある是なり、今は苔深く蒸して、碑面に刻まれたる文字も、それと定かに識



蛇苦止大明神社

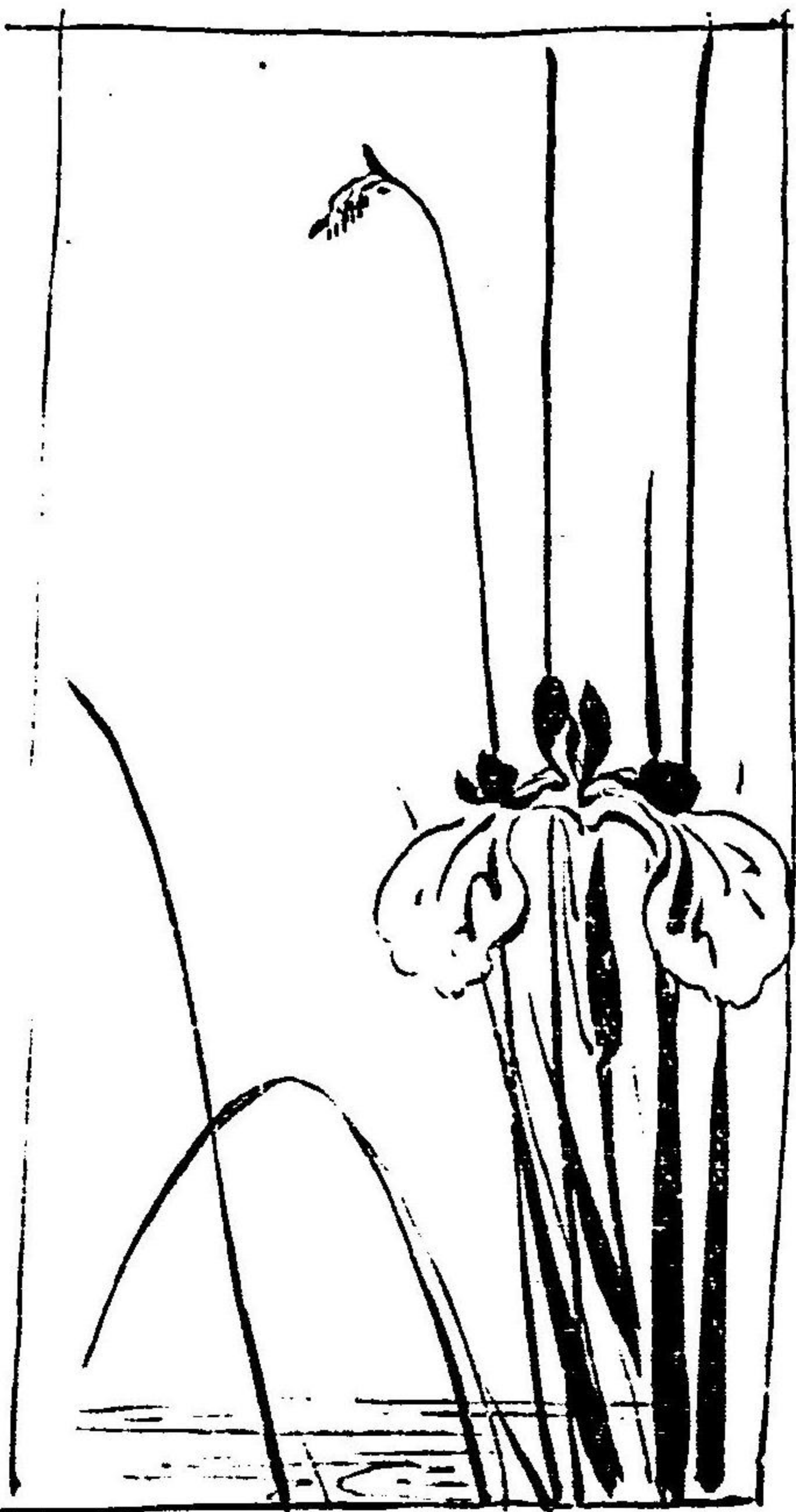
蛇苦止大明神の社は方丈の前庭を過ぎ、兩側に植え並べる松杉などの生垣をわけつ、更に進むと十數歩にして間口一間半奥行二間許の堂宇あり、これ即ち明神の社にして讚岐局の靈を祀る新編相模風土記に、蛇苦止明神社 方丈の後にあり、是比企能員の女、讚岐局の靈を祀るなり、文應元年其靈、北條時村の女に若し、大蛇となりて、常に苦を受ける山、自託せし事、東鑑に見えたり、故に

蛇形池

蛇苦止明神社の東山際の池にして、縁起は前に述べたるか如し

蛇形井

即ち小御所の井にして池の東南の山際、井の水をみだりに汲むときは小蛇現出して人を追ひ、かつ種々の現得ありと云へ傳ふ。



*にあり、水清冽にして濁るとなく、應永年中佐竹亂の時日行上人蛇苦止大明神授與の御本尊を納めしといふ井にして、前の池とこの

寶藏

は二ヶ所にあり一は祖師堂の東北隅にあり、一は井の手前、方丈の西北位にあり、建築の年時詳かならず、寶物中△蛇形御本尊は有名なるものにして、池上にてはこれを臨渡度時の御本尊と稱し長さ五尺二寸廣さ三尺三寸七分弘安三年三月の筆、△歸命御本尊は長さ三尺一寸、廣さ一尺五寸八分、文永十二年の筆、四天王及び不動愛染の種子なり、此地種々の本尊及び消息、古文書あれども略す、(新編相摸風土記を参照すべし)

諸遺跡

以上掲げたる外の諸遺跡を舉れば△經師谷小御所跡の北の峯を下れば平地有り是をいふ是より常住院へ出らる、也、△翠引松經師谷の入口にある老松也元久二年六月廿三日三浦平六兵衛はかりて榛谷四郎重朝同嫡男太郎重家次郎秀重三人を誅したる處也△棧敷山慧雲山常榮寺の上の山也右大將頼朝卿御濱出の時の棧敷なり東鑑に山比濱の遠笠懸を賀朝將軍棧敷にて御覽ありしといふもこゝなり△談所屋敷棧敷山の下に有棧敷の堀か宅地なり日詔上人講堂を建立し寶鏡堂談林と號す然るにいくほとなく頽破せしにより日玄聖人池上に引うつし給へり△慧雲山常榮寺ぼた餅寺といふ寛文十二年五月高松寺三世慶雲院妙園日祐尼建立し父水野淡路守重良の法名常榮日輔母慧雲院の法名を合せて寺山號とす△棧敷大明神棧敷の堀を祀る常榮寺客殿に安置す△阿佛尼宅跡談所屋敷の北の畑也阿佛は安嘉門院の侍女にて四條と稱す定家の嫡子爲家の後妻爲相の母なりこゝにすみけるころしのひねはひさの谷なるほととさす雲井に高くいつか鳴らん。

(因に云) 妙本寺より殆んど一里にして宗祖龍の口御法難の舊蹟として有名なる龍口寺あり、鎌倉郡川口村字片瀬村小字龍の口にあり、弘安年間日法上人の創建に係り寺域二千二百九十八坪あり毎年九月十一、十二の兩日大法要を執行す、詳細は續日蓮宗名所圖會に譲る、乞ふ讀者これを詳せよ、

法華經の意は、一華一香の小善も、法華經に隨すれば、大善となる、疑ひ法界に充滿せし大善なりとも、此經に値はずむば、善根とはならず、譬へば賭河の水、大海に入りければ、鹹の味となる、入らざれば、本の水也、法界の善根も、法華經へ歸入せざれば、善根とならざるなり、(日向記)

長興山妙本寺の部(終)

長榮山本門寺の部

位置

長榮山本門寺は東京府下在原郡池上村大字下池上に在り、東京を距ること殆んど二里、新橋停車場より乗車し大森停車場に於て下車し徒歩すること二十七丁にして本山の總門に達す、交通最も利便の地に在るを以て參拜者日々群を爲し、殊に毎年十月の會式當日の如きは、日に十數回の臨時汽車を運轉すれども、尙且つ乗客の満足を與へしむるを得ず、停車場内爲めに人の山を築き溢れて場外に出るものは止むなく道を品川に取り、それより間道を経て寺の裡門に出つと雖、途中尙參拜者の往來繁く、人をして宗門の勢力偉大なるを驚嘆せしむ、境域六万九千三百八十餘坪あり、左に本寺の縁起を掲ぐ、

縁起

本寺はもと鎌倉五代の將軍惟康親王の臣池上右衛門大夫宗仲が宗祖の高徳に感じそが采邑をあげて本化の道場を建立したるものにして宗祖日蓮聖人終焉の靈跡として、鎌倉比企谷妙本寺とも、關東に於ける有名なる遺蹟たり今池上本成院住職富永潮樹師の編纂せる本門寺誌に據るに、本寺の略縁起を記されたり、左に掲げて參考に資す、



池上本門寺畧縁起

抑も當山の由来を尋るに人皇八十九代龜山天皇の御宇鎌倉五代の將軍惟康親王の巨池上右衛門太夫宗仲といへる者偶々高祖の行化に浴し我采邑池上を捧けて建立せし法華の道場にして開堂式は正しく文永十一年十一月にして長榮山本門寺の號は、高祖自ら命する所の者なり、高祖身延山に在て幽棲九年讀誦說法教化大に興ると雖も一朝所思有て事を鹽原湯治に托して彼の地を發し同月十八日池上へ着し翌日波木井氏へ永訣の書を贈り其後從容として宗仲に言て曰く往昔釋尊は靈山より良なる旃提河の邊り工匠純陀が家に於て滅を取りたまふと今や日蓮も其轍を踐み身延山の良なる玉川の邊り工匠宗仲の邸に死せんとす幸に我が爲めに柩を作れと宗仲泣て答て曰く嗟師を釋尊に比するは當れり我を以て純陀に擬するは未だしと夫より弟子檀那を集め九月廿五日安國論を講じ十月八日六老僧を定め且つ平生身に隨ひ玉へる所の立像の釋迦牟尼佛安國論赦免狀等を上足日朗上人へ讓與して付法の信憑とす且つ池上本門寺へ鎌倉比企谷妙本寺を併せて同く朗師へ付囑したまふ朗師兩山を兼職すること大凡三十七年終に比企谷に在て入滅したまふ故に今に至る迄其古例に依りて本門寺妙本寺兩山一主とし法燈を紹繼せり此比企谷妙本寺は當時の鴻儒比企大學三郎能本なるもの、高祖の教化に服し法華を信じ終に己が宅を捨て寺と爲せし者にして開堂供養は文永十一年四月朔日にして實に我宗最初の靈場なり統紀に所謂一開淨提本化最初の法窟なりと謂へるにても知るべしと云々

由緒沿革

本寺は前掲縁起の文中にもあるが如く、宗祖日蓮聖人終焉の靈跡にして、往昔は大國院と號す、其に云ふ、大國院は日朗上人の號にして本寺第二祖の讓りを受けしか故に斯く名付けたりと、人皇八十九代龜山天皇の御宇鎌倉將軍惟康親王の巨池上右衛門太夫宗仲宗祖の高徳に歸依し、其采邑を捧げて文永十一年十一月宗仲自ら本化の道場を建立せん事を欲して、宗祖に白す、宗祖其の志を嘉して長榮山本門寺の號を與へ且つ大曼陀羅を圖して授け玉ふ現今の境内外六万九千三年二月廿四日寺領として百石の朱印を付せらる、代々の將軍これより例となす、又特旨を以て府内に末寺六ヶ寺の新設を許さる、二代將軍秀忠公亦た當山に歸依し、其乳母の爲めに山門及五重塔を建立し、今猶現存す、當時肥後國主加藤清正篤く本化の教義を信じて慶長年間自ら木材及費用



を寄附して四十間四面の祖師堂を建立し、以て大堂と稱す、世に日本三大堂の一といふ後寶永七年十月祝融の災に罹り山門及五重塔を除くの外堂宇悉く烏有に歸せしが廿四代日等廿五日日頭の兩師徳川八代將軍吉宗公の寄附を得て現今の釋迦堂祖師堂等を再建す、日等上人は伏見親王の猶子にして特に參内を命せられ是より永代紫衣の勅許を受け、爾來幕府登城の節は乘輿獨々禮白書院園内二疊目の禮席に列なれり、之より本門寺住職更代の節は代々伏見親王の猶子となり、幕府白書院御老中列座の前にて住職拜命なし、即時紫衣を着用して退出し、御禮登城の節は城内頭巾携杖御免を例とす、又徳川八代將軍吉宗公は御母深徳院殿を當山に葬り爾來年々米六百俵つゝを慶應三年迄寄附せられたり、明治元年四月一日征東先鋒總督橋本少將副總督柳原侍從の旅館に充てられ十三日迄滞在同十三日大總督有栖川親王殿下の御旅館を命せらる明治維新に至り年禮拜賀として毎年參内せしが明治十八年拜賀の禮止む其他華胄名族紳士の歸依等記するに遑あらず當寺境内は荏原部内丘陵の最南端に位し高さ直立五丈餘周圍數十町森林蒼鬱として風致秀拔なり 實に堂殿の下に於ける最勝の名區と云ふべし、(以上本門寺誌引用)

舊書に記されたる本門寺

舊書に記されたる本門寺につきての事蹟の精密なるは、まづこれを江戸名所圖會(卷の四)に比すべくもあらず、即ち參考のためこゝに掲ぐ

長榮山本門寺

大國院と號す、池上邑にあり、日蓮大士弘法の一本書にして三頭と稱する一頁に當り(甲州身延山以上三頭)當寺日蓮大士終焉の古跡にて弘安年間の開創たり(件別誌云佛の出世には必四所ある事不明にす小湊なり得道は清遠なり傳法輪は)則宗祖大士を以て開山祖とす文保元年丁巳六老僧第二日明上人當寺を修造して大刹とすこゝに於て諸門徒推して開基と稱す(日明上人は筑後公直法親王國阿闍梨と云姓は源父は平賀有國の子なり十歳にして出家文永八年大士に從ふて庵の口の土牢に籠れ同九年長光の子南無實の住人次郎盛盛四世の孫二年北條時宗の命を受日印と共に諸宗の徒と法論を論するに利あり元應元年正月廿一日池上に歸す世壽七十八期花園隱録に支那と云ふ者昔はなし是利時代釋宗にて支那に入門といふ意にて立しなり古へは支那の上の邸下下敷居履にてあり近く京師にて昔まかありしと古老の人の物語なり今池上本門寺にてかくの如くの古風のこりたり云々)

祖師堂(徳庵子寶永七年十月十三日炎上すと云々正徳三年渡邊尊庵老人對話記に此堂上を十月廿九日再建す)日蓮大士像(弘安五年十月十三日大士化報の後七ヶにある日同平十一月廿九日法上人彫刻ありしといふ)

額祖師堂 太虛庵光悅筆 釋迦堂(當山第二十五世日頭上人の建立なり祖師堂の左に並ぶ本)額釋土殿 伏見親王眞跡

轉輪藏(祖師堂の後にあり)鐘樓(左にあり)題目堂(同釋土殿の左に並ぶ)鬼子母神 妙見堂樓門(石階にあり下の左右に金剛經述の二像を置行基)額長榮山光悅筆 五會塔七面堂 寶藏(客殿の後)

檀所(南谷にあり南谷檀林と云ひて學)日蓮大士茶毗所(全所の山際にあり今其遺跡)狩野探幽法印の墓碑(全所にあり此後の坂を期師坂といふ)

歴世の墓碑あり(日蓮大士終焉舊跡)本堂より四方にあり大坊と號す此地は往古池上右衛門大夫宗仲の宅地にして大士入寂の後宗仲宅と日蓮大士終焉舊跡(當院に安置す弘安五年九月宗祖大士宗仲が宅に在りて寂に臨給ふ頭如基未曾有の大導師我家に入給影を遺す事求む上人夫婦の深信歎止かなく鏡の御影と稱す)同臨滅度時堂柱(御影堂の拜殿にあり大士宗仲が宅に在り鏡にうつし彫刻ありて宗仲に與へ給ふ故に世人鏡の御影と稱す)

硯井(同庭前經殿の下にあり冷泉にして廿美なり弘安五年九月大士宗仲が宅に入給ひ同廿五日諸弟子ならひに檀越を集め安國論を講し華我臨終の期既に三七日の中にとりて佛像經卷等を門弟子に分ち與へ此井の水を汲て硯水とし臨滅

度時の本尊を嗣したまふ(鎌倉比企谷妙本寺にあり)又此水(山)旅立御影(同所に安置す弘安五年壬午九月八日延山を出て此
て祖師一代の姓符の秘記をなしたる六老僧に傳へたりなり)宗祖日蓮大士石塔(本坊の左の方)池上右衛門太夫宗仲墳墓(同所に
其頃宗仲此尊像を遺立せんとす則日法上)宗祖日蓮大士石塔(本坊の左の方)池上右衛門太夫宗仲墳墓(同所に
人足を作る寂光の都へ旅立給ふ時相なり)宗祖日蓮大士石塔(本坊の左の方)池上右衛門太夫宗仲墳墓(同所に
建り石の玉垣をめぐらす碑面に期賢院日蓮聖人弘安六年癸未九月十三日
とあり同じ傍に聖女の墳も並び立り法法は日蓮上人入授る所なりといへり
池上右衛門太夫宗仲一に宗長に作る姓は藤原氏禁國四部官の一にして建長年間宗仲親王に從ひ來りて鎌倉に仕へ邑を武州池上の
地に食む世で庶元年丙辰鎌倉にして大士の宗化を尊み檀越となる信力實ならず宗仲の遺徳を慕ひて宗仲弟兵衛宗仲と相
傳りて父を諱む送る父も又共に大士の宗化に歸し宗仲毎歲供養身延山に送り送り書六卷を給ふ正應元年十月十三日旗屋茶屋に
をづくる其孫裔大師河原村に住し今に至りて二十四世の子孫連綿として榮茂せり一觀に云く宗仲は世の工匠を業とし鎌倉に住
なりと)

坊舎三十六宇(大坊は九老僧日蓮上人へ附屬あり南坊には六老僧日蓮上人住せらるる照榮院は六老僧日蓮(總門)右階の下)
類本門寺 光悅筆寶註法華經四卷(宗祖日蓮大士弘安元年戊寅徒弟の部にかかて撰述あり私集法華經と題せらるる入派
されたり當寺に四卷のみを傳ふ發四卷は豆州玉澤にあり)宗祖日蓮大士遺物目錄簿一冊(弘安五年十月大士入寂の頃徒弟
り因云文錄の頃當山日蓮尊者此書を上末して十卷とす)宗祖日蓮大士遺物目錄簿一冊(弘安五年十月大士入寂の頃徒弟
日録にして則大)身延山宗祖廟常輪番次第(弘安六年癸未正月記す)宗祖大士親筆消息數通同大士所持念珠
一連肉付齒骨一枚(骨袋にあり万治二年深草元政法師身延山に歸るに御骨袋を拜む肉付の御齒も此の内にあり此齒あら
もしらすあかすかへり)紫石(靈鷲山よりわ)真宗太刀一振
勸化簿一冊(深草元政法師是を撰
くふんわせふ草山集にのみたり)

修池上本門寺知識交代
蓋開時運長久佛刹與世界荒涼俯盡其形斯以真諦山俗諦顯佛法藉世法成交世學以佛法付囑國王大臣及有力之士具有以也池上本
門寺者高祖大薩摩草創之名藍而涅槃之靈地也星霜交遷與廢局局方今祇開七重之華標殿就真觀地林進久樹之風既屬寥落而今幸
遭長久之時佛刹輪奐四海不啻修故亦能翻新唯有此寺猶如蓮華花未寂寂猶不花是豈非培塿不足匪澆有忘乎蓋天法依人與人依
處住是人法處雖如鼎足而其所依而在住處况乎我之為宗也法乃靈山別付之法人則本地久成之人所謂法妙故人貴人貴故處尊豈可一

日付諸荒蕪設日普法之為妙也人々個々即身成佛其居則常寂光土直觀此土是處即是若人修一寺自莊嚴我報地也耳佛言遺教不如修
故福最勝也諸經之中往々稱之普神僧林渡當凶年教人宜宜修故寺以禪災禍也又范文正公通鑑論諸寺遺伽藍意欲發有餘之財以惠
貧者故云荒政之施莫此為大天修故寺遺伽藍其福非唯禪災禍亦為荒政之施然則凶年饑饉亦宜修造以救斯民況是長久之世界乎之時
乎因茲乃今普叩檀門廣募樂施正欲報佛祖之德酬國家之恩諸人慎誠萬方致志一振危樹實深重興祇林發人々入此本門同樂於長遠
之壽萬々到彼池上共遊乎清涼之日者也(以下略す)

法系

高祖日蓮大士

- 二代 日朗
- 三代 日輪
- 四代 日山
- 五代 日叙
- 六代 日行
- 七代 日壽
- 八代 日調
- 九代 日純
- 十代 日陽
- 十一代 日現
- 十二代 日惺
- 十三代 日尊
- 十四代 日詔
- 十五代 日友
- 十六代 日遠
- 十七代 日東
- 十八代 日耀
- 十九代 日豐
- 二十代 日通
- 廿一代 日羶
- 廿二代 日玄
- 廿三代 日潤
- 廿四代 日等
- 廿五代 日顯
- 廿六代 日芳
- 廿七代 日章
- 廿八代 日侃
- 廿九代 日顯
- 三十代 日利
- 卅一代 日廣
- 卅二代 日繼
- 卅三代 日謙

本寺と妙本寺は前にも述べたる如く兩山兼帯なれば從つて山主は全一ならざる可からず左にこれが
法系を掲ぐ、

- 一卅四代 卅五代 卅六代 卅七代 卅八代 卅九代 四十年代 四十一代
- 日 洪 日 統 日 勢 日 觀 日 棟 日 憲 日 性 日 洋
- 四十二代 四十三代 四十四代 四十五代 四十六代 四十七代 四十八代 四十九代
- 日 讓 日 攝 日 戒 日 意 日 詳 日 教 日 萬 日 障
- 五十代 五十一代 五十二代 五十三代 五十四代 五十五代 五十六代 五十七代
- 日 修 日 鄰 日 遵 日 正 日 英 日 操 日 官 日 傳
- 五十八代 五十九代 六十年 六十一代 六十二代 六十三代 六十四代 六十五代
- 日 露 日 儂 日 運 日 大 日 昇 日 軌 日 振 日 薩
- 六十六代
- 日 舜 日 龜(當代)

祖師堂

祖師堂は横門を入りて正面に在り、間口十三間、奥行十三間、地百六十九坪を有す、正面宮殿の中、には高祖日蓮聖人の尊像を安置し、東西の脇壇には日朗、日輪兩師の像を安置す、即ち文永十一年十一月池上右衛門大夫宗仲の草創にして、當山第二世日朗上人みづから諸弟を率ひ、殿堂を經營し文保元丁巳年に至りて漸く土木の功終り、後加藤清正慶長年間土木工費を寄附し良材を精選し四十四間四面の大堂を再建せしが、寶永七年十月惜むらくは災に襲はれ、灰燼となりしがため、享保八癸卯年八月廿五日當山第廿四世日等上人の代、徳川八代將軍吉宗公の喜捨を得て現在の祖師堂を建立

宗祖の靈像

祖師堂内正而の宮殿に安置せらる、宗祖日蓮大菩薩の靈像は、一木三昧の靈像として夙に全宗内の尊敬至らざる處のものにして、今これが山緒をさくに、弘安五年十月中老日法上人竊に障子を隔て、この像を刻みつゝありしに、宗祖曰く、わが像を刻むは、好し、わが目前に於てすべしと、よりて高祖の側らに侍し、寸尺を誤たず、御頭庇までも一々漏さず寫しまつり、尙香色の法服へ青き帯具にて唐草を系がきたりしかば、高祖見たまひて、實に靈毫もたがはぬ生身の形なりとのたまふ、後高祖入滅の時御頭の眞骨を二たつに分ち一分をこの尊像の中に納め一分を身延山へ送りたりと、而して尙は九老僧の起請文を靈像の中に納めたりといふ、依之ても其いかに尋常一様の尊像にあらざるかを推知すべし、

因に云 宮殿葵の御紋付の水引斗帳は、年々幕府より納めらるゝ例なりしが、維新後此例も廢せられ武相兩ヶ國の御召講是を納むと、尙は將軍御成の節は此尊像を拜せらるゝを例とせりとかや

また兩脇壇に安置せる日明、日輪兩師の像中にも各々御骨を納むといふ。

釋迦堂

釋迦堂は祖師堂の左側に在り、間口十一間、奥行十間にして地坪百十坪を有す。開祖以來の堂宇は永正年間に焼失し、後ちこれを再建せしが寶永七年十月またく焼失す、今は當山第廿五世日蓮上人の代、徳川八代將軍吉宗公、御母深徳院殿追福の爲に建立せしものにして享保十五年九月十五日落成す、本尊は本門の教主釋牟尼佛、上行等の四菩薩、及び持國等の四天王を安置す、この一尊四菩薩、四天王の像は共に運慶の作なりと、正面に掲げる「釋王殿」と題せる額は伏見親王の眞蹟にして額聯「一聖四賢法恩陽儼然虛空會道場」「安國論師雙樹地千枚萬葉永流芳」の句は六牙海師の筆、天井雲龍の畫は狩野隆信の筆、十二神之像は本尊の脇別座に勧請せり、

輪藏

輪藏は釋迦堂の後ろにあり、間口六間、奥行六間にして地三十六坪を有す、一切經及傳大士普成普建の尊像を安置す、昔の經藏は寶永七年焼失せり、今は享保二年當山廿四世日蓮上人の代水戸中納言綱條卿の建立にして一切經は中川佐渡守の室長壽院殿の寄附せるもの、今の一切經は松平清政守室永昌院殿の寄附する所、而して經藏建立の本願主は松平周防守室淨心院殿松平掃部守の室達紹院殿なりと、

清正堂

間口四間、奥行三間にして、地十二坪を有す、釋迦堂の前にあり、加藤清正の像を安置す、文政四年、當山四十五世日蓮上人の代これを建立す、像の脇には公の位牌を置き、右に墓誌あり、因に云ふ、公は慶長十六年六月廿四日没す、公の息女即ち州頼大納言類宣卿の北の方瑤林院殿慶安二年此塔を建て、葬儀を営めりと、碑銘左の如し、



得道轉法輪入滅之四種支微絲茲今塔先多寶佛已居今釋迦佛並座常來亦然將旃巨表妙經乃是三世諸佛所住之處即事而眞實和寶塔其在乎斯焉然生佛一如迷悟體一以不二事通不二理其功甚唐捐哉馮之藤原朝臣加藤肥後太守淨池院殿日乘精神之息女紀州太源大納言類宣公之北方瑤林院殿淨秀日芳大姊營建茲塔以贈亡父日乘精靈增進菩提道資積德爾神佛智彌增佛界彌進宛如觀掌焉乃至一見一禮永離惡道六趣四生喜巨益

御聖前物立御鏡師所持
平醒國扇中石網殿之

峯慶安二歲龍集 己丑林鐘中潮之四 即是院日耀誌之

鐘樓

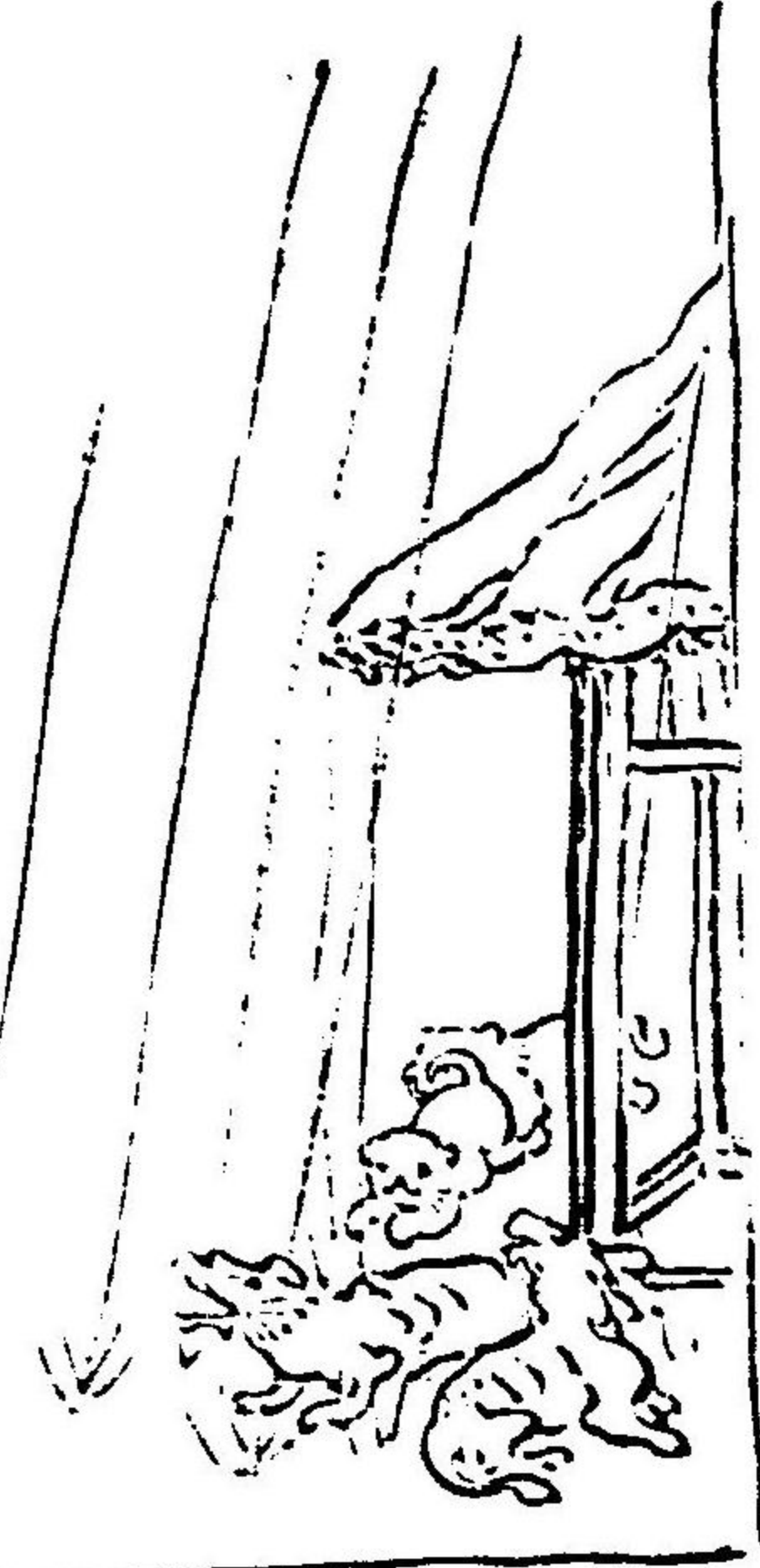
清正堂の左方にあり、鐘の大きさは五尺五寸二分、厚さ七寸八分にして當山廿三世日淵上人、正徳四年五月の改鑄なり、(因に云ふ、さきの鐘は日東上人の作るところにして日蓮師の銘ありしと)銘並に序左の如し。

鐘銘並序

原夫當山開基之始者弘安五年季秋十月八日 宗祖大士來自身延山相攸於斯地而縛茅自居焉其志欲示滅於此也故躬親定寺山之號宣暢三秘法之深義講談立正安國矣付闕於上足日即薩埵終唱滅度此上焉則菩薩嗣法而乘化權之靈蹤而甲宗門座利矣故細素繼踵裁善種於這福田貴賤委身拔罪根於此道場也繇茲殿堂門廡僧房寶塔大都叢林所宜有悉具輪奐奪目也雖然梵鐘製微而美未盡焉爰前肥後守加藤清正公紀亞相賴宣卿室法瑠琳院殿清秀日芳大姊棄舍若干淨財令住持日東新鑄洪鐘焉於此清牢一叫山鳴谷應遠勸近微而善美並盡焉允鐘爲利經典所載不必待予舌頭顯開六時之迷冥救群生之苦其福匪得量乎伏乞三寶證明諸天衛護而鐘聲永與乾坤不盡焉銘曰

鴻鐘清韻 聲遍大千 六時普告 登長夜眠 集僧羯磨 念佛安禪 勸俗生信
觀無常緣 百八徹耳 轉識寂然 說聽熏意 但開心運 上降天魔 下救懸倒
銅鐘盛德 不變蒼天 兩山十六世前住心性院日遠謹誌

粵兩山十七世日東聖人鑄鐘掛著當寮自 春秋鐘音終啞也嗚呼禪誦之起一齊粥之早晚送迎之緩急皆失節矣日淵思之不止重巨願結撰 錄鍊頑銅以正德四龍集甲午五月四日贊改作之矣雖然登亡於先代之功乎因而序銘共彫用於舊作也夫以鐘之爲德也其聲大而遠以是過去求法現在設法滅後集法皆莫不推鐘而告四方矣故無量之佛事自是聲中也以爰蒲半一鳴降伏衆魔消除諸罪焉且又從正德四歲五月十九日巨六月三日勤於供養之法儀爾則以箇鐘並法義之功德與佛法繁昌廣宣流布天下泰平國土豐饒兩山永盛願望成就 乎兼又求索於天真院 殿妙仁日雅大姊寬德 院玄真日中大姊芳心 院殿妙英日春大姊圓 光院殿日仙榮壽大姊 之增道者也乃至助力 之四衆與法界群生都*



慈雲院日淵贊之鐘之

紀州粉川住御錫物師木村將監

樓門

九十六の石階を登り、老杉鬱平として影暗く、心氣爽然たるの處、前に巍然として屹立せるもの、これを山門と爲す、正前に正榮山と題せる額を掲げ、左右に二王の像を安置せり、像は今を距ること殆んど一千二百年前、即ち和銅三年行基菩薩の作にして古川樂師よりうつせるもの、相傳ふ大坊日現古川樂師堂の別當と對論せし時互に寺寶を賭して勝負を決す、行方彈正是事を聞き臣を遣はして日現を獲らしむ、別當終に理窮り辭屈す、之に依て彈正の臣約の如く二王の像を取て此地に移すといふ(以上本門寺參考)樓門の建立は慶長十三年徳川二代將軍秀忠公、其乳母正心院の立願に依りこれを建立す、即ち當山第十四世日詔上人の代なり、間口九間、奥行四間、地三十六坪を有す、(長榮山)の額は、太虛庵光悅の筆にして、淺草金龍山、上野東叡山ともに関東三額の一に數へられたる有名のものなり、また長榮の榮字、火を土の如き字に改めしは、火難を忌みし意なりと傳へ今尚ほこれを用ゆといふ、

長榮堂

長榮堂は石階の上二王門の前右の方にあり、幾多の大鳥居、小鳥居の間、關々として懸へる紅の旗、それには長榮稻荷大明神と記され、鳥居をくぐりて中に入れば、繪馬の數々夥多つるされ參詣の人四時絶る時なきは、即ち長榮大威徳天を安置せる本堂なり、堂は明治二十六年當山六十六世日詔上人の代再築せるものにして詳しくは縁起に明かなり、

長榮稻荷尊天縁起



諸佛救世者大神通に住して衆生を悦はしめんが爲に諸の神通を現し給ふとは法華經王の金言にして、諸天善神の常に法華經の行者を護らせ給ふべきは、靈山の御約束なり去れば、高祖大士の日本國に出現せらるゝや、諸天競ふて守護を爲し影の形に従ふが如し、抑も當山に安置し奉る長榮大威徳天は龜山天皇文永八年、高祖大士佐渡へ流竄せられ、橋は七尺雪は一丈絶て訪ふ人も無し塚原三味堂に日夜誦經唱題なし給ふ御白髮の老翁と現はれ親しく靈山の御約束を果し法華經の行者を守護し一切の災障を擁護せん事を約しそれよりは高祖大士の影身に添ひて守護し末法萬年法華經の行者信者を守護すること必ず我が如くせよと命し給ふ、爾來六百有餘年一山長へに榮へ渴仰歸依の男女妙驗利益を蒙らざるとなし、先代日詔上人御堂を改築し今の地に移してより遠近祈願拜禮のもの日一日多きを加ふ、依て縁起を略記して有縁の人々に示す、祭日は毎月 午の日及二十二日例祭 祈禱

山をも長榮山と稱し奉り不思議の神力をあらはすこと屢々なり、後宇多天皇弘安五年、高祖大士の池上に來らせられ本門寺を開堂し給ふや、こゝに尊天を勸請し

下乗楓

經藏の前にあり、楓樹の傍らに建てる下乗抗は、文久二年十月深徳院殿百五十回忌の砌改め立てたるものなりと、

多寶塔

高祖日蓮上人の茶毘所の舊蹟にして、客殿の西山際にあり、塔を多寶塔と名付け直徳三間の圓塔にして天保元年江戸茶場町永岡恭重再建す、即ち當山四十七世日教上人の代なり、

鐘樓堂

間口二間、奥行二間にして客殿の前にあり、今は明治二十四年當山第六十六世日舜上人の代改築せるもの、

御眞骨堂

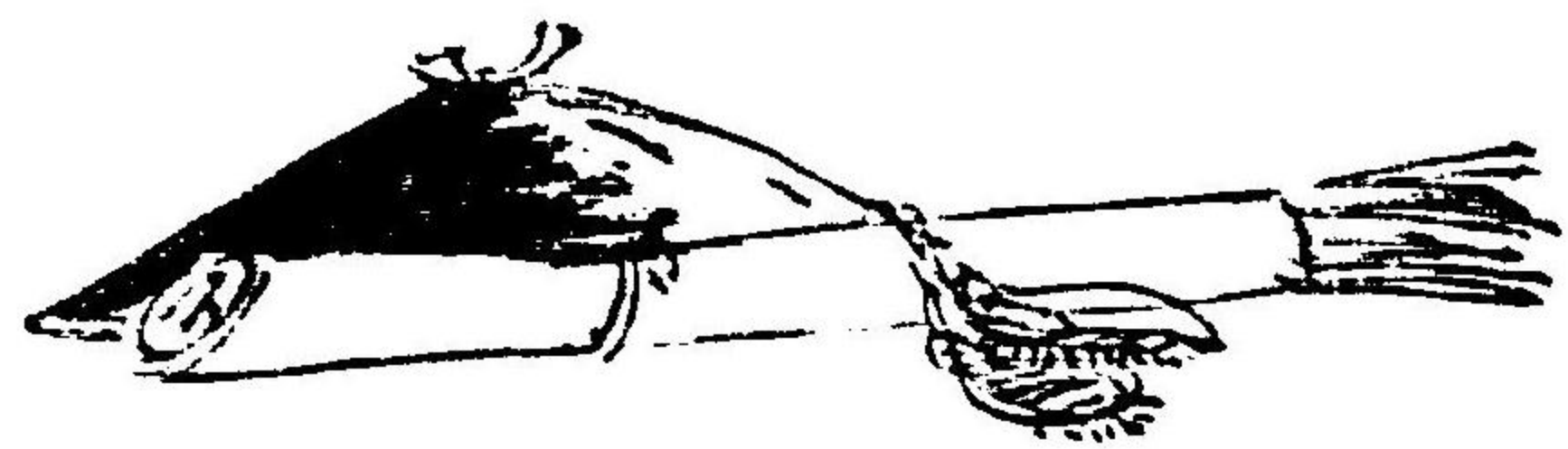
客殿の西北にあり、高祖大師の御眞骨を奉安す、

大坊

叡山と高野山とも日本三大坊の一として數へられし該大坊は、長榮山大行寺と稱す、左にこれが山緒を掲ぐ、

由緒

長榮山本行寺と稱す池上右衛門大夫宗仲の舊宅にして、高祖入滅の舊蹟なり、昔康元の頃宗仲鎌倉に於て、高祖の檀那と成り、文應の頃高祖此地に來臨在て入滅の地ならんことを約し、文永年間本門寺を造立し後弘安五年九月十八日宗仲が屋敷即ち當院へ入山せらる、一日宗仲高祖に申さく抑建長の始より今日に至るまで一切衆生の盲昧を開かしめんとて大小數度の危難を蒙り、未だ暫も止息し玉ふ所なし、乍然御生涯の御願満足して、宗弘の免狀を得、功成名遂て入滅あらん事、凡慮の測所にあらず、庶幾は末世難化の衆生利益の爲、御願圓滿の尊像を刻彫し奉り、在が如く日夜不忘精勤給仕し奉り、身終まで信敬して、二世の大願満足を祈奉らんと欲す、然ども聖容を摸奉んこと、愚凡の可忍所なりと、涙を流してありければ、高祖願宗仲が妻の鏡を取寄玉ひ、傍に建させ、御自像御彫刻せられ宗仲時々御側に伺候して、眞似不似を述べ、高祖御經の間に御彫刻在て自開眼なして之を授け玉ふ、自鏡滿願の靈像とは即ち是なり、高祖滅後何事も此像の前にて評定し、御一周忌の節此尊像の前にて御弟子檀那集會して初て會式を修し、諸所の御妙削を



結集し玉ふ、其後日朗菩薩より弟子日澄上人へ附屬して以て今に至る、傍に建置柱は宗仲書院の床柱なり、高祖御來臨亦安國論講釋の節寄かゝらせ玉ふ故、御頭御垢染有て、永祿九年當院焼亡の節も、不思議に焼残り、能痛所の病に利益在故、于今安置し奉りて、御寄掛柱と稱し亦不焼の御柱と稱すとかや (木門寺誌参照)

御硯井

御硯井は高祖曼茶羅を圖したまふ水を清淨にならしめんとて妙符を認め納められし井にして眼病等の消毒に利益ありとて信者はこれを汲み取りて用うるとぞ、

會式櫻

弘安五年十月十三日高祖入滅の時恰も櫻花爛熳として咲き亂れし不思議の瑞あり、會式には各地とも必ず櫻花を用ゆることは全くこの奇瑞ありしより起りしとか、爾後毎年の會式に於て時を違はず美しく花咲き出つるに一見するもの皆奇異の思ひをなせり、

大坊坂

本院の右の坂にして大坊に通ずる路なるが故にこの名あり、

車坂

經藏の背後にある坂にして明治廿五年大に修理し通行の便に供せり、

紅葉坂

祖師堂の背後にある坂なり、

古本院

もと方丈と呼びしが天正十九年當山第十二世日保上人入山以來本院と稱す、即ち祖師堂のうら出仕門(日芳上人の設立)中門(前六脚門)又九赤門といふ、間口二間高さ一丈當山二十四世日等上人代享保五年の建立)を入りて突當りにあり玄關、本堂、小書院、大書院、客殿の各室あり



古客殿

は本堂の背後にあり、間口十三間、奥行十二間の大字にして内に本尊寶塔中題日釋迦多寶本化四菩薩

薩連化四菩薩四天王等の十界の像を安置す、當山六十二世日慍上人期めて建立せられ元和五年燒失し、寛永年間加能越三州の太守利家卿の側室壽福院華嚴日榮夫人再建立せられ更に正徳二年當山二十三祖日潤上人の再建より現今に至る、傍らの庭上に徳川兩家及び松平家の位碑所三個建てり、

古書院

大小の二あり、大書院は間口十八間奥行五間、小書院間口五間、奥行三間にして正徳年中徳川八代將軍吉宗公の寄附により建築す、時に大岡越前守これが普請奉行たり、兩書院床間張壁等の畫は狩野永恵の筆、
其他△中唐觀 間口五間、奥行九間、當山第六十五世日薩上人の代再建、觀内唐紙山水の圖は波山の筆、欄間彫、舟月額、中唐觀行徳院の筆、
△奥座敷、間口五間、奥行九間、同上人の代再建、△庫裡 間口十五間、奥行六間、嘉永年間當山第五十四世日英上人の代再建其他尙表廊下、角部屋、内廊下、應接所、土藏等あり頗る壯大輪煥たるものなりしが一昨明治三十四年六月皆回祿に罹りさしもの諸殿堂も瞬間に烏有に歸す、まことに惜しみても尙ほあまりあるとして、今や彼中山法華經寺の類廢を再興せる久保田日龜僧正を始めとし門下の諸師揮てこれが再建に奔走せられつゝあれば不日陪舊の盛觀を現出すべし、著者また本宗の信徒諸氏を始め一般の諸家に向つて大に美財を投してこの罪を贖するに各ならざらんことを切

に望む、あはれ名勝舊蹟の爲めをちもひばこそ、

假本院

右の諸殿灰燼に歸するや、直ちにこのあとへ假本院を建つ、まづ

玄關

を入ればこゝは四十五疊敷にして信者の詰所にあてられ次の間は二十七疊、一般僧侶の控席にて信者詰所の東には



應接室

は僧侶控席の次ぎの間の八疊敷にして本山重役に要件ありて出山せし時は何時もこの室に案内さる結構中々に洒落たるものあり、この室を出て西の廊下をわたり北に向つて進めは、

事務室

あり、疊十六枚を敷く、即ち本山の事務一切を取扱ふところにして、テーブル、椅子幾個となく整然として並び置かる、

貫主の居間

に達す、即ち左の室は十疊敷にして正面の額は綱吉將軍の筆「要品、方便安樂、壽量普門」と題す、北の床に厨子あり、正面は釋迦佛にして傍らに武威の書ける宗祖の像をかいく、床の三方は金地に蓮池の密畫なり、中間は十疊敷にして、西方の床には人丸の像を畫き明和戊子孟秋應舉の筆雪景の幅を懸け、人丸像の前に青磁の香爐を供ふ、一見山主が風流も忍ばれてゆかしく廣潤なる庭園に面せる一室は八疊敷にして、床に島田雪湖の書ける宗祖の像幅を掲げ、同じく大なる獅子の香爐を置く

庭園

はこの室より正北にあり、即ちこの室にありて蓮池を眺むべく、櫻林の間幽鳥囀るの聲をさくべく、柳のなよよとして風のまに／＼なびくを見、梅の清らかなる、楓の唐錦織りなせる、さては小萩の露に臥せる、薄の月を誘ふなど、松の雪に埋れて緑いよく濃く、實に四時おりの眺めも飽かぬみそのなりかし、庭の名は未だ定まらずとか、いと口惜しけれ、貫主の常住の處は東北隅にあり、

塔中

位階

當山の子院は、往昔三十六宇または二十坊あり、舊記の載する處によれば、六老僧の舊蹟或は中老僧の栖居など少からず、况いて日朗上人は當山に在住すること三十七年の長日月なれば、從て門弟九老僧、其他の老僧等も數多く隨從せしこととて、其數も少なからざりしが、世變はり歳移るといふに、其寺或は所を替へ、或は名を改め其間數度の火災に遭ふて恢復の道立たず、あるは二ヶ寺を合して一院とし、あるは其儘に跡絶へたるなど、または中興の師を記して開祖を記す、其開祖を以て假りに開祖と定むることとせり、而してそがの如きは、當山の法式塔中の象徒年前座配にて坊號院號等の階級ありき、而して古へは寺號を呼は



記さるるあり、九老中老の遺跡なりと傳ふれども、わづかに口碑に止まるなど、其跡茫乎としていつれか眞遺跡たるを識別し難きもあれば、今は只た現時顯著なるもののみを記して事蹟の不明了なるも

ずして各自其衆分の名を用ゆ、故に院と衆との號また混亂し、いつれか眞實の寺號なりしといふも辨し難し、故に今舊名を註するは正徳年中記する所に隨へ且つ享保以來定むる所に依り當今専ら唱ふる所に從ふ、大坊、照榮院、理境院を三院家とし其餘年廟座配にて坊號より院號に進む、また古老を兩頭と、永壽院、南の院は天保二年正月當山第四十七世日教上人の代聖跡法類相續允許となり兩頭の次席に定る、而して三院家の次第開基の人に依るときは照榮院、理境院、大坊と次第すべきを今これを變して大坊、照榮院と次第するは、これ大坊はしかも高祖入滅の靈蹟にして大檀那宗仲の舊邸なるを以てなり、ことに日澄上人は極めて謙讓にして志願崇高に本化の宗を扶翼し、當山を補佐すべき才徳ありしを以て宗仲深くこれを信し家を供し、且つ日朗日輪の兩師も輕じたまはず日朗師在倉のときは獨り本門寺を守護せしごとく功蹟あるを以て三院家中の第一位とし、照榮院は日朗上人棲居の地なればこれを第二位とし理境院は日輪上人の草庵なれば第三位として其外の坊中は年廟座配を以て次第を定むといふ(以上本門寺誌參考)左に塔中の重なるもの、内、本門寺誌を參考して、これが山絡沿革を語り傍ら勝地の大概を述べる處あるべし、

照榮院

妙見坂の右側にあり、朗慶山立善講寺と稱し日朗上人棲居の庵にして正應四年の創立なり、元應二年春入寂の後六十年餘を経て殆んど廢絶の悲境に接したりしを嘉慶年中日鏡上人靈跡の涙没せん事をいたく嘆き再び草庵を興し日朗上人を開祖と爲す後本山本門寺二十二世日玄上人元祿二年四月

鎌倉比企谷寶篋檀林を此地に移して南谷檀林と稱す(此地古へ寺蹟と云ふ)當院代々住職檀林能化の職を兼ね維新の後諸檀林を廢し更に大中教院を設けて學徒を教育す爾來院家職のみを勤む、維新後立善講寺は埼玉縣菅引又町へ引移し一字建立し池上末寺とす△鎮守堂は、妙見大土を安置す、紀伊國大守亞相頼宣卿の現安後善の爲に之を遺立せりと△朗師坂、は長榮堂の脊後、即ち該院へ通坂にして朗師常にこの坂より參勤せしと△朗師松は、この坂の傍らにあり、朗師手栽の松にして、享保の後枯死したり

理境院



總門の左側にあり、日貞を中興の開基とし、其法號に因みて理境院と改めたり、内に大黒天の像を安置す丈廿二寸五分、宗祖の御自作自開眼にして開基日輪上人の感得なりと云ふ、寛保年間別社を創設し遷座し奉る今の、大黒堂なり

即ちもと久成院妙祐山崇安寺と稱せしものにして本山第三世日輪上人の坊號なり、院家第三の席に列す、延寶年中檀越長澤氏の母法號理境院妙淨日貞なるもの田地を寄附す依りて

中道院

靈山橋を入りて左にあり、また一に不二庵と號す、舊名を中之坊といへ六老第五日頂上人の房跡なり、當院第二世日輪師は本山本門寺第二世日輪上人の弟子全七世中道院日陽上人住してより中道院と稱す、舊と南の谷の先きに在りしか後今の地に移せり、本山第廿五世日頂上人已來法類出身の貫主隱栖の所となし、代々位牌及び先哲の靈を安ず今の庫裏は文久二年英師の再建なり、

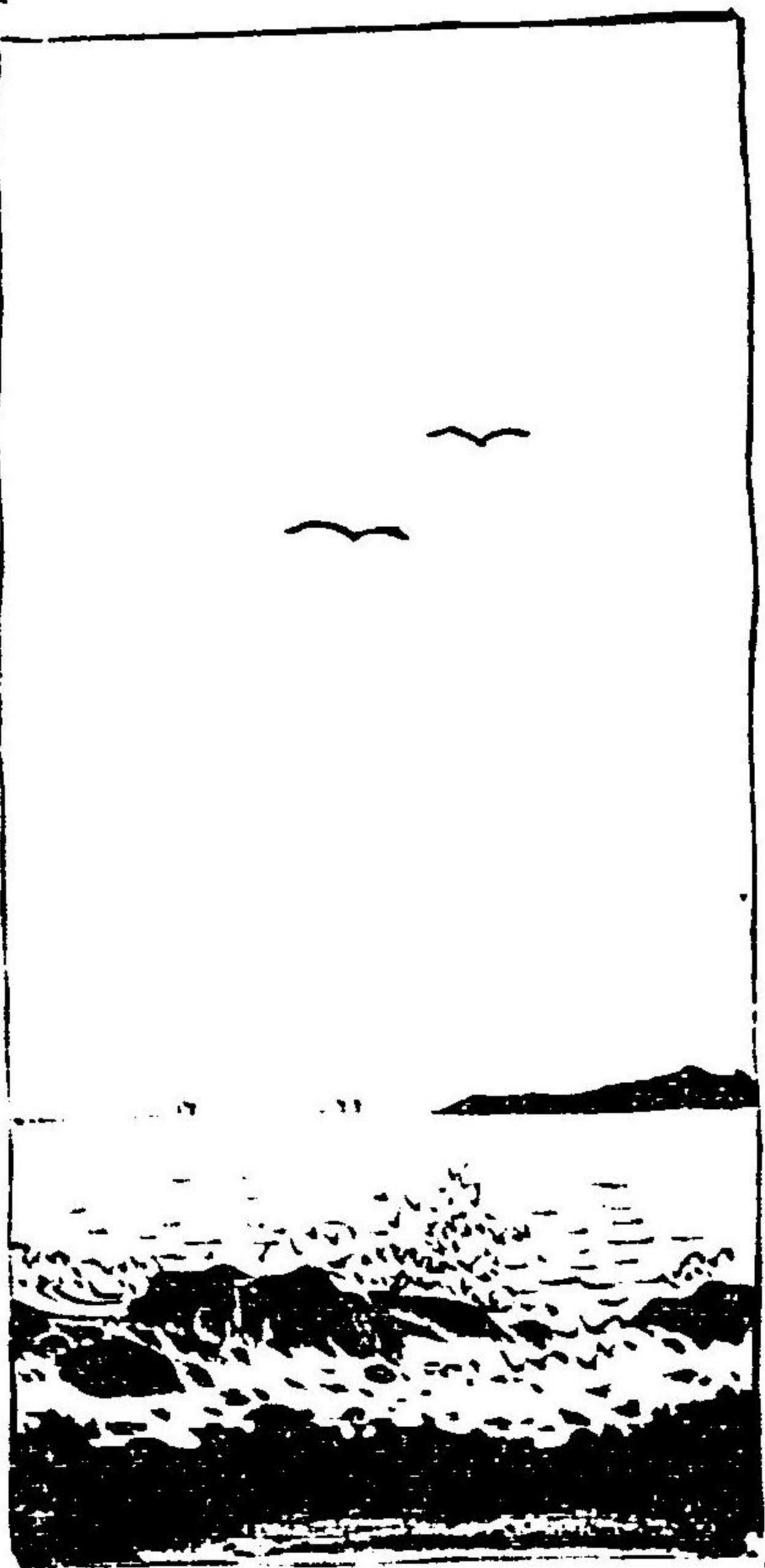
妙玄院

西の院の西隣にありて南面す、開祖は日尊上人にして享保元年本山第廿四世の貫首となり、祖師堂を再建せり、享保十年永紫衣を賜はり、同十二年十月當院を創立して開居し同十八年十二月二日寂す、齡八十二歳、爾來法類出身の貫主隱栖の所となる、

永壽院

妙教院の南隣にあり正門は北に面し、本堂は左側にあり、俗に牡丹寺と稱し、幽邃閑雅なる庭園を有し、庭上樹木蒼鬱として繁り苔滑かに奇石の傍らには牡丹の老樹幾株となく植えられ、遙かに東方を眺むれば羽田の浦の眞帆片帆、森々たる翠波の間に隱見して、白鳥あまかけるの様一幅の畫圖の如く、著者たまく本院主田中存要師に誘はれこゝに一日の逍遙をほしむにす、快いふ可

からず、讀者もし本山に至らば必ず本院をたつねてこの絶景を稱すべし、院はもと蓮乘院といふ心性院日遠上人の開基なり、戸川肥後守安達卿深く日遠上人に歸依し下屋敷五千坪を寄附し一字を草創せん事を謀り、寛永年中當院を創立す(戸川肥後守朝鮮征伐の時後遺命して境内に葬る、法號不礙院覺如日真大居士と稱す、同院が舊と不礙院と號したるは即ち之に取れるなり、蓮乘院の別號は、紀伊大納言頼宣卿の寶母養珠院殿大野本遠寺紀州養珠寺を建立ありて日遠上人を開祖に請す、之に依て日遠上人兩山を弟子*依淺からず、愛子永壽丸殿多病なるを以て宗祖へ除病延壽の立願をなし生長の後は出家せしむべしと祈願せしに所願満足して壯健に生長せしも故ありて果さず依て觀成院日遠を猶子として永壽丸殿の身代りとなし當院へ住職せしむ、國主當院を待するに家老格を以てし、芳心夫人自ら地を境内に卜し墓を作り、華香料田二十石を寄附す、故に寶永以後永壽院と曰ふ、戸川肥後守殿を開基檀那



日東上人へ譲られ東師茲に幽栖せしを以てなりと、また紀伊頼宣卿御愛女因州の太守光仲公の室芳心夫人松平氏當院の師

とし、芳心院殿を中興開基檀那とす、其廟今猶ほ存在す芳心院の墓は庭園の南方にあり、俗に万兩塚と稱し、四面に深さ八尺許の堀を穿ち、中央に基石を建つ、院性來蛇を嫌ふこと甚しきためかくは四方に堀を穿ちて死後尙防禦に供せしといふ、内に日蓮上人の曼陀羅數幅あり遠上を開祖とし日蓮を中興とす、

南の院

本山の麓にあり、本院は舊と大成辨院と號し六老第一大成辨阿闍梨日昭上人の庵室なり、弘安五年九月身延山より宗祖に隨從し來て當院を開創せり、爾後日朗上人鎌倉にて弘通の時は代りて本門寺を守らしめたりといふ、本院は狩野家の菩提所なり、

西の院

會所櫻の石段を南に下り左側にあり、六老第三日興上人の開基にして舊地は市の倉貨船の社の傍松柏鬱然たるの下若海に面するの屋敷なりとぞ、後に今の地に移す、又寛永己後寶樹坊を併せ移すもと寶樹坊は中老日法上人の庵室にして後に西之院と號せり、

嚴定院

西の院の右側にして南に面す、もと成就坊と稱し嚴定院日尊上人（日朗上人の法弟）の開基なる

が故に嚴定院と稱せるなり

覺源院

南の院の東南にあり、開基は佛乘院日現上人にして永正十二年十九歳にて西京より來て當院を創立す、妙法坊と號す、時に大檀那井出十郎左衛門爲成法號正心院覺源日性の名に依り覺源院と改稱せり日現上人は天文十九年本山本門寺十一祖の貫主となり大僧都法印となる、

安立院

裏門の東側にあり、舊と上之坊と呼ぶ、九老日澄上人の草創なり、日朗上人を師とす、宗仲大坊を建て澄師を請す澄師本行寺の大坊へ移りて當院を日恩師に譲ると云ふ、

東の院

安立院の傍らにあり、舊と辻の坊と云ふ、六老第六日持上人の開基にして弘安五年九月宗祖に隨從し來て當院を草創す、今に日持屋敷と呼ぶ天保十二年雜司谷威應寺廢寺の際其餘材を以て今の地に再建することなし威應寺住職日證上人これが遺骸を監督す、俗に一橋御殿の題目堂といふものこれなり、

心淨院

妙教院

妙教院の西隣にあり、もと日輪上人元享年中草創して幽棲せられしものにして、大泉坊と稱せり。後ち日徳上人師跡の絶ることを憂へ自ら中興となり日輪上人を開基とし自ら第二世となりたり、

養源寺

長榮堂の西方杉林中にあり、もと蓮光坊と稱せしがしばらく中絶し寛保三年妙教日理尼再建せり、妙見坂の下照榮院の東隣にあり、松平右近太夫殿母儀養源院殿の建立にして本山第十八世日輪上人を以て開基とす、享保四年十一月六日同六年十一月十一日御成の節御膳所となる、初め建立の時公儀へ願ひ出しに新寺建立相成難き由を以て濱竹村長勝山本成寺を移し養源院の法號に因みて養源寺といふ、寺寶には宗祖筆一部一卷細字の法華經あり(橋本日勝尼開基同人の丹紙に由て永續方立てり云々)

常仙院

靈山橋の南橋狀にあり、舊と玉藏坊と云ふ、本山第九世日純上人を以て開基とす、天文十八年上人常院を草創して閑居す、殆んど仙境に生を養が如く只幽栖して塵事の遮るなし、故に常仙院と命したりと、相傳御園村月村宗親死して葬送の途次雷激して死者の右腕を擡取せしとき純師所念せしに空中に聲あつて日純に返すとなり此の奇特の事を聞て遠近より除雷の守を乞ふもの日々門前に群

を爲す、

本妙院

常仙院と坂本院との中央にあり、舊と妙藏坊と稱す、九老僧日傳上人の舊跡にして、西谷にありしが、元龜四年焼失す、時に本山第十二世日愷上人用材資金を與へて常院を草創す、由て上人を以て開基とす上人は二條關白昭賢公の猶子にして徳川家康公と親み向上人の開基なり、慶長年中本山第十三世日尊上人補理を加へて隱栖す、故に日輪上人を以て中興とす、



本成院

靈山橋の左中道院の北隣にあり、もと北之坊成は喜多院とも號す、六老僧第五日

坂本院

總門の側右方にあり等覺院と號す、九老僧日行上人の舊趾なり、本山第十九世日豐上人寛文年中再興して此れに閑居すと、

大黒堂

總門を入りて右側にあり、大黒天像を安置す、像の背後に法華守護日蓮作の七字あり、もとの像は理境院にありしが寛保年中別社にうつし、後天保年間日教上人の弟子志田妙好日蓮尼今の地に再建す、

石垣

總門内外兩側の石垣は當山第六十六世日舜上人の新築にして明治二十六年十月の着手なり、

池上宗仲夫婦の墓

高祖聖人の化を尊み、歸依の心ますます堅く、己が採色をあげて本門寺草創の基を開ける池上右衛門太夫宗仲夫婦は、日蓮宗史上彼身延波木井實長等とともに特筆すべき人傑なるべし、しかもこの大坂越宗仲夫婦の墓所は、今尚ほ嚴平として祖師廟所の傍らに存在し、地下にあつて尚ほ且つ高祖聖人の傍らにあるが如し、碑面には「朗賢院日宗居士」「妙宗日加禪尼」と並び刻まれ四面には石の玉籠をめぐらし、墓前の香爐には香華の烟絶ゆることなく古りたる石燈には信者の手向けし燈火消

る時なし、碑は當山第五世日頭上人の改築にかへはり、法號は日朗上人の授くる處、宗仲性は藤原氏禁闕四部官の一にして建長年間宗尊親王に從ひ來て鎌倉に仕へ邑を池上の地に食む、嘗て康元元年西辰八月鎌倉に於て高祖の化を受け檀越となる、信力篤ならず毎歲供を身延山に送り参らす後聖人より書六卷をたまはる、正應元年十月十三日旗曼陀羅記を作る、弘安六年九月十三日没す、其孫裔大師河原村に住し今尚ほ連綿として繁昌す、宿縁またさもあるべき事なり、

歴代の廟所

祖師の御廟を右に拜しつ、更らに西に向つて進む事殆んど數間にして、雲々たる古碑相並べるもの即ち當山歴代の墳墓なりとす、

諸家の廟所

名にし負ふ日蓮宗の古名山なれば、諸侯名士の歸依深く、從つてこの地に遺骸を止むるもの多く、まつそれが重なる諸家の廟所を擧ぐれば左の如し、
△松平家廟△上杉家廟△徳川家廟(二ヶ所)△細川家廟(二ヶ所)△前田家廟△松平左京廟
右は、墓所の右の方なる杉林の間道をたどりゆき、安立院と東光院の此方にあたり、或は丘上に或は平地に存在す、
△阿部家廟△水野家廟(二ヶ所)